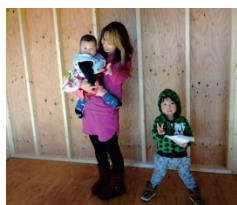


長生村

子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度



平成27年
長 生 村

村長挨拶



平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援量の拡充や質の向上を進めていくため、「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートすることになりました。

村の人口は減少傾向にあり、子どもの数も年々減っていくことが予測されます。しかし、結婚・出産後も働き続ける女性の増加、働きに出ざるを得ない母親たちの増加、女性の社会での活躍をバックアップする取り組み等により、保育のニーズはますます高まる一方です。

子育てをしながら働けるような環境づくりを進めていくために、子ども同士と一緒に遊び共に育つ場としての保育施設・保育環境等の整備が求められています。安心して子供を生んで育てる健全な環境を作りたいと考えます。

そのため、村では子ども・子育て支援事業計画と次世代育成推進法の10年延長をうけ、次世代育成推進計画も継承して、本計画に盛り込むこととしました。

この計画では、保育施設の老朽化や少子化、そしてニーズ調査を踏まえて、教育内容の充実をはかるため、認定こども園への移行を課題として検討していきます。

多様化する保育ニーズに応え、すべての子どもたちが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てができる喜びを感じられるために、「健やかで安心な子育てができるまち 長生」の実現に向け、この計画に取り組んでいきたいと考えます。

平成 27 年 3 月

長生村長 小高 陽一

目 次

序 論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
第1節 計画策定の背景	2
第2節 子ども・子育て施策の動向について	2
第2章 計画策定の基本事項	4
第1節 子ども・子育て支援法	4
第2節 計画の位置付けと期間	5
第3節 計画の策定方法	6
総 論	7
第1章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題	8
第1節 長生村の概況	8
第2節 教育・保育の状況	15
第3節 家庭・地域の状況	20
第4節 策定にあたっての課題	24
第2章 計画の基本理念及び施策の展開	29
第1節 子ども・子育ての基本理念	29
第2節 基本目標及び施策の体系	29
各論Ⅰ 子ども・子育て支援事業	35
第1章 子ども・子育て支援事業の実施	36
第1節 教育・保育提供区域の設定と事業量算定に関する留意事項	36
第2節 新制度における認定基準について	37
第3節 教育・保育の量の見込み及び提供体制	39
第4節 地域子ども・子育て支援事業の算出	43
第5節 地域子ども・子育て支援事業量の見込み及び提供体制	45
各論Ⅱ 子ども子育て支援施策〔次世代育成支援対策地域行動計画〕	51
第1章 地域における子育ての支援	52
第1節 子育て支援のネットワークづくり	52
第2節 児童の健全育成	53
第3節 経済的支援の充実	55
第2章 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進	56
第1節 子どもや母親の健康の確保	56
第2節 食育の推進	59
第3節 思春期保健対策の充実	60
第4節 小児医療の充実	61

第3章 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備	62
第1節 次世代の親の育成	62
第2節 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	62
第3節 家庭や地域の教育力の向上	67
第4節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	69
第5節 子どもの権利づくりの推進	70
第4章 子育てを支援する生活環境の整備	71
第1節 良好な住宅と居住環境の確保	71
第2節 豊かなまちづくりの推進等	72
第5章 仕事と家庭の両立の推進	74
第1節 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等	74
第2節 仕事と子育ての両立の推進	75
第6章 子どもの安全の確保	76
第1節 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	76
第2節 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	77
第7章 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	78
第1節 児童虐待防止対策の充実	78
第2節 ひとり親家庭の自立支援の推進	79
第3節 障がい児施策の充実	80
各論Ⅲ 計画の推進	83
第1章 計画の推進に向けて	84
第1節 計画の推進状況の点検	84
第2節 計画の推進状況の公表	84
第2章 住民への意識啓発の推進	84
第1節 次世代育成支援に対する意識啓発の推進	84
第2節 庁内推進体制の強化	84
資料編	85
第1章 審議・会議等に係る資料	86
第1節 健康づくり推進協議会(子ども・子育て会議)に係る資料	86
第2節 長生村健康づくり推進協議会委員名簿	87
第3節 策定経過	88
第2章 法制度に係る資料	89
第1節 子ども・子育て関連3法	89
第2節 策定に係る法律	90
第3章 その他	91
第1節 統計資料	91
第2節 用語解説	96

序 論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

近年、少子化の進行や世帯規模の縮小による家族構成の変化や人間関係の希薄化が顕著となっており、子育てへの不安感や孤立感を抱いている子育て家庭が多くなっています。

このような社会の変化に対応して、国では平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、少子化対策としての総合的な子育て支援を進めてきました。

しかし、社会の状況は、

「女性の社会進出による低年齢児保育ニーズの増大」や

「若い子育て世代が抱える育児不安」

さらには子育て以前の「子どもを持つということへの意識の低下」

など、子ども子育てをめぐる環境は、社会情勢とともに急激に大きく変わりつつあります。

このため政府は、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を始め、その後、平成24年には、子育てをしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この3法に基づいて平成27年度から施行される新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - (2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - (3) 地域の子ども・子育て支援の充実
- に取り組むこととなっています。

本村でも、『子どもは、次の時代を担うかけがえのない存在であり、子どもが安心して育つことができる環境、また、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備していくためには、地域社会全体で子育てを支えていくことが重要である。』という認識は、次世代計画一『平成21年度に1市5町1村で策定した「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画(後期計画)」』策定時から変わりませんが、この計画の期間満了に伴い、今後、国の新制度の下、本村民に適切なサービス支援を展開することで、子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境を整備し、

「健やかで安心な子育てができるまち 長生」

の実現を目的に、「長生村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

第2節 子ども・子育て施策の動向について

(1) 「子ども子育て関連3法」と子ども子育て新制度への移行

子ども・子育て支援については、「保育環境の整備」や「子育て家庭を社会全体で支援」をするという、“子どもを生みやすい・育てやすい環境づくり”という、子どもを生み育てる側の視点に立った教育・保育サービスの提供等の総合的な施策が少子化社会対策基本法（平成15年制定）等に基づき、講じられてきましたが、この間に少子化は止まることはありませんでした。

それを受け、平成22年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、同月に公布されました。

この関連3法は、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、「子ども・子育て家庭を社会全体で支援する」ことを目的とし、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援を総合的に推進していくとするものです。

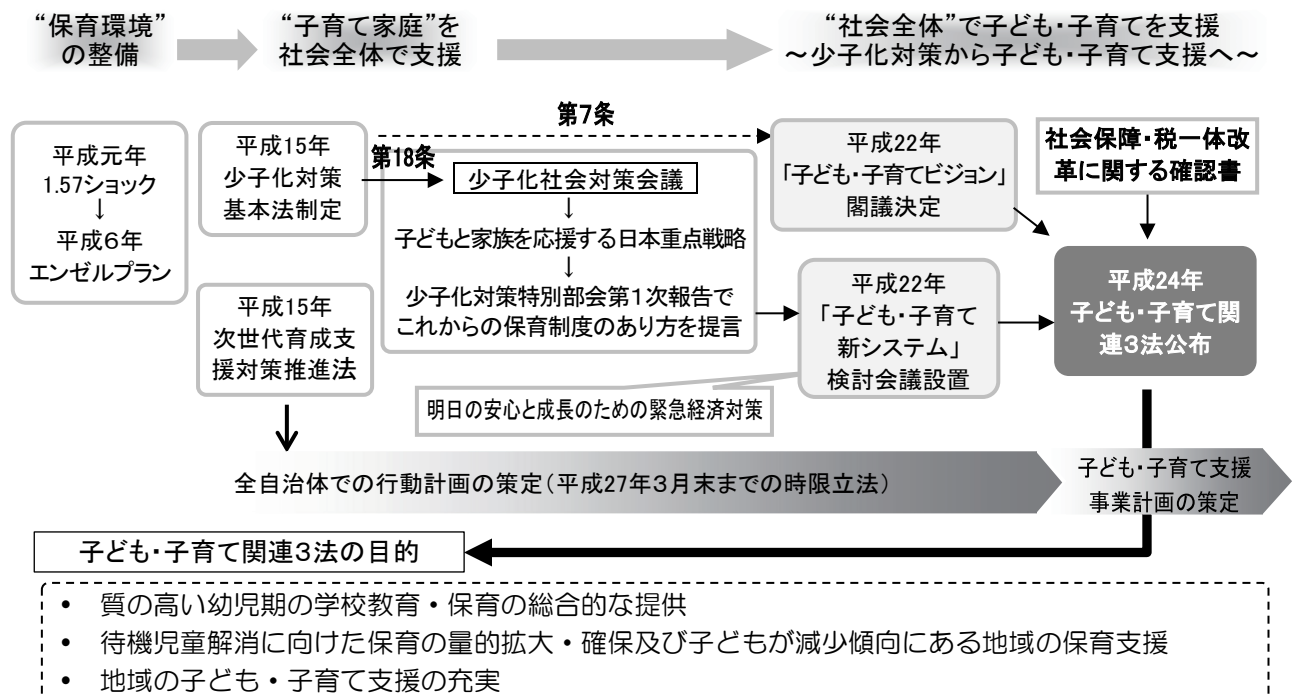
市町村には、国の指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌標準等を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新制度の給付・事業の需要見込み量、提供体制の確保内容及びその実施時期等を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

また、時限立法である「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定された『次世代育成支援行動計画』は義務策定から任意策定に変更されました。

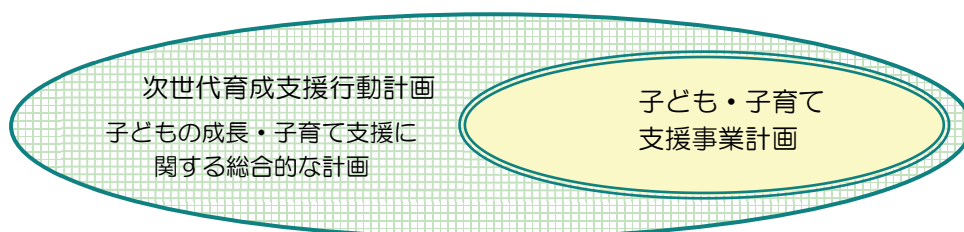
本村では、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画(後期計画)」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、子どもの成長・子育て支援に関する総合的な計画である『次世代育成支援行動計画』と、幼児期における「学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画」である「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定します。

「子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、策定されるものです。

また、本村における本計画の位置付けは、村総合計画の分野計画であり、関連する村の保健・医療・高齢者・介護・障がい者・教育分野の計画及び方針との整合を図ります。



子ども・子育て支援の意義＝子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現



第2章 計画策定の基本事項

第1節 子ども・子育て支援法

(1) 計画の法的根拠と役割

「長生村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、子ども子育ての推進に関する事項として定められている、以下の事項について記載します。

- ①. 区域の設定
- ②. 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

また、次世代育成支援対策推進法の改正により、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されたことを受け、同法第8条で定める「市町村行動計画」としても位置づけ、「長生村次世代育成支援行動計画」の考え方を本計画に継承します。

本計画でも同法に基づき、以下の事項について記載します。

- ①. 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- ②. 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

なお、本計画は、本村全体の子育て支援とも深く関わりを持つため、上位計画である「長生村総合計画」や、その他関連計画との整合、連携を図るものとします。

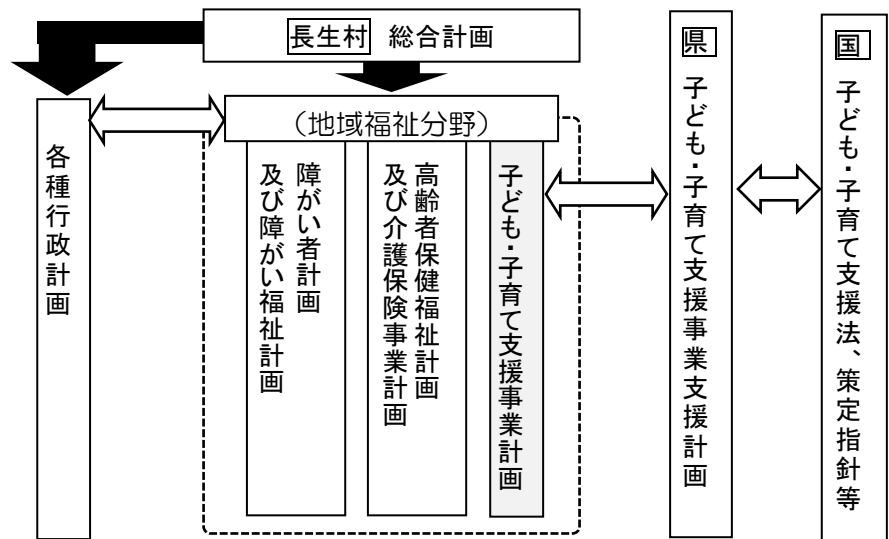
特に、障がい児支援の体制整備にあたっては、障がい福祉計画との整合性を図るとともに、子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

第2節 計画の位置付けと期間

(1) 他計画との関連及び計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援に関する分野別計画として、関連する各種計画との連携を図ります。

図表2-1 計画の関連イメージ



また、本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

■ 関連分野の計画等

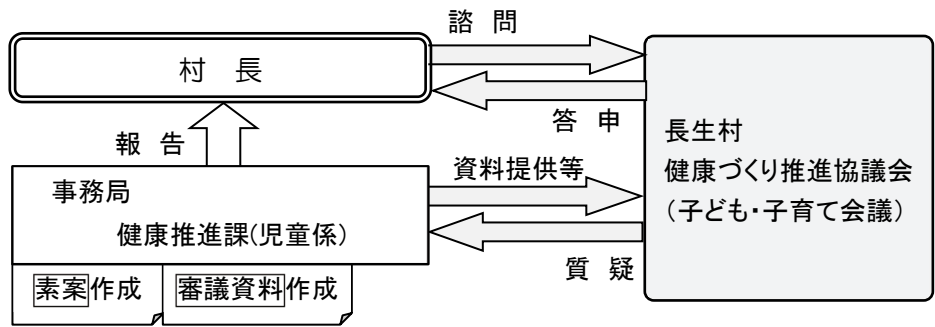
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
第5次長生村総合計画	基本構想（平成23～32年度）								
基本計画	前期基本計画 （平成23～27年度）			後期基本計画 （平成28～32年度）					
地域福祉分野									
子ども・子育て分野	（長生都市次世代育成支援対策地域行動計画） 後期計画（H22～26年度） 子ども・子育て支援事業計画(当該計画) 見直し 次期計画(策定)								
高齢者福祉分野	第5期計画	高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画				第7期計画(策定)			
障がい福祉分野	第3期計画	第4期長生村 障がい福祉計画				第5期長生村 障がい福祉計画(策定)			

第3節 計画の策定方法

(1) 計画策定の体制

- 1) 長生村健康づくり推進協議会(子ども・子育て会議)による検討
- 条例に基づく会議において、村長より諮問し、全7回にわたる審議を経た後、答申をいただきました。会議は、学識経験者を始め、保護者の代表等の19人で構成されています。
- 2) 庁内組織による検討
- 庁内における策定期間中の検討組織として、健康推進課に事務局を設け、素案の作成や関係組織との調整等を行いました。

図表 2-2 検討組織 体系図



(2) 村民意見・ニーズの把握と反映

本計画への村民意見の反映を目的に、子育て支援ニーズ調査を実施しました。

- 1) 子育て支援ニーズ調査の実施
- 本調査は、新制度に基づく計画を策定するため、子どもの保護者に対し、子育てなどの生活実態やご要望、ご意見などを把握するとともに、必要な事業量を算出することを目的として実施しました。

■ 調査対象者・調査方法等

	就学前児童(0～5歳)の保護者	就学児童(小学3年生まで)保護者
対象者	村内在住の対象児童の保護者の全て	村内在住の対象児童の保護者の全て
実施時期	平成25年11月29日(金)～12月13日(金)	平成25年11月29日(金)～12月13日(金)
配布・回収方法	保育所在籍児は手渡し、それ以外は郵送。	学校を通じて児童に手渡し。

■ 調査結果

	村内児童数		児童数	世帯数(配布票数)	備 考
就学前児童	673人 (H25.11.1現在)	対象	673人	502世帯	保護者の負担を考慮し、調査票は世帯で1票を配布。
		結果	473人	415世帯	
		回収率	70.3%	82.7%	
就学児童	327人 (H25.11.1現在)	対象	297人	297世帯	対象児童1人に1票を配布。実際に配布できたのが297人。
		結果	265人	265世帯	
		回収率	89.2%	89.2%	
合 計	1,000人 (H25.11.1現在)	対象	970人	799世帯	
		結果	738人	680世帯	
		回収率	76.1%	85.1%	

総論

第1章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

第1節 長生村の概況

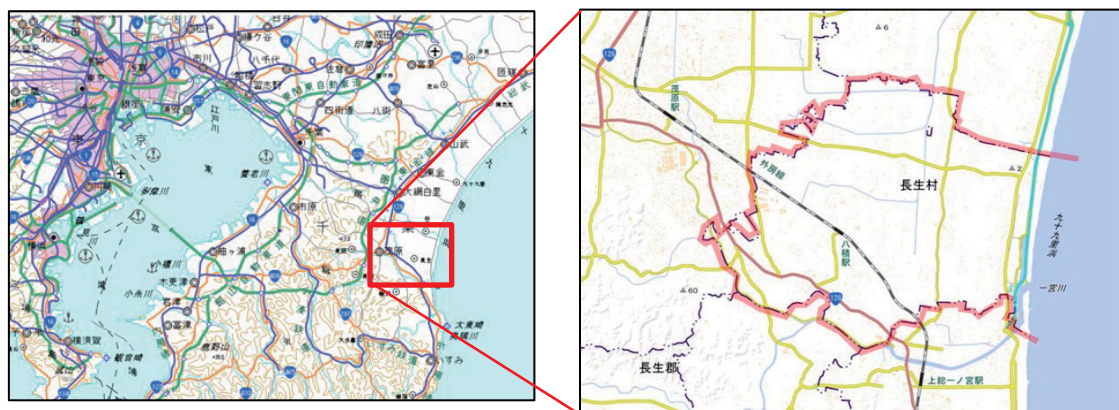
(1) 地理的状況

本村は、九十九里海岸に面した千葉県の一部に位置し、首都東京から約60kmの距離で鉄道や高速道路利用で東京駅から2時間圏内にあります。美しい海岸一帯は県立九十九里自然公園内にあり、温暖な気候で東京からも近いため、首都圏の海浜レクリエーション地として知られ、夏季には海水浴客でにぎわいをみせています。

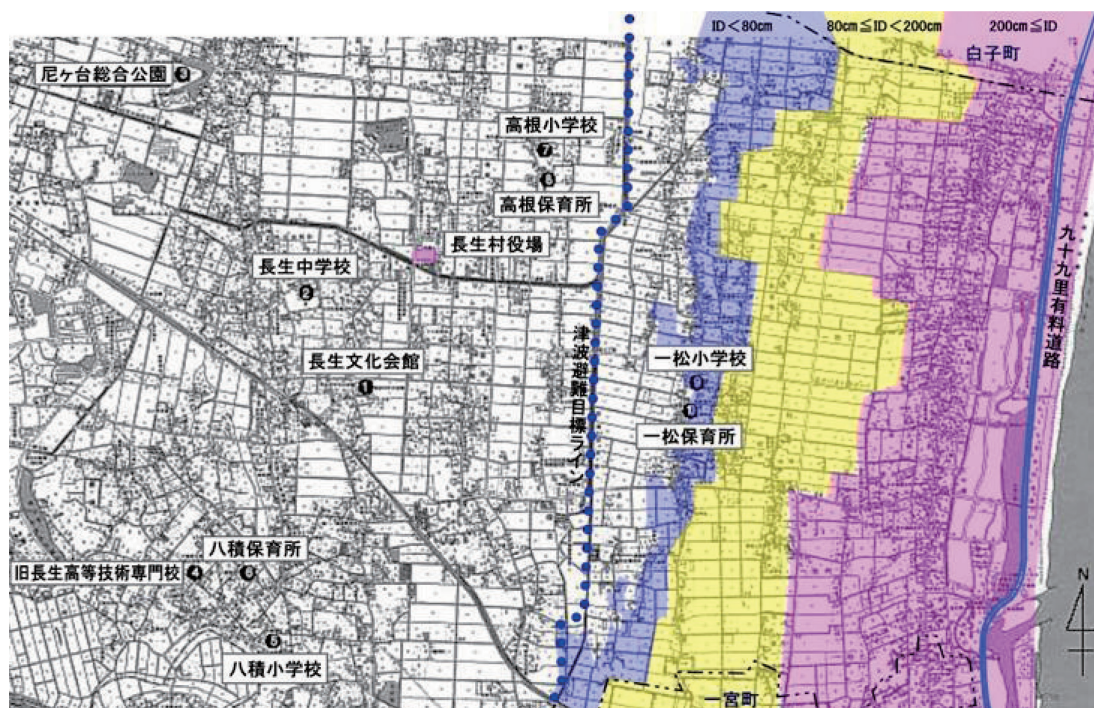
村域全体が低平な沖積平野に展開しており、2011年の東日本大震災の時には津波が襲来しましたが、幸いに九十九里有料道路が海岸堤防として機能し、本村の被害は軽微でした。

しかし、1703年の元禄地震の時には、海岸から約1km内陸の一松地区の集落まで津波が到達し、大勢の人が亡くなっています。

図表1-1 長生村の位置図



図表1-2 長生村の主要公共施設と津波浸水想定範囲



※1 長生村資料と千葉県作成の津波シミュレーション結果より作成。

※2 津波の浸水深さ(ID)は、過去最大の津波(元禄地震)の10mの場合のシミュレーション結果。

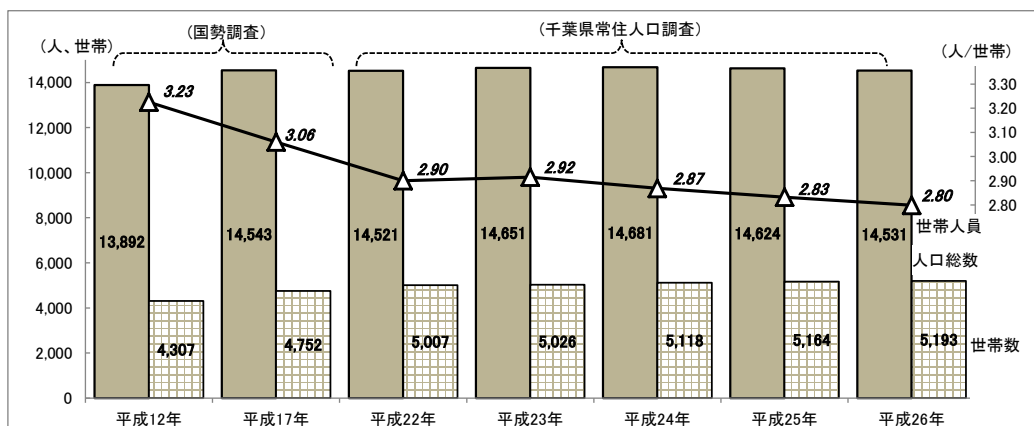
(2) 人口及び世帯の状況

1) 総人口と総世帯数

国勢調査結果に基づいて毎月の人口動態を加味して千葉県が推計している「千葉県常住人口調査」によると、本村の総人口は平成24年をピークに近年若干の減少傾向にあり、実数では平成24年の14,681人から平成26年には120人減少し、14,531人となっています。

このように本村では、総人口が減少傾向にあるものの、世帯数は増加傾向にあるので、1世帯あたり人員は平成12年の3.23人から平成26年の2.80人へと減少しています。

図表1-3 総人口と世帯数総の推移



	国勢調査 (10月1日)			千葉県常住人口調査 (4月1日現在推計)				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人口総数	13,892	14,543	14,752	14,521	14,651	14,681	14,624	14,531
男性	6,874	7,162	7,241	7,134	7,175	7,193	7,149	7,124
女性	7,018	7,381	7,511	7,387	7,476	7,488	7,475	7,407
世帯数	4,307	4,752	5,032	5,007	5,026	5,118	5,164	5,193
世帯人員	3.23	3.06	2.93	2.90	2.92	2.87	2.83	2.80

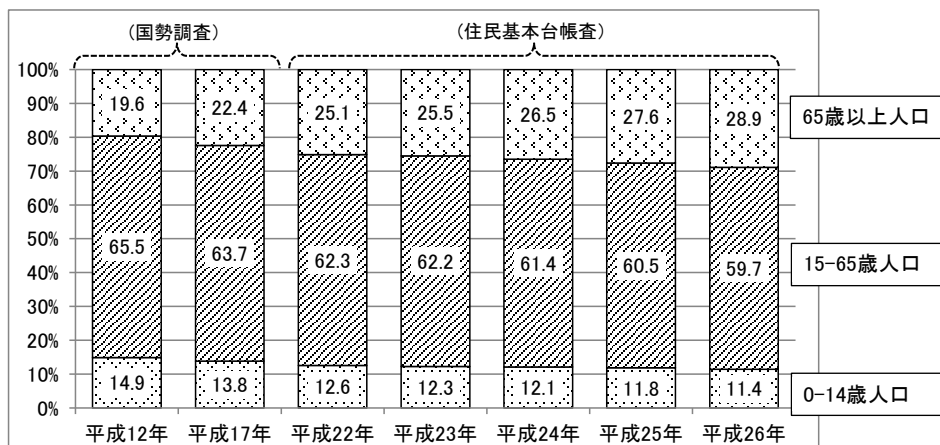
※1. 「千葉県常住人口調査」は、国勢調査結果から、毎月の人口動態に基づく千葉県による推計値。

※2. ここでの「世帯」とは、後述する家族類型別世帯の一般世帯のことではなく、施設入所者、病院、寮等に居住するものも各個別に世帯として扱った総数を意味し、一般世帯よりも多くなる。

2) 年齢三区分別人口

本村の高齢化率は、平成22年に25%を迎えており、以降は高齢者人口の増加に伴い、構成比は上昇を続けています。

図表1-4 年齢3区分別人口構成の推移



		国勢調査（10月1日）			住民基本台帳人口（4月1日現在推計）				
		平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人口 (人)	0-14歳人口	2,070	2,004	1,873	1,886	1,824	1,797	1,766	1,697
	15-64歳人口	9,092	9,224	9,025	9,365	9,255	9,154	9,040	8,859
	65歳以上人口	2,729	3,249	3,854	3,775	3,797	3,949	4,128	4,285
	総数	13,892	14,543	14,752	15,026	14,876	14,900	14,934	14,841
構成 比	0-14歳人口	14.9%	13.8%	12.7%	12.6%	12.3%	12.1%	11.8%	11.4%
	15-64歳人口	65.5%	63.7%	61.2%	62.3%	62.2%	61.4%	60.5%	59.7%
	65歳以上人口	19.6%	22.4%	26.1%	25.1%	25.5%	26.5%	27.6%	28.9%

※1 住民基本台帳人口の平成25年以降は外国人登録者を含む（法改正）。

※2 国勢調査の総数には、年齢不詳を含む。

※3 構成比は、年齢不詳を除いて計算した値。

3) 世帯構成の推移

世帯の種類別にみると、本村でも単独世帯が年々増加し、反面3世代世帯が大きく減少しています。

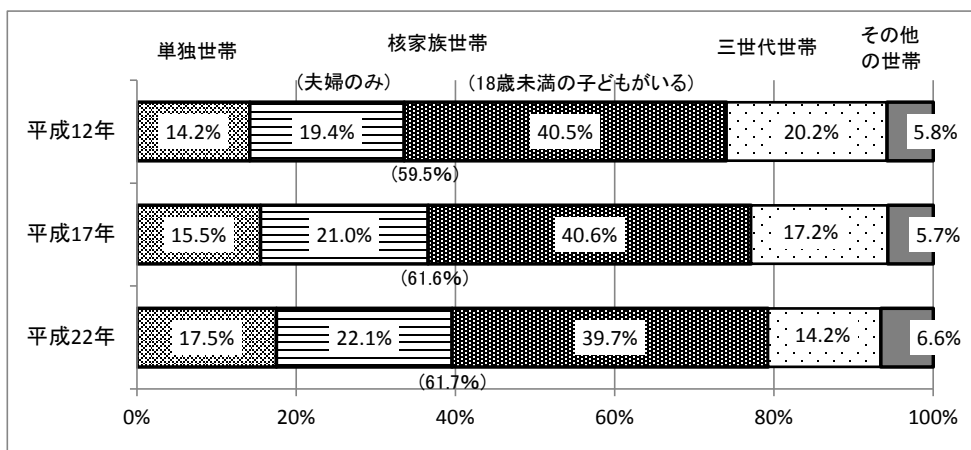
核家族世帯は、全体としては大きな変化はありませんが、夫婦のみの世帯が増加し、18歳未満の子どもがいる世帯の割合が若干の減少傾向となっています。

図表1-5 一般世帯に占める類型別世帯構成の推移（世帯）

区分		平成12年		平成17年		平成22年	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
一般世帯人員 ②		13,742人		14,285人		14,507人	
一般世帯数	親族のみの世帯	3,674	85.5%	3,967	84.2%	4,099	81.6%
	核家族世帯	2,573	59.9%	2,903	61.6%	3,102	61.7%
	3世代世帯	866	20.2%	809	17.2%	711	14.2%
	非親族を含む世帯	14	0.3%	13	0.3%	45	0.9%
	単独世帯	609	14.2%	732	15.5%	880	17.5%
	計（一般世帯）	4,297	100.0%	4,712	100.0%	5,024	100.0%

資料：国勢調査

※ 一般世帯とは、施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生、病院の入院者、社会施設の入所者等）以外をいう。



資料：千葉県常住人口調査月報（各年4月1日）

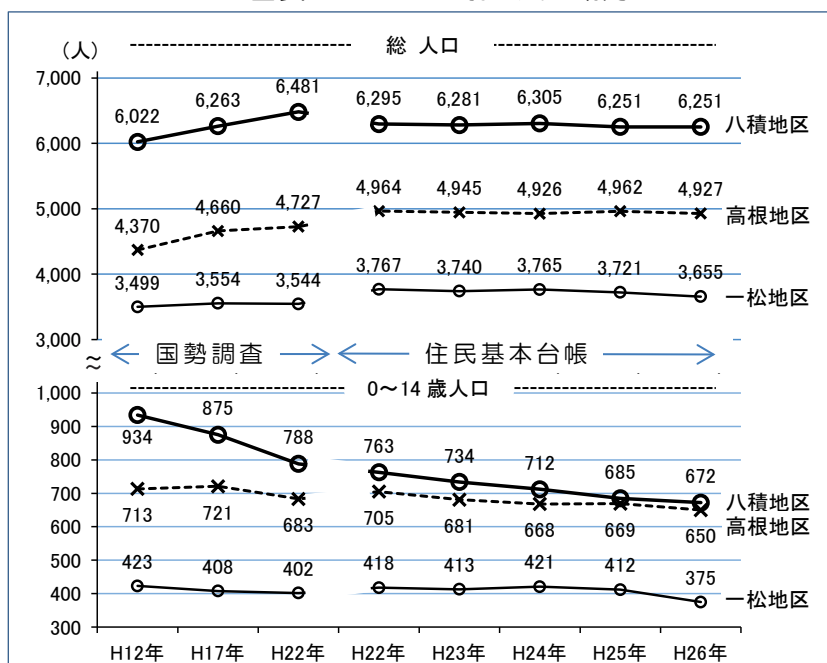
※ 平成25年以降は外国人登録者を含む（法改正）

4) 地区別の人口動向

0～14歳の子どもの人口については、村全体では平成12年以降、減少傾向が続いていますが、地区別にみると、平成22年に対して26年には八積地区が88.1%(=672/763)、一松地区が89.7%(=375/418)であるのに対して高根地区は92.2%(=650/705)と減少率が小さくなっています。

また、総人口に対する0～14歳人口の割合を地区別にみると、平成26年には八積地区と一松地区は10%台まで低下していますが、高根地区は13%台を保っています。

図表1-6 地区別の人口動向



※ 国勢調査；10月1日現在 住民基本台帳；4月1日現在。

図表1-7 長生村の地区別人口の動向

	年齢階層	地区別	国勢調査（10月1日）			住民基本台帳人口（4月1日）				
			H12年	H17年	H22年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
実数 (人)	長生村 計	計	13,891	14,477	14,752	15,026	14,966	14,996	14,934	14,833
		八積	6,022	6,263	6,481	6,295	6,281	6,305	6,251	6,251
		高根	4,370	4,660	4,727	4,964	4,945	4,926	4,962	4,927
		一松	3,499	3,554	3,544	3,767	3,740	3,765	3,721	3,655
	0-14歳	計	2,070	2,004	1,873	1,886	1,828	1,801	1,766	1,697
		八積	934	875	788	763	734	712	685	672
		高根	713	721	683	705	681	668	669	650
		一松	423	408	402	418	413	421	412	375
構成 比 (%)	0-14歳	計	14.9	13.8	12.7	12.6	12.2	12.0	11.8	11.4
		八積	15.5	14.0	12.2	12.1	11.7	11.3	11.0	10.8
		高根	16.3	15.5	14.4	14.2	13.8	13.6	13.5	13.2
		一松	12.1	11.5	11.3	11.1	11.0	11.2	11.1	10.3

5) 世帯の種類別の子どもの人数

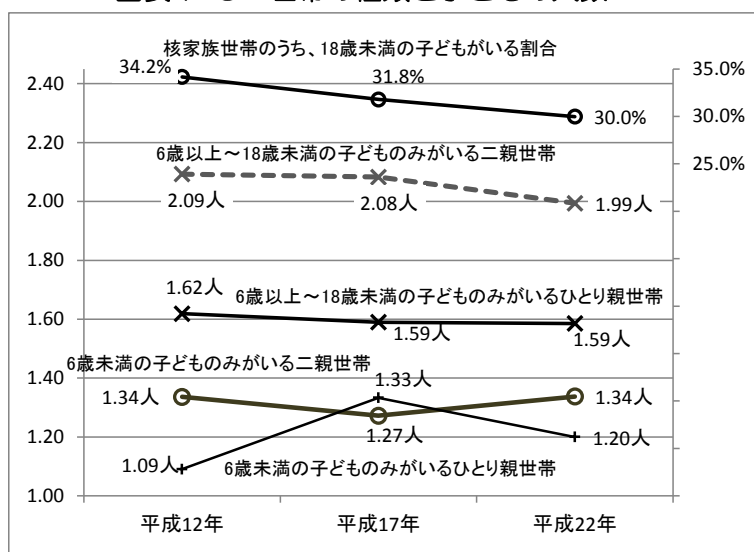
平成12～22年の国勢調査より子どもがいる世帯の子どもの人数について推移をみると、二親世帯では[0～6歳未満の子ども]がいる世帯の子どもの人数は平均1.3人前後を推移しています。

また、同様に二親世帯の[6～18歳未満の子どものみ]がいる世帯の子どもの人数は平成12年の平均2.09人が平成22年には1.99人へと減少しています。しかし、[0～18歳未満の子ども]がいる世帯の同年齢層の子どもの平均は1.77人から1.74人へとわずかな減少にとどまっています。

以上より、子どもがいる夫婦は平均すると2～3人の子どもを設けていると推測されます。

また、ひとり親世帯では、6歳未満の子どものみがいる世帯の子どもの数は二親世帯とほぼ同じですが、6～18歳未満の子どものみがいる世帯では二親世帯よりも大幅に少なくなっています。

図表1-8 世帯の種類と子どもの人数



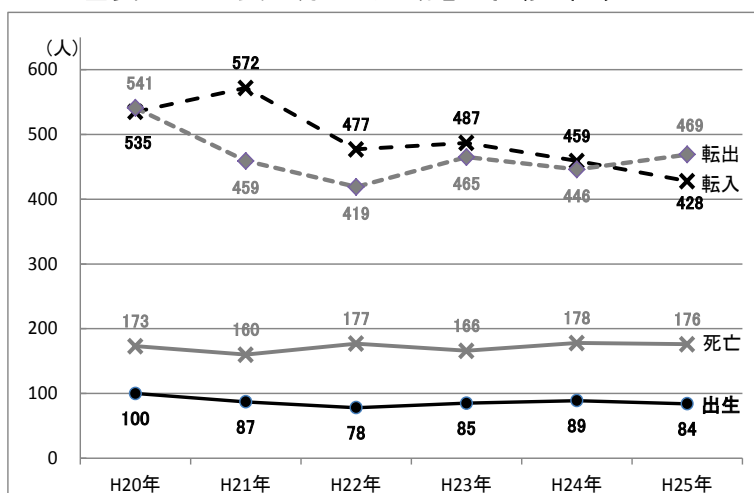
資料：国勢調査（各年10月1日現在）より作成。

6) 人口動態

本村の平成20年以降の社会動態については転入が転出を上回って増加していましたが、増加数は年々低下し、最近では減少に転じました。

一方、平成20年以降の自然動態は死亡が出生を上回って自然減が続いていましたが、死亡数はほぼ一定であるのに対し、出生数は減少傾向にあるため、全体としては平成21年以降、減少幅が拡大しています。

図表1-9 長生村の人口動態の推移（人）



資料：「千葉県常住人口調査年報」より作成。

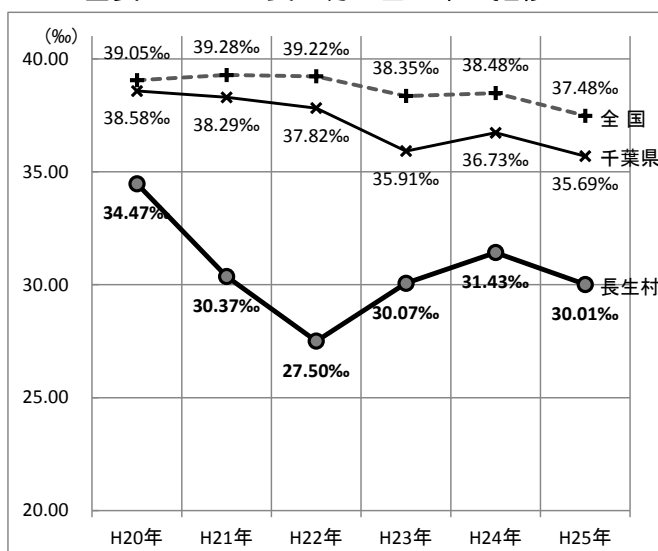
区分	各年10月1日～翌9月30日の1年間							
	全体の増減数	自然動態		社会動態				
	増減数	増減数	出生	死亡	増減数	転入	転出	その他
平成20年	-87	-73	100	173	-14	535	541	-8
平成21年	233	-73	87	160	306	572	459	193
平成22年	-46	-99	78	177	53	477	419	-5
平成23年	-55	-81	85	166	26	487	465	4
平成24年	-77	-89	89	178	12	459	446	-1
平成25年	-133	-92	84	176	-41	428	469	0

7) 出生率

出生数の動向についてみると、15-49歳の女性人口が減少を続けていることに加えて、出生率も低下傾向にあることがわかります。

また、女性の生涯出産数を示す合計特殊出生率の推移をみると、最近では全国、千葉県のいずれも若干の上昇傾向であるのに対して本村では増減はあるものの、低下傾向となっています。

図表1-10 長生村の出生率の推移



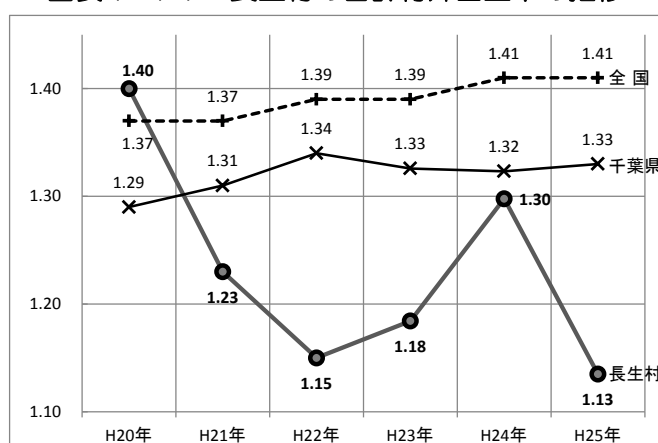
区分	対15-49歳女性の出生率(‰)			各年10月1日～翌9月30日の1年間の出生数			15-49歳女性人口(4月1日現在)		
	長生村	千葉県	全国	長生村(人)	千葉県(人)	全国(千人)	長生村(人)	千葉県(人)	全国(千人)
平成20年	34.47	38.58	39.05	100	53,097	1,074	2,901	1,376,456	27,501
平成21年	30.37	38.29	39.28	87	52,769	1,071	2,865	1,378,023	27,270
平成22年	27.50	37.82	39.22	78	52,095	1,062	2,836	1,377,627	27,078
平成23年	30.07	35.91	38.35	85	49,239	1,034	2,827	1,371,069	26,966
平成24年	31.43	36.73	38.48	89	49,810	1,032	2,832	1,356,201	26,812
平成25年	30.01	35.69	37.48	84	47,856	997	2,799	1,340,975	26,604

資料：千葉県の値は、「千葉県常住人口調査」。 全国は、人口動態統計（厚生労働省）

※1 平成25年の全国の出生数は、6月までの実績からの推計値。

※2 出生率の単位「‰（パーミル）」は千分率を指す。本数値では、各年4月1日人口で算出している。

図表1-11 長生村の合計特殊出生率の推移



区分	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
長生村	1.40	1.23	1.15	1.18	1.30	1.13
千葉県	1.29	1.31	1.34	1.33	1.32	1.33
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.41

資料：千葉県健康福祉部資料より作成。

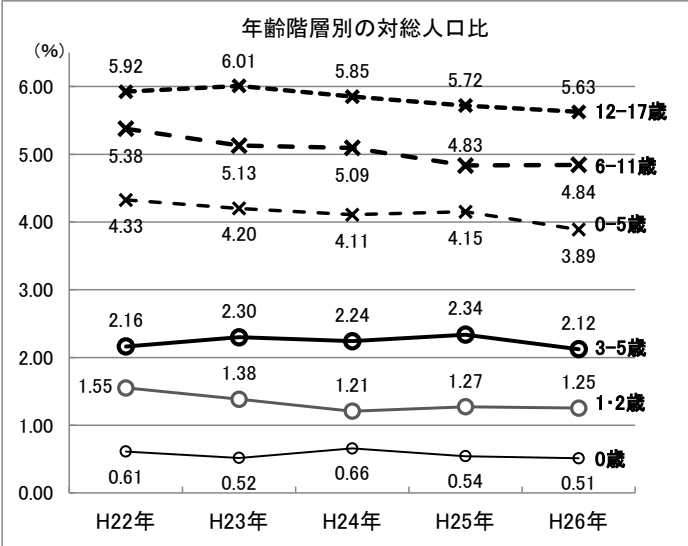
第2節 教育・保育の状況

(1) 子どもの状況

本村の子ども（17歳以下）の人口は、平成22年の2,348人から年々減少し、平成26年には2,131人となっています。

図表1-12に示す構成比をみると、17歳以下は平成22年の15.63%から平成26年には14.36%へと、1%以上低下しています。年齢別にみると、図表1-12に示すように年齢によっては多少の相違はあるものの、17歳以下を6歳区切りの3分割の年齢階層別にみると、いずれも減少傾向を示しています。

図表1-12 年齢別子ども人口の推移



	住民基本台帳人口（各年4月1日現在）									
	人 口（人）					構 成 比（%）				
	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
合計(総人口)	15,023	14,876	14,900	14,934	14,841	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
0歳	92	77	98	81	76	0.61	0.52	0.66	0.54	0.51
1-2歳	233	206	180	190	186	1.55	1.38	1.21	1.27	1.25
3-5歳	325	342	334	349	315	2.16	2.30	2.24	2.34	2.12
6-11歳	808	763	759	722	719	5.38	5.13	5.09	4.83	4.84
12-14歳	428	436	426	424	401	2.85	2.93	2.86	2.84	2.70
0-15歳	1,886	1,824	1,797	1,766	1,697	12.55	12.26	12.06	11.83	11.43
15-17歳	462	458	446	430	434	3.08	3.08	2.99	2.88	2.92
0-17歳	2,348	2,282	2,243	2,196	2,131	15.63	15.34	15.05	14.70	14.36
15-64歳	9,365	9,255	9,154	9,040	8,859	62.34	62.21	61.44	60.53	59.69
65歳以上	3,772	3,797	3,949	4,128	4,285	25.11	25.52	26.50	27.64	28.87

※ 平成25年以降は外国人登録者を含む（法改正）。

(2) 就学前児童の状況

ニーズ調査では、保育所や幼稚園などを定期的に利用しているのは4～5歳で99%、3歳児では58.5%となっています。

また、定期的な保育を利用している幼児の内、3～5歳児では約85%が村内施設を利用しています。

図表1-13 ニーズ調査からの子どもの年齢別の定期的な保育の状況（%）

保育年齢		0歳	1～2歳	3歳	4～5歳	3～5歳
定期的な保育	利用している	0.0	32.0	58.5	99.0	89.1
	していない	100.0	68.0	41.5	1.0	10.9
定期的な保育の場所	村内		70.3	87.9	84.2	84.8
	村外		29.7	12.1	15.8	15.2

出典：子育て支援ニーズ調査

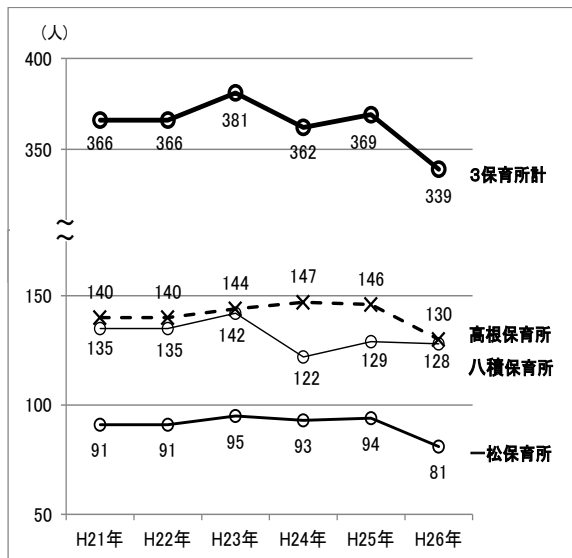
1) 保育所

村内には、地区別に3つの公立保育所があり、その入所児童数は平成22年以降、減少傾向にあります。4・5歳児は若干の増加傾向となっています。

村内人口と在籍児童とを比べると、年齢が上がるにしたがって在籍児童数の割合が上昇し、5歳児では90%以上が村内の公立保育所を利用しています。

図表1-15に示す4月1日と10月1日を比べると、1～5歳児はほぼ同じなのに、0歳児は半年で1人から12人へと大幅に増加しています。育休明けの乳児が随時入所するからです。

図表1-14 保育所の在籍児童数の推移



在籍児童の実績 (人) [各年4月1日現在]								
保育年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	4・5歳	合計
平成22年	5	27	45	73	111	84	195	345
平成23年	6	26	49	101	80	119	199	381
平成24年	8	19	42	94	117	82	199	362
平成25年	2	22	37	82	105	121	226	369
平成26年	1	21	36	79	94	108	202	339

在籍児童の対村内人口(対応年齢別)の割合 (%) [各年4月1日現在]								
保育年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	4・5歳	合計
平成22年	5.4	24.1	37.2	76.8	90.2	78.5	84.8	53.1
平成23年	7.8	27.4	44.1	80.8	86.0	96.0	91.7	61.0
平成24年	8.2	23.2	42.9	83.2	92.1	87.2	90.0	59.2
平成25年	2.5	21.6	42.0	81.2	91.3	91.0	91.1	59.5
平成26年	1.3	24.1	36.4	86.8	87.9	92.3	90.2	58.8

保育所名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1・2歳	3～5歳
長生村計	1	21	36	79	94	108	339	1	57	281
八積保育所		12	15	25	40	36	128		27	101
高根保育所	1	6	17	27	33	46	130	1	23	106
一松保育所		3	4	27	21	26	81		7	74

出典：健康推進課

図表1-15 平成26年の保育所の在籍児童の月次推移

	時点	認可 定員	入所児童数							
			計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0～4歳
八積保育所	前年度末	150	(92)	(3)	(8)	(11)	(36)	(34)		(92)
	4月1日		128	0	12	15	25	40	36	92
	10月1日		135	3	12	17	27	40	36	99
高根保育所	前年度末	120	(103)	(2)	(10)	(15)	(30)	(46)		(103)
	4月1日		130	1	6	17	27	33	46	84
	10月1日		138	9	6	18	27	32	46	92
一松保育所	前年度末	90	(60)	(1)	(2)	(12)	(20)	(25)		(60)
	4月1日		81		3	4	27	21	26	55
	10月1日		83		4	5	27	21	26	57
村内保育所計	前年度末	360	(255)	(6)	(20)	(38)	(86)	(105)		(255)
	4月1日		339	1	21	36	79	94	108	231
	10月1日		356	12	22	40	81	93	108	248

出典：健康推進課

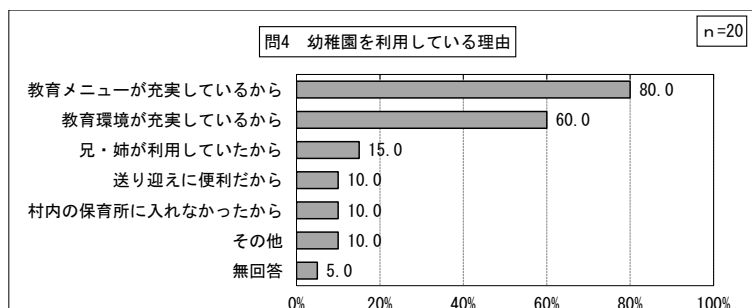
2) 幼稚園

本村には、公立は勿論、私立幼稚園也没有。そのため、幼児教育を重視する一部の家庭は、近くの茂原市等の村外の幼稚園を利用しています。

アンケートの保護者の回答によると、村外の幼稚園を利用している理由としては、80%が「教育メニューが充実しているから」、60%が「教育環境が充実しているから」となっており、「村内の保育所に入れなかったから」は10%と少なくなっています。

そうした村外の幼稚園等に通園している児童数はおおよそ20～30人程度と推察されます。

図表1-16 村外の幼稚園を利用している理由



出典：子育て支援ニーズ調査

3) 通所を始めた年齢

アンケートによると保育所へ通い始めた年齢は「2歳未満」は少なく、多くが「3歳から」となっており、6か月未満が4.1%になっています。保育所では6か月以上を受け入れています、ならし保育としての通所は5か月めからなので、アンケートの値はこれが反映されています。

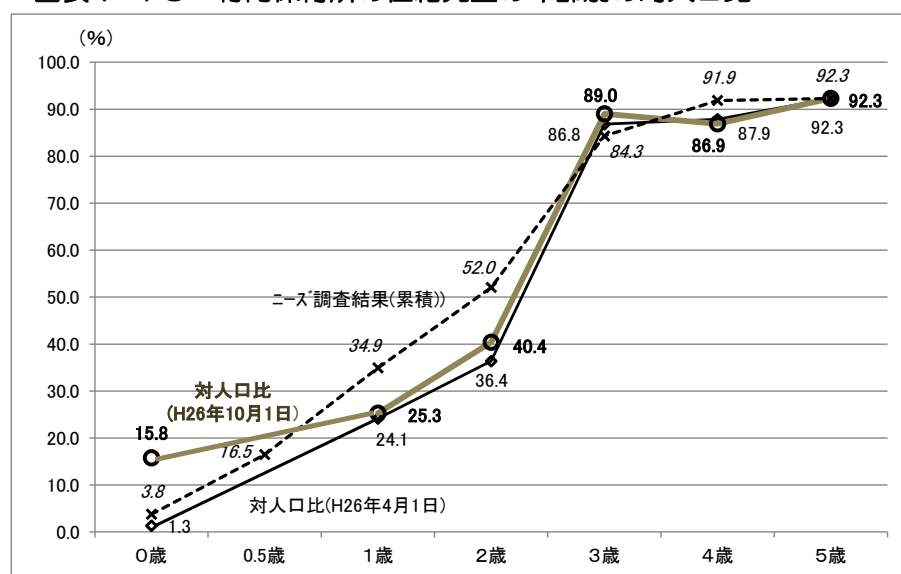
しかし、図表1-18に示すように、半年経過後の10月1日現在の0歳児の在籍児童数の対人口比は15%以上に急増しています。

図表1-17 村内の公立保育所に通っている児童の通い始めの年齢 (n=275)

		6か月未満	6か月～1歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
保育所	実数 (人)	17	57	83	77	145	34	2
	構成比 (%)	4.1	13.7	19.9	18.5	34.8	8.2	0.5

出典：子育て支援ニーズ調査。概ね平成25年11月頃の状況。

図表1-18 村内保育所の在籍児童の年齢別の対人口比



※1： H26年4月1日と10月1日の値は、図表1-17の保育所の年齢別在籍児童数と図表1-13の年齢別人口より作成。

※2： ニーズ調査結果の値は、図表1-19に示す累積値の5歳児の値を上記の値と同じ92.3とした場合の5歳児の修正推計値。

4) 認可外等のその他の施設

長生村には、認可外の定員19名の保育施設(サンズファミリーチャイルドケアセンター)があり、0歳児からの乳児保育から小学校高学年の学童保育まで多様なサービスを提供しています。

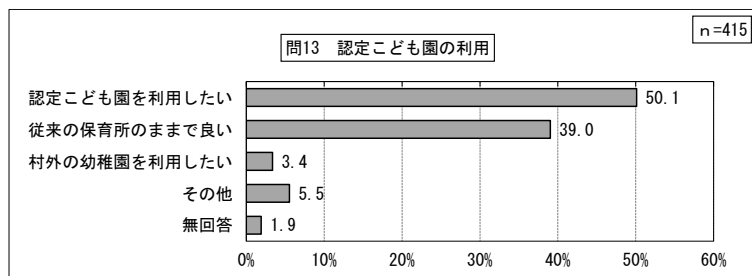
5) 認定こども園等の希望する保育・教育施設について

幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設として「認定こども園」という施設があります。

就学前児童へのニーズ調査では、この認定こども園も含めて保護者の利用希望を聞きました。

その結果、「認定こども園を利用したい」が最も多く50.1%、次いで「従来の保育所のままで良い」が39.0%となっており、認定こども園ができて「村外幼稚園を利用したい」が3.4%と、現在の4・5歳児の村外幼稚園の推定利用率の約1割を大きく下回っています。

図表1-19 保育・教育施設に対する希望



出典：子育て支援ニーズ調査

(3) 就学児童の状況

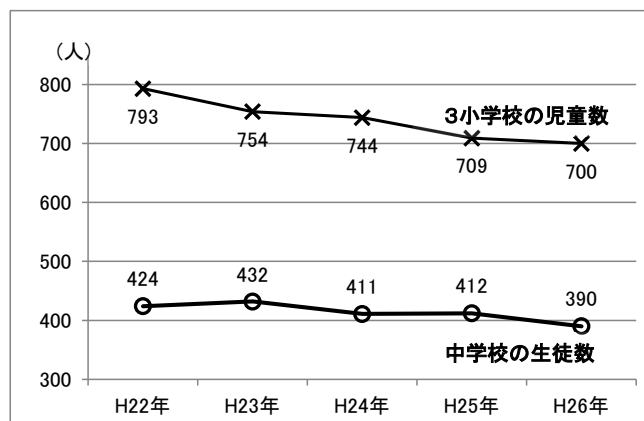
1) 児童・生徒数の推移

本村では、地区別に小学校が3校、中学校が1校あります。

小学校、中学校のいずれも児童・生徒数は減少傾向が続いています。

また、特別支援学級の児童数は、小学校が10人前後、中学校が5人前後を推移しています。

図表1-20 長生村の児童・生徒数の推移



資料：長生村教育委員会（各年5月1日）

図表1-21 学年別児童・生徒数の推移（人）

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	特別支援学級	計
平成22年	122	118	133	132	124	155	9	793
平成23年	107	128	119	132	134	123	11	754
平成24年	122	104	125	119	135	129	10	744
平成25年	93	121	105	126	118	136	10	709
平成26年	134	91	121	103	123	120	8	700

中学校	1年生	2年生	3年生	特別支援学級	計
平成22年	134	139	146	5	424
平成23年	153	133	141	5	432
平成24年	121	153	133	4	411
平成25年	133	121	153	5	412
平成26年	133	132	120	5	390

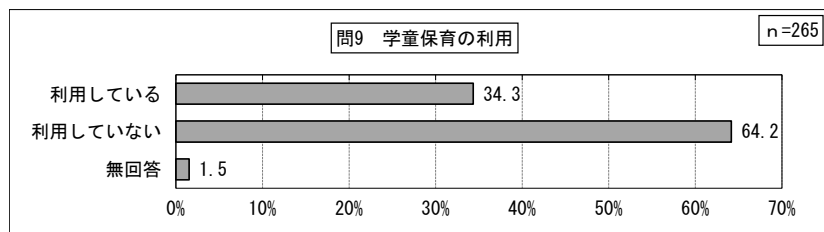
資料：長生村教育委員会（各年5月1日）

2) 学童保育の状況

学童保育所の状況は「利用していない」が64.2%、「利用している」が34.3%となっています。この値は、フルタイムで就業している母親の割合に近く、フルタイム就業の母親の多くが学童保育を利用していることがうかがえます。

また、学童保育の利用時間については、ほとんどの保護者が現状に満足しています。

図表1-22 学童保育の利用状況

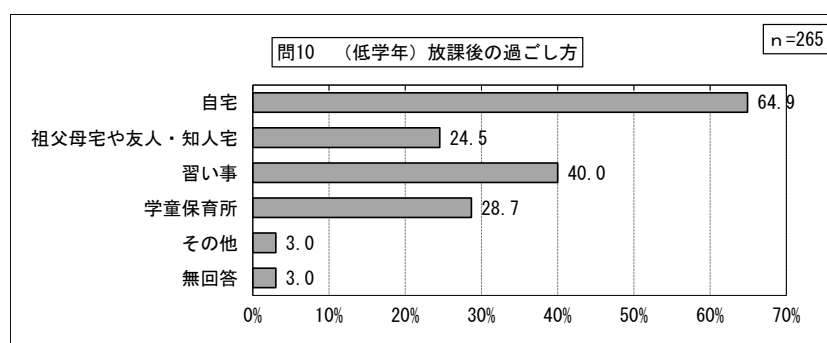


出典：子育て支援ニーズ調査

3) 小学校低学年の放課後の過ごし方

小学校低学年（1～3年生）のうちは放課後過ごす場所の希望は「自宅」が最も多く64.9%、次いで「習い事」が40.0%、「学童保育所」が28.7%などとなっています。

図表1-23 放課後の過ごし方



出典：子育て支援ニーズ調査

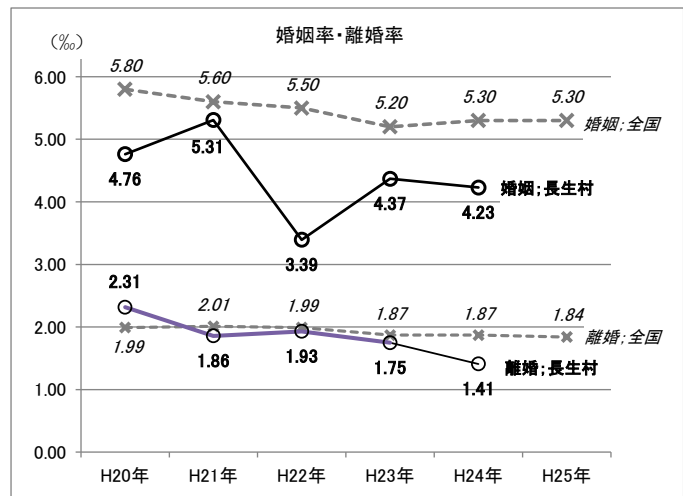
第3節 家庭・地域の状況

(1) 家族の状況

1) 婚姻・離婚

平成20年以降の長生村の婚姻率と離婚率は、全国の数よりも若干低く、全国と同様にいずれも低下傾向にあります。

図表1-24 婚姻・離婚の推移



		H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
婚姻率(%)	全国	5.80	5.60	5.50	5.20	5.30	5.30
	長生村	4.76	5.31	3.39	4.37	4.23	未定
離婚率(%)	全国	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87	1.84
	長生村	2.31	1.86	1.93	1.75	1.41	未定
長生村	婚姻件数	72	80	51	65	63	未定
	離婚件数	35	28	29	26	21	未定

資料：「全国」；人口動態統計（厚生労働省）、平成25年の値は概数値
 「長生村」；千葉県衛生統計年報

注1：長生村の婚姻率及び離婚率の算出の前提となる人口は各年4月1日現在の住民基本台帳人口。

注2：婚姻率及び離婚率の〔%〕は人口千人あたりの値。、

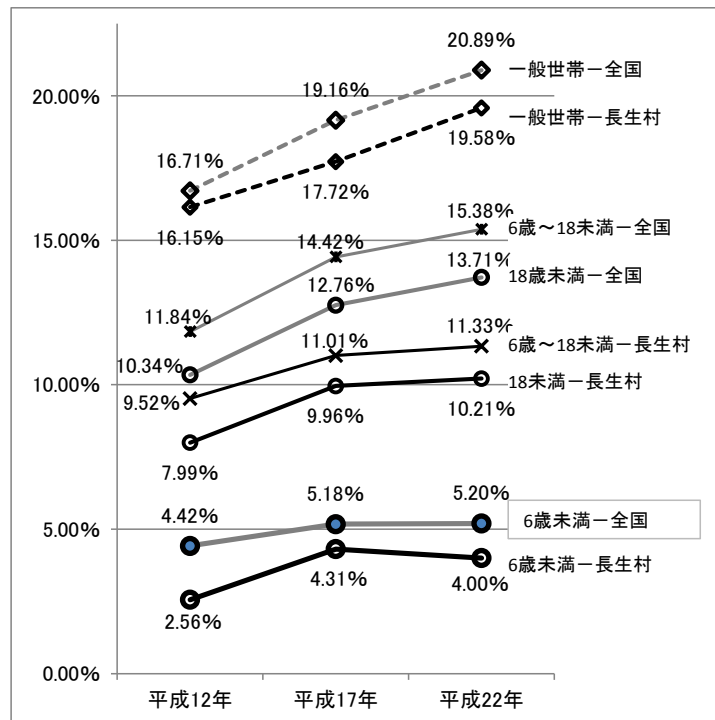
2) ひとり親世帯

ひとり親世帯は、母子世帯、父子世帯ともに増加傾向にあり、図表1-26に示すように平成22年には母子家庭が83世帯、父子世帯が14世帯となっています。

子どもがいる世帯の子どもの人数の内、ひとり親世帯の子どもの人数の割合を全国と比べると、動向は国と同様に上昇傾向を示していますが、国よりも常に下回っています。

それでも平成22年には18歳未満人口の1割がひとり親世帯の子どもです。しかし、6歳未満の子どもに限定すると、ひとり親世帯の子どもの割合は4%です。

図表1-25 ひとり親世帯の子どもの割合



資料：国勢調査より作成

図表1-26 長生村のひとり親世帯の状況の推移

区分			世帯数			子どもの平均人員（人/世帯）		
			H12年	H17年	H22年	H12年	H17年	H22年
子どもがいる世帯	一般世帯	ひとり親世帯	333	403	468	1.37	1.35	1.32
	18歳未満の子どもがいる世帯（世帯、人）	核家族世帯	879	923	930	1.75	1.72	1.72
		二親世帯	805	830	833	1.77	1.74	1.74
		ひとり親世帯	74	93	97	1.54	1.55	1.53
		父子世帯	10	13	14	1.60	1.62	1.36
		母子世帯	64	80	83	1.53	1.54	1.55
			世帯数の割合			子どもの人数の割合		
	ひとり親世帯の割合（%）	一般世帯	19.14%	21.08%	23.48%	16.15%	17.72%	19.58%
		18歳未満の子ども	8.42%	10.08%	10.43%	7.99%	9.96%	10.21%
		6歳以上～18歳未満	11.98%	13.95%	13.85%	9.52%	11.01%	11.33%
		6歳未満の子ども	3.12%	4.12%	4.44%	2.56%	4.31%	4.00%

資料：国勢調査

（２）就労状況

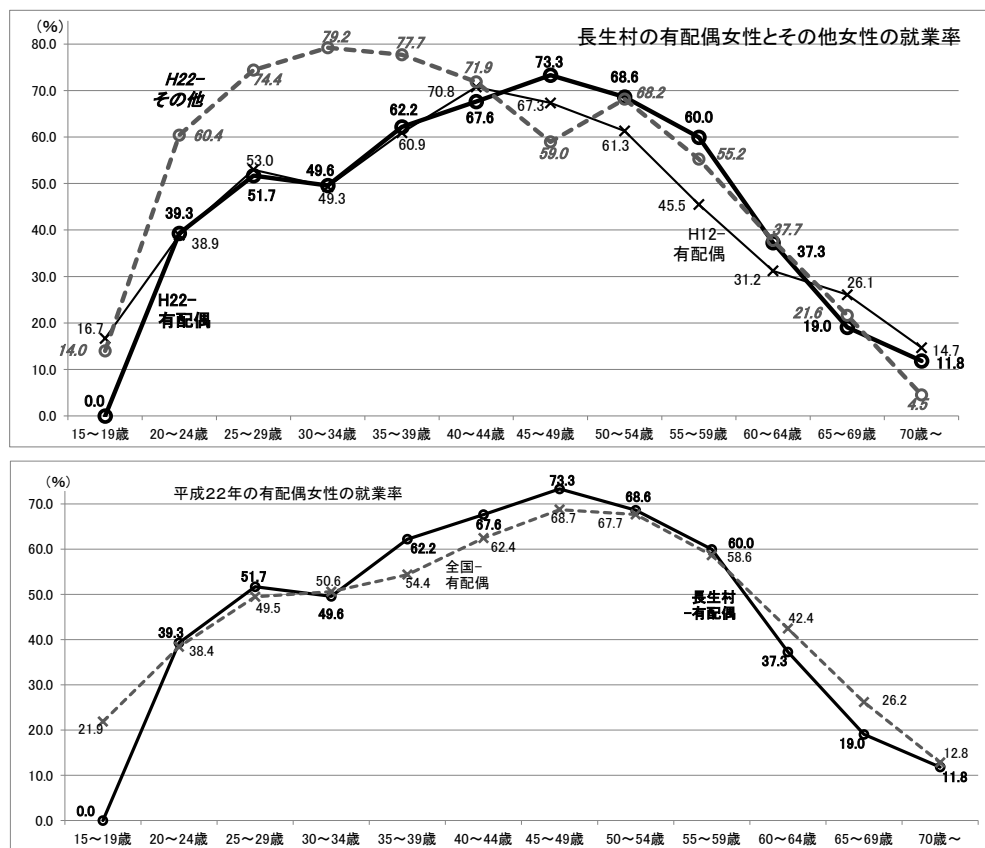
１）女性の就業率

配偶者がいる女性の就業状況は、平成12年からの10年間で44歳までは変化はほとんど見られないのに対し、45歳以上ではこの10年間で就業率が大きく上昇しています。

配偶者がいない女性の就業率のピークは30～39歳の30代にあります。配偶者がいる女性のピークは45～49歳の73.3%で同年代の配偶者がいない女性の就業率よりも高くなっています。

また、平成22年の配偶者がいる女性の就業率を全国値と比較すると、54歳までは長生村が全国値を上回っていますが、55歳以上では逆に全国値よりも下回っています。

図表1-27 長生村の女性の就業率



資料：「国勢調査」より作成。

2) 長生村の母親の就労状況と育児休業等の取得状況

ニーズ調査で母親の就労状況をみると、最も多い回答としては就学前児童及び小学校低学年児童のいずれも「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」で、就学前児童が32.8%、小学校低学年児童が39.2%でした。

また、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は、就学前児童が27.7%、小学校低学年児童が31.3%でした。

以上のパートとフルタイムを合計すると、就学前児童が60.5%、小学校低学年児童が66.9%となっています。

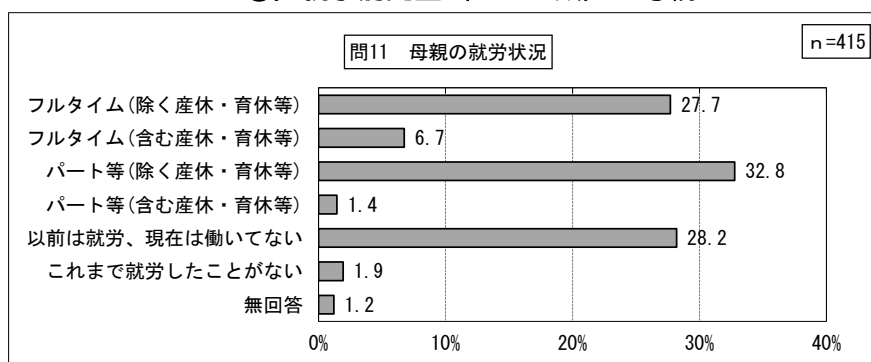
一方、「以前は就労していたが、現在は働いていない」は、就学前児童が28.2%、小学校低学年児童が21.1%でした。

「産休・育休」については、就学前児童の母親のフルタイムで6.7%、パート等で1.4%、合計8.1%で回答者母親410人中34人が現在取得中となります。また、取得経験者も含めるとフルタイム就業者のほぼ全員が取得していると推察されます。

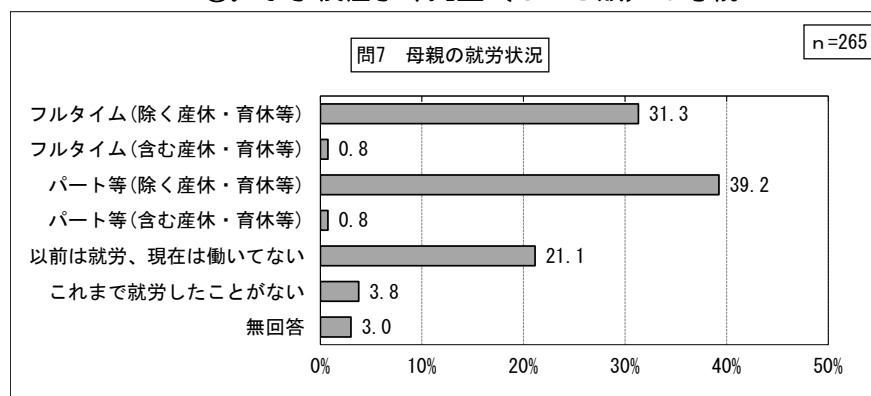
一方、父親については回答者の中には1人が取得中となっています。

図表1-28 ニーズ調査からの母親の就労状況

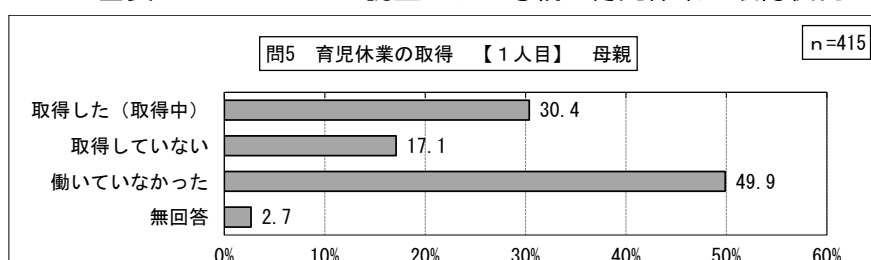
①. 就学前児童（0～5歳）の母親



②. 小学校低学年児童（6～8歳）の母親



図表1-29 ニーズ調査からの母親の育児休業の取得状況



(3) 地域の子育て支援の状況

1) 子育て相談

本村では、一松保育所において毎月3回、つくも幼児教室の協力を得て子育て相談を行っています。

また、虐待などの対応については、児童相談所や関係機関と一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止に努めています。

図表1-30 分野別の相談・支援件数の推移（県）

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子どもに関すること	102	89	71	58	49
(内数;児童虐待に関すること)	(5)	(6)	(1)	(3)	(4)
計	102	89	71	58	49

出典：健康推進課（各年度末）

2) 青少年の健全育成事業

本村では、青少年相談員連絡協議会の支援のもと、子どもキャンプ大会・スキー体験・ウォークラリー大会を開催する他、各種健全育成事業に協力をしています。

図表1-31 事業の参加者数の推移（人）

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子どもキャンプ大会	126	80	98	78	105
スキー体験	40	34	34	39	39
ウォークラリー大会	102	46	49	68	124
合 計	268	160	181	185	268

出典：生涯学習課（各年度末）

3) おしゃべりひろばの開催

平成13年度から保健センターの和室を開放し、就学前の親子が気軽に集える交流の場所づくりとして「おしゃべりひろば」を開催しています。

0歳児専用日を平成18年度より毎月1回、平成22年度より毎月2回実施しています。また、更生保護女性会の協力を得て、0歳児の体重測定を毎月1回行っています。

図表1-32 おしゃべりひろばの開催状況の推移

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
月開催回数		3回	12回	12回	12回	16回
参加者数 (組)	おしゃべり広場 (就学前の親子)	280	485	392	456	777
	おしゃべり広場 (0歳児の親子)	139	174	91	102	179
合計		149	659	483	558	955

出典：健康推進課（各年度末）

第4節 策定にあたっての課題

(1) ニーズ調査結果の主なポイント

1) 就学前児童の保護者～定期的な教育・保育の利用状況・利用希望について

- 幼稚園・保育施設等の事業の利用について
 - 4・5歳児では村内に居住するほぼ全員が平日「定期的な教育・保育の事業」を利用している。
- 利用している教育・保育の事業について
 - 村内には幼稚園がないため、4・5歳児の約9割、0～5歳児でも約6割が村内の公立保育所を利用している（0歳児；1割以下、1歳児；2割強、2歳児；約4割、3歳児；8割強）。
 - 村内には幼稚園がないため、4・5歳児の約1割、20～30人程度が茂原市等の村外の幼稚園を利用している。村外の幼稚園を利用している理由として最も多いのは「教育メニューが充実しているから」である。
- 利用を希望する教育・保育の事業について
 - 「認定こども園を利用したい」（50.1%）
 - 「従来の保育所のままで良い」（39.0%）
 - 「村外の幼稚園を利用したい」（3.4%）



《 課題のポイント 》

- 本村では、4・5歳児の約ほぼ全員が定期的な保育・教育を受けており、中でも村内の公立保育所を4・5歳児の9割が利用しています。
- 村内の公立保育所に4・5歳児の約9割が通っていることより、現状の満足度も高いとみられるが、一方、認定こども園への希望も高いことから、保護者の「幼児教育の充実」へのニーズも高いことがうかがえます。
- 認定こども園は保育所と幼稚園がそれぞれに有している教育・保育機能をともにする施設であり、今後、村内の公立保育所の認定こども園への移行を実現するには、幼児教育施設の充実とともに、幼児教育を担う人材の育成が必要となります。

2) 就学児童（小学生）の保護者～学童保育の利用について

- 学童保育の利用と利用時間の希望について
 - 学童保育を「利用している」（34.3%）、利用時間について「現状のままでよい」（80.2%）、「希望の時間がある」（3.3%）
- 学童保育を利用している理由について
 - 「現在、就労しているから」（97.8%）
- 学童保育を利用していない理由について
 - 「現在、就労していないから」（37.6%）、「就労しているが、祖父母が面倒見てくれるから」（30.6%）、「その他」（11.2%）
- 小学校高学年の学童保育を利用希望について
 - 高学年の学童保育の利用希望（18.2%）



《 課題のポイント 》

- 平成26年4月1日現在、本村の学童保育の設置状況は、村内の3小学校を拠点に6年生までを対象としています。
- 本調査では、低学年の約3割の利用傾向が示されており、新制度においては拡充される高学年では約2割弱の利用意向が示されていることから、施設の整備状況と利用ニーズの整合を図る必要があります。
- また、放課後の過ごし方について、小学校低学年のうちは、「学童保育」が28.7%、「自宅」が64.9%、小学校高学年になると「自宅」が69.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が51.3%と増え、「学童保育」が16.2%となっていますが、この点は、新制度により、将来的利用意向が高まると捉えるか、または利用意向の傾向にとどまるかについては、整備を進める事前段階において十分精査する必要があります。

3) 就学前・就学児童(小学生)の保護者～相談や情報提供の場について

● 相談相手について

- 気軽に相談できる相手は、「配偶者・パートナー」（就学前80.7%、小学生84.5%）、「友人・知人」（就学前77.6%、小学生69.1%）、「子どもの祖父母」（就学前74.0%、小学生67.2%）、
- 「相談する人（場所）がない」（就学前1.0%、小学生0.4%）

● 相談や情報提供の場について

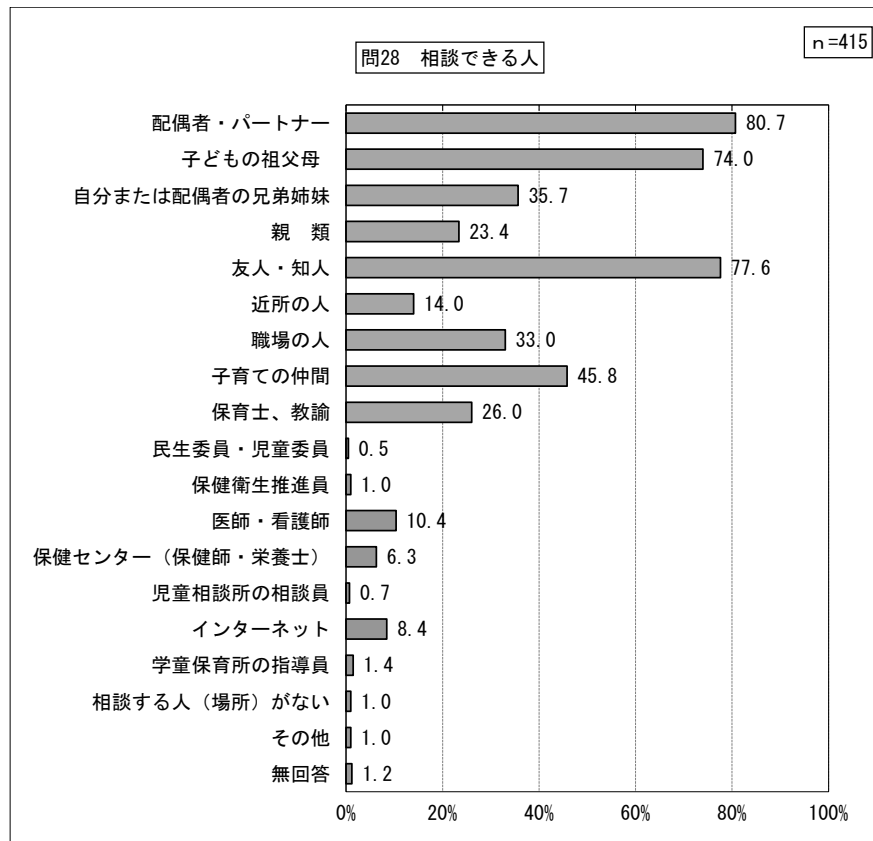
- 「地域の保育所や幼稚園（の保育士や教師等）」（就学前26.0%、小学生21.5%）、
- 「医師・看護師」（就学前10.4%、小学生4.2%）、「保健センター」（就学前6.3%、小学生2.3%）



《 課題のポイント 》

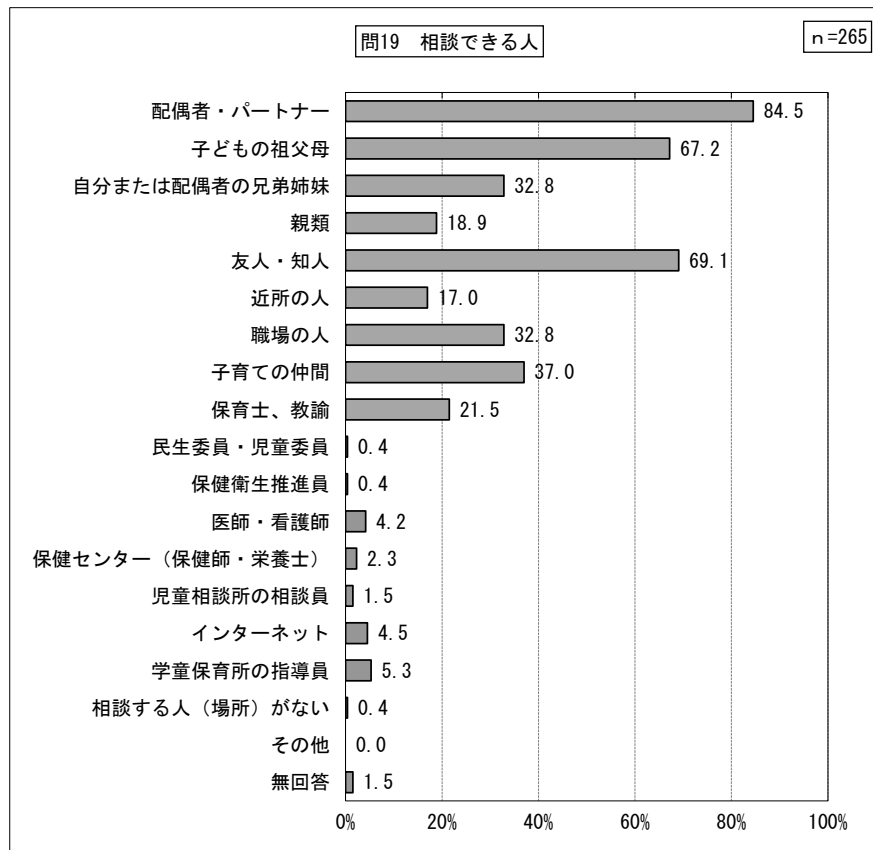
- 相談相手については家族親族等の回答が高い一方で、「相談する人（場所）がない」という回答もあることから、実態の把握の他、利用者支援事業の実施を検討する際には、より効果的な方策を検討する必要があります。
- 個人的な人間関係や子どもの通園・通学施設以外の保健センター等の公的機関の利用率が低い現状に留意し、より多く利用されるような施策の充実が課題です。

図表1-33 就学前児童の保護者の「相談できる人」



出典：子育て支援ニーズ調査

図表1-34 小学校低学年児童の保護者の「相談できる人」



出典：子育て支援ニーズ調査

4) 就学前児童の保護者～必要な子育て支援について

● 有効な子育て支援について

- 「子育てしやすい住居・村の環境面での充実」が最も多く48.4%、次いで「保育サービスの充実」が44.6%、「仕事と家庭生活の両立」が40.7%

● 辛さを解消するために必要な子育て支援について

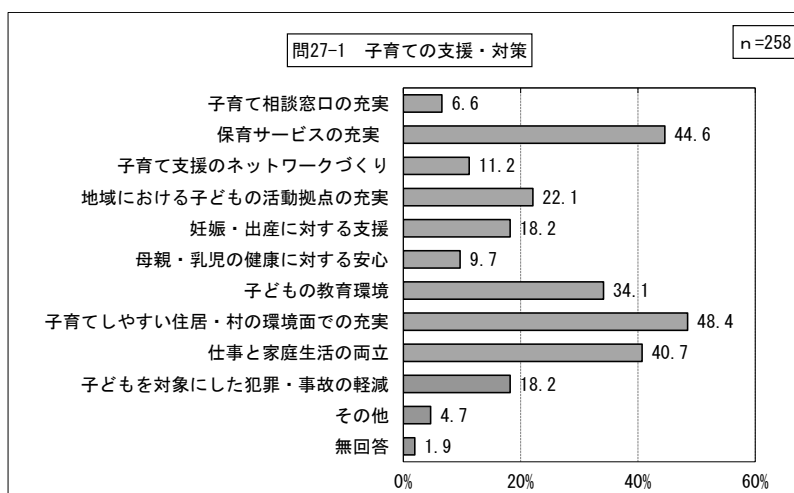
- 「仕事と家庭生活の両立」が最も多く43.6%、次いで「保育サービスの充実」が36.9%、「子育てしやすい住居・村の環境面での充実」が33.6%



《 課題のポイント 》

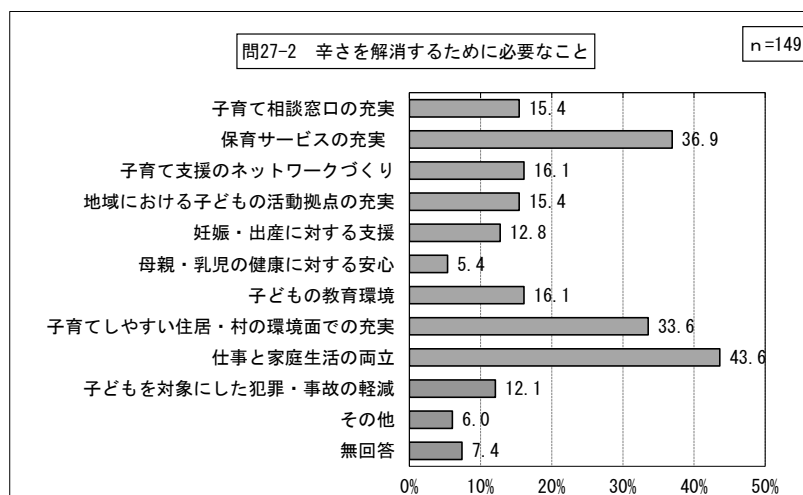
- 子育て支援については、「地域における子どもの活動拠点の充実」(有効な施策：22.1%、辛さを解消するための施策；15.4%)、「子育て支援のネットワークづくり」(有効な施策：11.2%、辛さを解消するための施策；16.1%)、「子育て相談窓口の充実」(有効な施策：6.6%、辛さを解消するための施策；15.4%)とコミュニケーションや交流活動を通じての情報交換や社会的活動に関する項目が低くなっていることに留意する必要があります。

図表1-35 就学前児童の保護者の「子育ての支援・対策」



出典；子育て支援ニーズ調査

図表1-36 就学前児童の保護者の「辛さを解消するための支援・対策」



出典；子育て支援ニーズ調査

5) 小学校低学年児童の保護者～長生村の子育て環境について

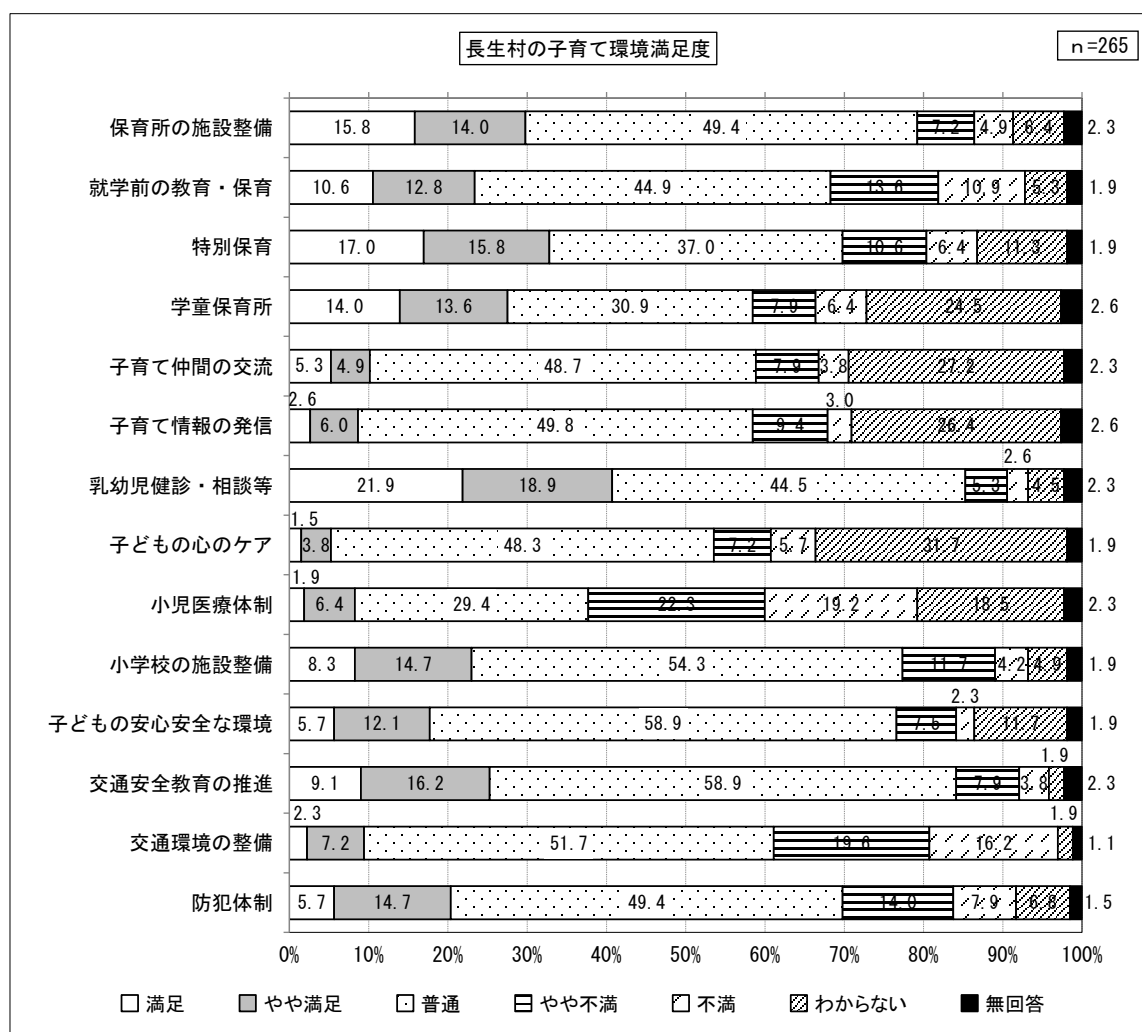
- 「満足」と「やや満足」を合わせた満足度は「乳幼児健診・相談等」が最も多く40.8%、次いで「特別保育」が32.8%、「保育所の施設整備」が29.8%
- 「不満」と「やや不満」を合わせた不満度は「小児医療体制」が最も多く41.5%、次いで「交通環境の整備」が35.8%



《 課題のポイント 》

- 本村では、「乳幼児健診・相談等の健康施策」満足度が高いものの、それに密接に関連する「小児医療体制」の満足度が逆に低いことから、保健医療体制またはその周知に課題があると考えられます。この点は、保健医療と子育て支援の連携強化を図っていく必要があります。

図表1-37 小学校低学年児童の保護者の「子育て環境の満足度」



出典：子育て支援ニーズ調査

第2章 計画の基本理念及び施策の展開

第1節 子ども・子育ての基本理念

(1) 本村の子ども・子育て施策の方向性

「長生村総合計画」では、目指す将来目標像である「未来へつなぐ健康で平和な村：長生」の実現に向けた施策を推進するにあたり、子ども子育て施策に係る記載として、「1 子ども・子育て支援の充実」に以下の通り記載されています。

◆施策の目指す姿

- ① 子育て支援環境が充実し、保護者の悩みや不安が軽減され、子どもが健やかに成長しています。
- ② 保育施設の整備や保育サービスの充実により、保護者と子どもは希望に合う保育を受けています。

◆施策の基本方針

- ① 子ども・子育て支援新制度への対応を始め、総合的な子育て支援を推進します。
- ② 多様な保育ニーズに応えるため、関係施設等との連携を推進して、充実した保育サービスを提供します。

本計画の策定にあたっては、上記の記載を本村における子ども子育て支援施策の方向性として位置付け、支援施策の在り方を検討・協議し、計画を策定しました。

(2) 計画の基本理念

本村では、上位計画である総合計画の将来像の実現とともに、子どもたちや子育て世代が安心して暮らし続けることができ、さらにそれらの子育て子育てを支援する地域社会づくりを目指し、

「健やかで安心な子育てができるまち 長生」

を基本理念とした、子ども・子育て福祉の推進に取り組みます。

また、基本理念を基本的な考えとして、この計画を推進するために従来の次世代育成支援行動計画を継承するなかで、基本目標と施策の体系を定めました。

第2節 基本目標及び施策の体系

本計画は、新たに始まる「子ども・子育て支援事業」の計画であるので、子どもの成長段階に応じて、4つのライフステージに区分し、それぞれのステージ毎に基本的な目標を設定しました。

しかし、本計画は、1市5町1村で策定した「長生郡市次世代後期行動計画」を継承するものでもあるので計画を構成する個々の施策や事業等については、この後期行動計画の枠組みを継承し、施策の体系として位置づけました。

(1) 基本目標の設定

「ステージⅠ 妊娠・出産期」

現状・課題

本村では、誰もが抱える子育てへの不安を解消するための相談支援体制の整備や子育て世代の仲間づくりの推進、医療機関との連携など、子育て環境の整備を進めてきました。

しかし、近年は核家族世帯が増加傾向にあること、社会情勢の変化や少子化の進行もあり、ひとりで子育ての悩みを抱えている母親が増えている現状があります。また、妊産婦にとって妊娠・出産は、心と体に大きな変化があるため、心の健康についての対応も重要となります。

このため、妊娠中の母親への支援のみならず、サポート役となる父親や親族等への子ども・子育て支援に関する周知・啓発に取り組んでいます。

しかしながら、父親や親族等の子育てへの参画は必ずしも十分ではありません。

また、妊産婦の健康は子どもの健康に影響を及ぼすため、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりと周産期医療体制の充実が重要課題となっています。そのため、医療機関の確保とその連携の強化や妊婦への健康相談・保健指導など、妊娠・出産を迎える妊産婦の体と心の健康を支援する体制づくりが望まれます。

そこで本村でも、妊娠をきっかけに、規則正しい食生活の重要性を認識し、妊婦自身や胎児、そして家族が健康な生活を送れるよう情報の提供や支援の強化が必要になっています。

施策の方針

本村では、子育てに関する相談支援体制の充実及び出産・子育てに関する情報提供の場の拡充に努め、様々な悩みを抱える妊婦や夫からの相談に応じた支援を図るとともに、仲間づくりを推進し、家族の支え合いや夫の子育てへの参画を促進します。

また、医療機関との連携を図り、安心して出産を迎えることのできる医療体制の充実を目指し、妊婦健康診査・歯科健康診査等の受診の勧奨や健康相談・保健指導などを実施し、妊婦及び子どもの健康の保持・増進の機会の提供を図るとともに、食生活について正しい知識を周知することで、安心安全な出産を支援します。

「ステージⅡ 子育て・乳幼児期」

現状・課題

本村では、公立保育所が特色のある教育・保育を提供しており、地域の子どもたちの健全育成や心身の発達に重要な役割を果たしています。

また、乳幼児期の子育てに不安を抱える保護者が多いことから、新生児の全数訪問や乳児家庭全戸訪問事業などで育児不安の軽減に取り組み、特に乳幼児期から保護者が相互にコミュニケーションを図れるよう交流の場を設けるとともに、相談窓口も併設しています。

しかし、様々な利用者のニーズに対応できる仕組みや環境を整備していくとともに、情報を必要とする利用者に対し、欲しい情報が届くようにする必要があります。

また、保育所では、それぞれの保育ニーズに応じて、様々な特別保育等を実施していますが、今後は、各事業の周知を徹底し、利用する際に支障が生じないようにしていく必要があります。

さらに、事故予防の啓発や事故対応の相談体制の整備を進めていますが、乳幼児の転倒や誤飲などの事故への保護者の注意喚起は、今後も周知や相談対応の充実が必要とされています。

施策の方針

担当窓口及び子育て関係機関での対応を充実していくとともに、子育て世代のコミュニティの形成や子育て教室等を通して「家庭（家族）での子育て」の重要性を提案していきます。

また、各種健診等をととした乳幼児及び保護者のサポート体制を引き続き維持し、今後のニーズに応じた事業の拡充等運営方法を検討します。

さらに、様々な子育て支援や子育てニーズに沿った多様な保育サービスの提供体制の充実・周知を図るとともに、対策・事例等の情報を提供することのできる環境を整備し、家庭での事故の防止、子どもを安全に子育てできる環境づくりに取り組みます。

「ステージⅢ 子育て・学童期」

現状・課題

本村では、放課後児童の健全育成や保護者の就労支援として、小学校6年生までの学童保育を始めていますが、学童保育へのニーズは高まっているので、より一層の推進などが必要です。

また、本村では、教育の一環として、警察・消防等の関係機関と連携し、交通安全・防犯・防災に係る意識啓発に取り組んでいます。

しかし、災害発生時には、状況に応じた適切な行動が全てに求められるため、実際の訓練の他、家庭や保護者への意識啓発、子どもへの予備知識の学習・提供など、村全体を通した安全な体制を確保することができるよう、各種安全施策に取り組んでいく必要があります。

さらに、「食育」の推進として、「地産地消」にも取り組んでいます。子どもが将来、自ら食生活の管理を行うこと、食習慣の確立をすること、食への意識付けや子どもが将来に渡って食育に関心を持つことなど、さらなる「食育」の推進を図る必要があります。

施策の方針

本村では、子ども・子育て支援新制度の実施に伴う保育ニーズの高まりに応じた、学童保育所における一時預かりの実施等に取り組み、子育て世帯の支援を促進します。

また、引き続き関係機関との連携を強化し、安全教室・講話、訓練を実施し、保護者・事業者などへの情報の周知の徹底と子どもの安全を守るための施策を実施します。

さらに、食生活の管理を習慣づけることができるように、食への教育に取り組み、アレルギーのある子どもへの対策、教育関係者や保護者などへのアレルギー知識の留意点の情報提供、などに取り組めます。

「ステージⅣ 各種施策の推進のために」

現状・課題

本村では、村の広報やホームページなどを活用し、子育て支援情報が保護者に適切に届くよう努めています。しかし、情報の収集の仕方は個人によって様々であり、保護者一人ひとりが必要とする情報を得られるよう工夫する必要があります。

また、近年の社会状況の変化により、障がい児やひとり親家庭が増えているという現状があり、様々な支援体制に取り組む必要があります。

さらに、仕事と育児の両立のための「ワーク・ライフ・バランス」の推進や、子育て世帯への経済的支援についても継続して行う必要があります。

施策の方針

様々な悩みをもつ保護者に対し、適切な情報を提供できるような支援体制を構築し、総合的な子育て支援環境の整備を図り、基本理念である

「健やかで安心な子育てができるまち 長生」

の推進に向けて、各施策・事業に取り組めます。

また、各ステージの子ども・子育て支援事業の補完や国・県と連携し、各施策の推進を行います。

(2) 施策の体系

健やかで安心な子育てができるまち 長生

各論Ⅰ 子ども・子育て支援事業

1. 子ども・子育て支援給付	[・施設型給付 ・地域型保育給付]
2. 地域子ども・子育て支援事業 [13 事業]	
	① 利用者支援に関する事業[新設] ② 延長保育事業（時間外保育事業） ③ 学童保育（放課後児童健全育成事業） ④ 子育て短期支援事業 ⑤ 地域子育て支援拠点事業 ⑥ 一時預かり事業 ⑦ 病時・病後児保育事業 ⑧ ファミリー・サポート・センター事業 ⑨ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 [新設] ⑩ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業[新設] ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑫ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業 ⑬ 妊婦健診

各論Ⅱ 子ども・子育て支援施策 [次世代育成支援対策地域行動計画]

1. 地域における子育ての支援	① 子育て支援のネットワークづくり ② 児童の健全育成 ③ 経済的支援の充実
2. 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進	① 子どもや母親の健康の確保 ② 食育の推進 ③ 思春期保健対策の充実 ④ 小児医療の充実
3. 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備	① 次世代の親の育成 ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ③ 家庭や地域の教育力の向上 ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ⑤ 子どもの権利づくりの推進
4. 子育てを支援する生活環境の整備	① 良好な住宅と居住環境の確保 ② 豊かなまちづくりの推進等
5. 仕事と家庭の両立の推進	① 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等 ② 仕事と子育ての両立の推進
6. 子どもの安全の確保	① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	① 児童虐待防止対策の充実 ② ひとり親家庭の自立支援の推進 ③ 障がい児施策の充実

各論Ⅲ 計画の推進

1. 計画の推進に向けて	2. 住民への意識啓発の推進
--------------	----------------

各論Ⅰ 子ども・子育て支援事業

第1章 子ども・子育て支援事業の実施

第1節 教育・保育提供区域の設定と事業量算定に関する留意事項

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、本村では、ニーズ調査及び子ども・子育て会議での審議結果、そして、各地域の子ども人口や資源の状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域について長生村全域を1区域と設定しました。

(2) 事業量算定に関する留意事項

目標事業量等の算定については、国が詳細な算定方式を定め、ワークシートを配布している。そのワークシートを使って目標事業量を算定することとされている。

この国が定めている算定方式やワークシートは、保育所と幼稚園の双方が存在し、かつ保育所や幼稚園等の子育て環境がニーズに追いつかず、待機児童が発生している状況を想定したものになっています。

しかしながら、本村には公立保育所のみで幼稚園はなく、ほぼ全員、希望者のほとんどが保育所を利用している状況であり、保育所が幼稚園の機能も担っているのが現状です。

図表1-1 平成26年4月1日時点の本村の教育・保育施設の状況

	対象年齢		認可定員	在籍数
認可施設	0～5歳	八積保育所	150	128
		高根保育所	120	130
		一松保育所	90	81
		村内保育所計	360	339
小学校	6～11歳	八積小学校		266
		高根小学校		268
		一松小学校		165
		小学校計		699
中学校	12～14歳	長生中学校		390

出典：健康推進課

第2節 新制度における認定基準について

(1) 新制度の全体像

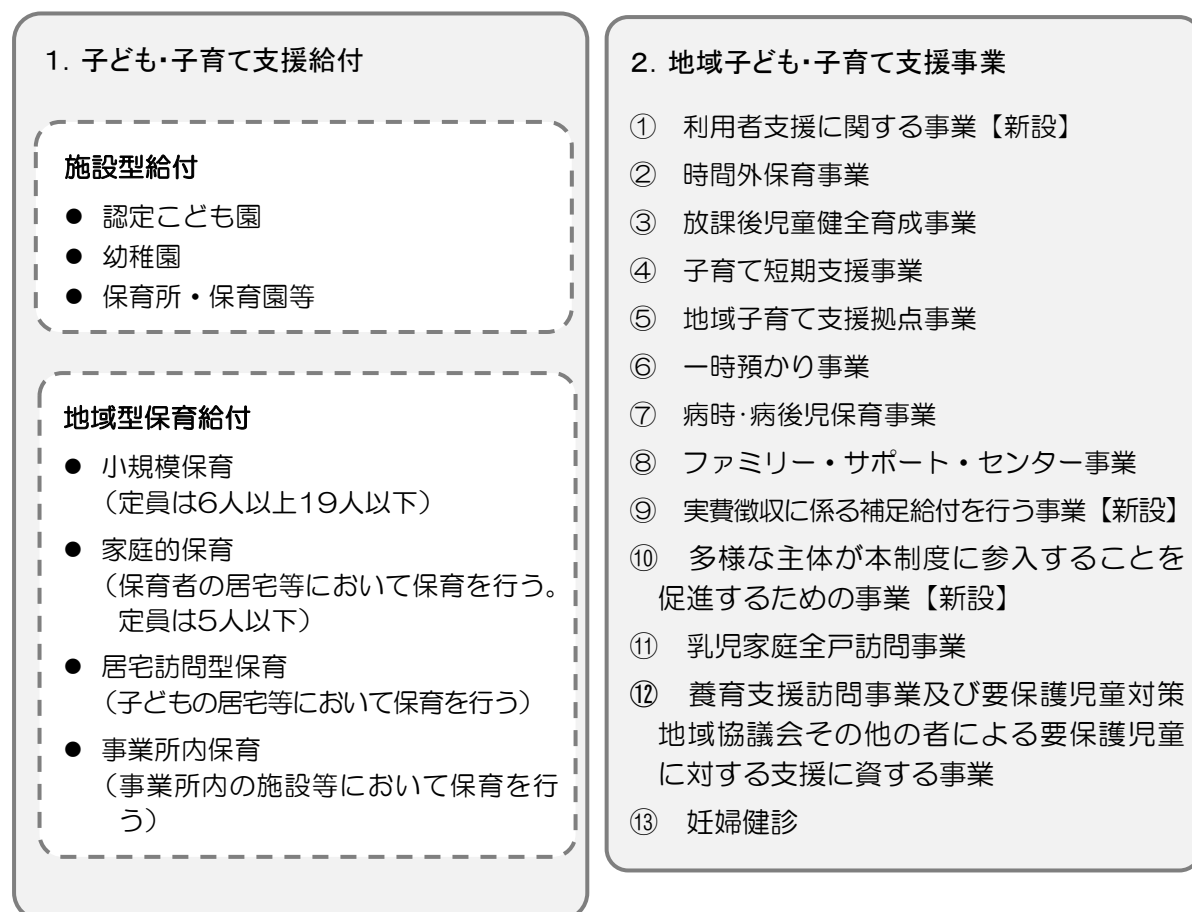
子ども・子育て支援新制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。

「1.子ども・子育て支援給付」については、幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

また、「2.地域子ども・子育て支援事業」については、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業（13事業）となります。

本節及び次節では、これらの事業需要量の見込みや、確保の方策について定めます。

■子ども・子育て支援制度の全体像



※ 施設型給付 ； 施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することとなります。

※ 地域型保育給付； 新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

(2) 新制度における認定基準

1) 認定区分

幼稚園や保育所などの学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

- ・ 1号認定を受けた子どもに対しては、幼稚園または認定こども園の幼稚園機能が学校教育を提供する事業となります。
- ・ 2号及び3号認定を受けた子どもに対しては、保育所、地域型保育または認定こども園の保育所機能が保育を提供する事業となります。

■ 3つの認定区分

1号認定

教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 **利用先** 幼稚園、認定こども園

2号認定

満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 **利用先** 保育所・保育園等、認定こども園

3号認定

満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 **利用先** 保育所・保育園等、認定こども園、地域型保育

2) 保育の必要性の認定

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点についての基準に基づき、認定を行います。

事由

- ・ 就労…フルタイムの他、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労。
- ・ 就労以外の事由…保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして本村が定める事由。

区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

- ・ 保育標準時間…主にフルタイムの就労を想定した長時間利用。
- ・ 保育短時間…主にパートタイムの就労を想定した短時間利用。

優先利用

- ・ ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等。

第3節 教育・保育の量の見込み及び提供体制

(1) 将来の年少人口推計

事業量の算出にあたっては、国の算出ワークシート及び調査票と「市町村子ども・子育て支援事業計画における[量の見込み]の算出等のための手引き」(以下、「手引書」)に基づいて算出を行います。

その中で、将来の子ども人口(年齢別、0歳～11歳)を推計し、事業量の見込みの算出にかけ合わせることであり、本村でも計画期間(H27～31年)における年少人口の推計を行いました。

計画期間における年少人口の推計は、平成27年の1,264人から平成31年の1,177人へ、平成35年には1,052人へと減少傾向にあり、総人口に占める割合も8.55%から7.47%へと低下します。

0歳～5歳についての平成26～31年の地区別動向は、高根地区が94.2%(=213/226)と減少率が小さいのに対して、一松地区は84.7%(=105/124)、八積地区は83.3%(=189/227)と減少が大きくなっています。

図表1-2 計画期間における年齢各歳別人口の推計(人)

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成35年度
0歳	80	80	79	77	76	70
1歳	80	85	84	83	82	75
2歳	89	81	86	85	84	77
3歳	102	91	84	89	88	82
4歳	93	104	93	85	90	85
5歳	110	95	106	95	87	89
6歳	118	111	96	107	96	91
7歳	136	119	111	96	108	93
8歳	94	137	120	112	97	94
9歳	127	95	136	119	112	89
10歳	109	128	95	137	120	98
11歳	126	109	127	95	137	109
0～5歳	554 3.75%	536 3.64%	532 3.63%	514 3.53%	507 3.50%	478 3.39%
6～11歳	710 4.80%	699 4.75%	685 4.68%	666 4.57%	670 4.63%	574 4.08%
0～11歳	1,264 8.55%	1,235 8.39%	1,217 8.31%	1,180 8.10%	1,177 8.13%	1,052 7.47%

※ 平成22年～26年の住民基本台帳(各年4月1日)の実績人口に基づき、コーホート変化率法で算出している。

図表1-3 計画期間における年齢階層別・地区別人口の推計(人)

		H26		H27		H28		H29		H30		H31		H35	
0歳	八積	29		30		29		29		28		27		24	
	高根	35	76	38	80	39	80	38	79	38	77	38	76	36	70
	一松	12		12		12		12		11		11		10	
1・2歳	八積	78		70		67		69		68		66		60	
	高根	75	186	69	169	71	166	72	170	73	168	73	166	68	152
	一松	33		30		28		29		27		27		24	
3歳	八積	33		37		33		30		31		31		28	
	高根	29	91	33	102	29	91	28	84	31	89	31	88	30	82
	一松	29		32		29		26		27		26		24	
4・5歳	八積	87		78		77		73		67		65		63	
	高根	87	224	79	203	77	199	81	199	72	180	71	177	72	174
	一松	50		46		45		45		41		41		39	
0～5歳	八積	227		215		206		201		194		189		175	
	高根	226	577	219	554	216	536	219	532	214	514	213	507	206	478
	一松	124		120		114		112		106		105		97	

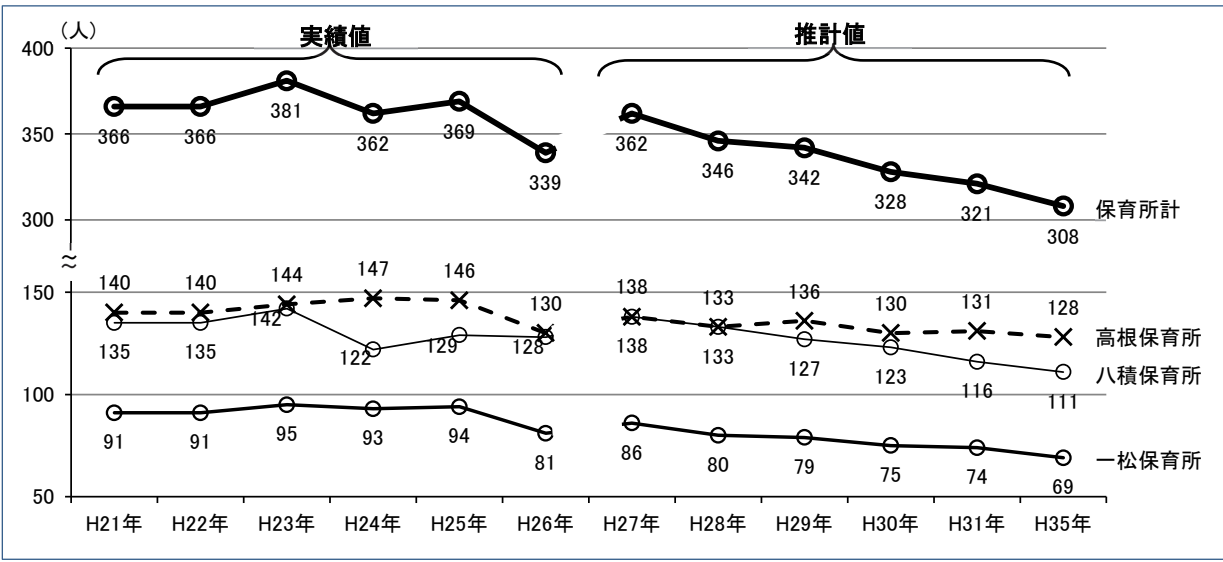
※ 資料編第3章の図表 資料4-4から集約作成。

(2) 長生村の公立保育所の在籍児童数の動向と認定こども園への移行について

1) 長生村の公立保育所の在籍児童数の推計

村内の公立保育所の在籍児童数について、各施設の実績と地区別の人口動向から推計すると、以下に示すように、村内の保育所の在籍児童数は平成26年度の339人が平成31年度には321人、平成35年度には308人まで減少すると試算されます。

図表 1-4 保育所・幼稚園利用者（0～5歳以下）の推移と推計（人）



	認可定員	入所児童数（平成 年度）							
		26年実績		推計（4月1日現在）					
		4月1日	10月1日	27年	28年	29年	30年	31年	35年
八積保育所	150	128	135	138	133	127	123	116	111
高根保育所	120	130	138	138	133	136	130	131	128
一松保育所	90	81	83	86	80	79	75	74	69
村内保育所計	360	339	356	362	346	342	328	321	308
村外幼稚園等		30		28	27	26	26	25	24
合 計		369		390	373	368	354	346	332

出典：平成26年の村内保育所の実績値は、健康推進課

※1 高根保育所が定員以上の児童を受入れているのは、施設に余裕があり、その余裕スペースを保育室として利用できるため。

※2 H27年度の推計値が26年度実績を上回っているのは、地区別年齢別の入所児童の対人口比について、過去の実績の最大値を推計に際して利用しているため。

※3 村外の幼稚園等の実績値は、推定値。

2) 保育所の施設整備の必要性

村内の公立保育所は、最も新しい高根保育所を除いて、公共施設の耐用年数の目安とされる築40年に近く、特に一松保育所は、本計画の目標年である平成31年には築43年を経過することになります。

また、一松保育所は、1703年の元禄地震の大津波で浸水した地域に立地しており、千葉県が実施した首都圏大地震を想定した津波シミュレーションでも浸水地域となっています。

そのため、一松保育所は施設・設備の老朽化対策の実施が必要であるとともに、津波対策を実施するため、別の場所に施設を移転する必要があります。

図表1-5 保育所の建築状況

	建築年		2019年(平成31年)までの経過年	摘要
	新築	増築		
八積保育所	1979年 (昭和54年)		40年	
高根保育所	1991年 (平成2年)	2004年 (平成16年)	~28年	
一松保育所	1976年 (昭和51年)	1985年 (昭和60年)	~43年	図表1-2(8頁)に示すように、同保育所は津波の浸水想定地にあり、安全な施設への早急な移転更新に迫られている。

3) 施設の更新に際しての認定こども園への移行について

3保育所の中でも一松保育所は、施設の早急な移転建替えに迫られています。一方、村民の子育てニーズからは、幼児教育の充実のため、認定こども園への強い希望があります。

本村の保育所は、他地域における幼稚園の機能も果たしていることを考慮すると、施設の移転更新に際しては、「認定こども園」とすることが最も適切と考えられます。

そのため、平成27年度から保育所検討委員会を立ち上げ、協議を始めます。

(3) 教育・保育量の見込み

「教育・保育量の見込み」について、国は原則としてニーズ調査結果を利用してワークシートにより保育ニーズを把握し、教育・保育量の見込みを算出することを求めています。同時にそれぞれの自治体が実情に応じて実績に基づいて算出することも認めています。

1) 量の見込みの算出と補正について

国のワークシートは、保育所と幼稚園が併存し、待機児童がいるような余裕がない状況を想定したものです。そのため、本村のように保育所のみで幼稚園がなく、かつ受入能力に余裕がある状況においては、機械的な推計よりも実績に基づく設定の方が適していると言えます。

本村では0歳児の保育は、生後6か月からを対象に事前申請に基づいて人材を確保し、受入れています。また、1~2歳児についても対象年齢児の共働き世帯の幼児全員を受入れています。

以上より、見込み量の算定は、実績をベースとして人口推計による伸び率を反映し、ニーズ調査結果を考慮して行います。

2) 補正後の教育・保育の量の見込みの一覧

国の手引きに基づき、実績の推移を見て必要な箇所に補正を行った結果、村内に居住する児童の教育・保育の量の見込みは以下の通りとなります。

図表1-6 国のワークシートによる保育所・幼稚園利用者の試算（人）

	対象 年齢	実績	推 計				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育園利用者	0～5歳	339	362	346	342	328	321
3号認定	0歳	1	16	16	16	15	15
	1・2歳	57	64	61	63	63	61
2号認定	3歳以上	281	282	269	263	250	245
幼稚園利用者；1号認定	3歳以上	40	39	37	37	35	34
合 計		379	401	383	379	363	355

※1 上表の「幼稚園利用者のH26年度実績値」は、図表1-4に示す村外幼稚園利用者数の推定値に加えて、村内外の認定外施設利用者の推定値10人を加算した値である。

また、量の見込みに対する、本村の確保の方策は次の通りとなります。

① 幼稚園の見込量と提供量

本村には幼稚園はなく、幼稚園利用者は村外施設（その大半が隣接する茂原市）を利用しています。茂原市の幼稚園には十分な余裕があり、本村からの幼稚園希望者は全員受け入れ可能です。

幼稚園や教育の利用希望に対して、本村では保育所から認定こども園への移行によって対応します。

図表1-7 国のワークシートによる幼稚園利用者の試算（人）；実績値から算出

	実績	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量 = 村外（茂原市）施設利用量	40	41	39	39	37	36
第1号認定こども(3～5歳、保育の必要性なし)	40	39	37	37	35	34
第2号認定こども(3～5歳、幼稚園の利用希望が強い)		2	2	2	2	2

② 保育所等の見込量と提供量

本村では、児童の教育ニーズにもこたえるため、公立保育所の認定こども園への移行によるサービスの充実に努めていきます。

図表1-8 国のワークシートによる保育所等利用者の試算（人）；実績値から算出

	実績	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量	339	362	346	342	328	321
第2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	281	282	269	263	250	245
第3号認定こども(0歳)	1	16	16	16	15	15
第3号認定こども(1, 2歳)	57	64	61	63	63	61
② 提供量(定員)	363	362	360	360	360	360
特定教育・保育施設(認可保育所)	363	362	360	360	360	360
第2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	305	282	280	280	280	280
第3号認定こども(0歳)	1	16	16	16	16	16
第3号認定こども(1, 2歳)	57	64	64	64	64	64
地域型保育事業(小規模型保育等)						
第3号認定こども(0歳)						
第3号認定こども(1, 2歳)						

第4節 地域子ども・子育て支援事業の算出

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと「目標事業量」

新制度に伴う地域子ども・子育て支援事業は13事業あり、このうち11事業について「量の見込み」を定めることとされており、合わせて「量の見込み」及び「確保方策」を定めることとされています。

「量の見込み」の算出方法は、次の2通りの方法が示されています。

- i. 「手引書」に基づき、ニーズ調査結果から算出する ⇒ 「ニーズ調査」
- ii. ニーズ調査によらず実績等推計から求める ⇒ 「推計」

また、「手引書」に基づく推計の場合、次の内容が共通する算出方法となります。

- i - a. 国の「手引き」に倣った算出であり、「ニーズ調査」から利用意向割合を算出し、これを対象となる家庭類型や年齢の推計人口に乗じて算出する
- i - b. 潜在家庭類型ごとに分類した算出を行っている
- i - c. 教育・保育提供区域ごとに算出する
- i - d. 必要に応じ利用実績等を勘案することが認められている

図表1-9 子ども・子育て支援事業の算出について

事業名称	算出義務	算出根拠	
		国	本村の算出方法
利用者支援事業(子育てコンシェルジュ)	○	推計	調整(i - d)
地域子育て支援拠点事業	○	ニーズ調査	設問あり 調整(i - d)
妊婦健康診査	○	推計	調整(i - d)
乳児家庭全戸訪問事業	○	推計	調整(i - d)
養育支援訪問事業	○	推計	調整(i - d)
子育て短期支援事業	○	ニーズ調査	設問あり 調整(i - d)
ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	○	ニーズ調査	設問あり 調整(i - d)
一時預かり事業	○	ニーズ調査	設問あり 調整(i - d)
延長保育事業	○	ニーズ調査	設問あり 調整(i - d)
病児・病後児保育事業	○	ニーズ調査	設問あり 調整(i - d)
学童保育(放課後児童健全育成事業)	○	推計	推計
実費徴収に係る補足給付を行う事業	×	—	—
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	×	—	—

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと「目標事業量」

国の手引きに基づき、地域子ども・子育て支援事業の見込を算出した後に、必要な箇所に補正を行った結果、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは以下の通りとなります。

図表1-10 地域子ども・子育て支援事業の実績と量の見込みの推移一覧

No.	国指定の13事業		単位	実績見込	推 計					
				H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
①	利用者支援事業(子育てコンシェルジュ)		箇所	2	2	2	2	2	2	
⑤	地域子育て支援拠点事業		組回/年	1,004	1,075	1,075	1,075	1,075	1,075	
②	延長保育事業 (実人数)		人/月	55	62	61	60	59	58	
⑥	一時預かり事業	幼稚園	人日/年							
		その他(保育所)		800	750	750	750	750	750	
④	子育て短期支援事業		人日/年							
⑪	乳児家庭全戸訪問事業		人/年	76	80	80	79	77	76	
⑦	病児保育事業		人日/年	260	300	300	300	300	300	
③	学童保育 (放課後児童健全育成事業)	低学年	人/月	103	120	115	100	100	100	
		高学年		18	25	25	30	30	30	
⑬	妊婦健康診査		人/年	1,120	1,120	1,106	1,078	1,064	1,036	
⑧	ファミリー・サポート・ センター事業	高学年	人日/月							
		低学年								
	(学童一時預かり事業)		小学生	人日/年		240	240	240	240	240
⑫	養育支援訪問事業		人/年							

※ 上表の番号は、施策の体系の「地域子ども・子育て支援事業（13事業）」に示した国の事業番号。

第5節 地域子ども・子育て支援事業量の見込み及び提供体制

(1) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）【新規】

〔 概 要 〕

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業。

〔 長生村の事業 〕

標記事業は国の新規補助事業ですが、本村では、標記事業に該当するものとして、現在「子育て相談」を一松保育所で、「おしゃべりひろば」を保健センターで開催しており、今後も内容の充実に努めます。

■ 利用者支援事業の実績と量の見込みの推移（利用者支援事業を行う場所）

		実績見込	推 計				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込	子育て相談	1	1	1	1	1	1
	おしゃべりひろば	1	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

〔 概 要 〕

幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

〔 長生村の事業 〕

標記事業に該当するものとして本村では、現在「子育て相談」を毎月3回、「おしゃべりひろば」は、0～5歳児対象に月に16回、内0歳児専用日を毎月2回実施しており、今後も内容の充実に努めます。

■ 地域子育て支援拠点事業実績と量の見込みの推移（利用する保護者の数（年間））

		単位	実績見込	推 計				
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込	子育て相談	回/月	3	3	3	3	3	3
		件/年	49	75	75	75	75	75
	おしゃべりひろば	回/月	16	16	16	16	16	16
		組/年	955	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(3) 延長保育事業（時間外保育事業）

〔 概 要 〕

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

〔 長生村の事業 〕

本村では標記事業を3保育所で実施しており、今後も内容の充実に努めます。

■ 延長保育事業の実績と量の見込みの推移（利用する子どもの数（年間））

		単位	実績見込	推 計				
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込	在籍児童	箇所	3	3	3	3	3	3
		人	55	62	61	60	59	58

(4) 一時預かり事業

〔 概 要 〕

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

1) 幼稚園における預かり保育

〔 長生村の事業 〕

本村では、幼稚園はないので、標記事業は該当しません。

2) 保育所による一時預かり

〔 長生村の事業 〕

本村では、1保育所で標記事業を実施しており、今後も内容の充実に努めます。

■ 一時預かり事業の実績と量の見込みの推移（利用する子どもの延数）

		単位	実績見込	推 計				
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込	在籍児童	箇所	1	1	1	1	1	1
		延人/年	50	50	50	50	50	50
		人日/年	800	750	750	750	750	750

(5) 子育て短期支援事業

〔 概 要 〕

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

① 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）。

② 夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

〔 長生村の事業 〕

本村に児童養護施設はないので、村内では実施していませんが、利用の必要が生じた時には施設を紹介するなど、適切に対応しています。今後も充実に努めます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

〔 概 要 〕

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

〔 長生村の事業 〕

本村では、保健センターが中心となって保健衛生推進員が担当し、家庭訪問に取り組んでいます。今後も内容の充実に努めます。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の実績と量の見込みの推移

	単位	実績見込	推 計				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込	親子組	76	80	80	79	77	76

※ 対象の世帯数は、当該年の0歳児の推計値とした。

(7) 病児保育事業

〔 概 要 〕

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。

〔 長生村の事業 〕

本村では、標記事業を隣接する白子町の医療機関に委託して実施しており、今後も内容の充実に努めます。

■ 病児保育事業の実績と量の見込みの推移 (利用する子どもの数(年間))

	単位	実績見込	推 計				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込	箇所	1	1	1	1	1	1
	延入日/年	260	300	300	300	300	300

(8) 学童保育（放課後児童健全育成事業）

〔 概 要 〕

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

〔 長生村の事業 〕

本村では、3小学校に対して5施設（高根小学校の空き教室利用を含む）が整備されており、小学校の高学年も受け入れています。今後も内容の充実に努めます。

また、学童の一時保育事業も平成27年度から開始します。

■ 学童保育の実績と量の見込みの推移（利用する子どもの数）

		単位	実績見込	推 計				
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込	小学1～3	人	103	120	115	100	100	100
	小学4～6	人	18	25	25	30	30	30
	計	人	121	145	140	130	130	130
	施設数	か所	5	5	5	5	5	5
学童一時預かり事業		延人日/年		240	240	240	240	240

※ 学童保育に関しては、小学校ごとに量の見込みと確保方策を講じます。

(9) 妊婦健康診査

〔 概 要 〕

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。なお、国（厚生労働省）では出産までに14回程度の受診を推奨しています。

〔 長生村の事業 〕

本村では、妊娠・出産に備えて必要な母子健康手帳を保健センターで交付しており、その際に妊婦への妊婦健康診査受診の指導や手続きの説明、助言を行っています。

受診費用の公費負担として本村でも平成24年から全ての妊婦健診（概ね14回）の費用を村で補助しており、今後も内容の充実に努めます。

■ 妊婦健康診査実績と量の見込みの推移

		単位	実績見込	推 計				
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込	対象者	人	80	80	79	77	76	74
	回数	延回/年	1,120	1,120	1,106	1,078	1,064	1,036

※ 対象者の妊婦数は、翌年の0歳児の推計値とした。

(10) 養育支援訪問事業

〔 概 要 〕

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

なお、養育支援が必要な家庭とは、「育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭」を指します。

〔 長生村の事業 〕

本村では、標記事業を実施していませんが、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診において育児負担の状況把握をしており、適切な養育支援の実施に努めます。

(11) 虐待防止対策連絡協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

〔 概 要 〕

要保護児童とは、ひとり親家庭の児童や障がい児、虐待から保護されるべき児童等の何らかの社会的な保護が必要とされる児童を指す。

児童虐待を防止するとともに、虐待に対応するため、児童福祉や母子保健担当課等が主体となって、関係機関・職員、その他の人々と連携し「虐待防止等対策ネットワーク」や「虐待防止対策連絡協議会」を設置し、活動する事業。

〔 長生村の事業 〕

本村では、平成18年に「虐待防止対策連絡協議会」を設置し、虐待の防止や被害児童の保護に取り組んできました。

また、出産後間もない時期を中心とした母子保健事業を強化し、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診においての育児負担の状況把握を通じて今後も虐待の発生予防に努めます。

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

〔 概 要 〕

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

〔 長生村の事業 〕

本村では、現在標記事業は行われていません。しかし、計画中の認定こども園への移行が実現した際には、施設や人材も充実するので、センターの設置についても取り組みを検討します。

なお、本村ではセンターの事業とされている児童の預かりに関して各小学校における学童保育の一環として一時預かりを平成27年度から開始します。（前述の「(8)学童保育」参照）

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

〔 概 要 〕

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。

詳細については国で審議中のため、今後国の状況を踏まえて検討します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

〔 概 要 〕

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。

詳細については国で審議中のため、今後国の状況を踏まえて検討します。

各論Ⅱ 子ども子育て支援施策

[次世代育成支援対策地域行動計画]

第1章 地域における子育ての支援

核家族化や女性の社会進出が進む中、保育サービスのニーズは増大し、多様化しています。

今後、共働き家庭のみならず全ての子育て家庭を対象として地域における子育て支援サービスを充実していくことが重要であり、サービスの担い手としては、行政だけでなく子育てサークル、地域の高齢者や子育て経験者、小中高生といった住民の役割も期待されます。

また、保育所や幼稚園の保育時間の前後や急用時の保育についての保護者のニーズがあり、これを把握し対応していくことが求められています。

さらに、今後は、子ども自身の視点、地域のボランティアや子育て中の住民等、住民自身による支え合いの視点、公共施設の開放、地域資源の活用など、より地域と密着した利用しやすいサービス提供とその拡充も求められています。

第1節 子育て支援のネットワークづくり

【現況と課題】

現代社会においては、核家族化の進行に伴って、家庭における子育て機能が弱くなっています。

このため、家庭における子育てを、地域、企業、行政等社会全体の課題として捉え、地域連携による子育て支援を進めていくことが必要です。

【基本施策】

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスの効果的・効率的な提供と、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進する等、地域連携による子育て支援体制の確立に努めます。

【施策の方向】

事業名	① 子育て支援における関係機関との連携	担当;健康推進課
事業内容	きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質を向上させるため、NPOや民間事業者、様々な地域活動団体と行政など、官民の枠を超えた、地域における子育て支援のネットワーク化に努めます。	
今後の方向	今後必要に応じ、子育て支援における関係機関との連携に努めます。	
事業名	② 子育てガイドブック等の作成	担当;生涯学習課
事業内容	各種の子育て支援サービスが利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブック等の配布による情報提供に努めます。	
今後の方向	子育て支援情報をまとめた一覧表を配布しています。今後も子育て世帯への情報提供の充実に努めます。	
事業名	③ 保育サービスに関する情報提供	担当;健康推進課
事業内容	地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、広報、ホームページを通して、各種情報の提供に努めます。	
今後の方向	今後も保育サービスに関する情報提供に努めます。	

子どもの年齢（歳）		0	3	6	12	18
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て期			少年期	
		0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	
① 子育て支援における関係機関との連携						
② 子育てガイドブック等の作成						
③ 保育サービスに関する情報提供						

第2節 児童の健全育成

【現況と課題】

地域において児童数が減少することは、遊びを通しての仲間づくりや児童の社会性と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。このため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる放課後や週末の居場所づくりの推進が必要です。

また、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直りや、保護者の子育て支援、引きこもりや不登校対応など、関係機関が連携して地域全体で対応することが必要です。

【基本施策】

地域子どもたちが、放課後、週末、夏期や冬期の長期休業日において、自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

また、保育所、幼稚園、学校、公民館、図書室、子どもの遊び場（児童遊園）等の施設の活用や、奉仕・体験活動、スポーツ活動、世代間交流による青少年健全育成活動の促進に努めます。

さらに、少年非行等への取り組み、保護者の子育て支援、引きこもりや不登校対応において、家庭、学校、児童相談所、少年センター、警察が連携し、地域ぐるみでの支援に取り組みます。

【施策の方向】

事業名	① 児童・生徒のための放課後の居場所づくり	担当;学校教育課、生涯学習課
事業内容	小学生から高校生までを対象とした放課後の居場所づくりに努めます。また、体制整備に向けて、福祉関係課と教育委員会との連携に努めます。	
今後の方向	各種団体の協力を得て、スポーツ、レクリエーション活動など参加しやすい行事の開催に努めます。平成31年度末までに、放課後子ども教室の開催に努め、学童保育との連携を目指します。	
事業名	② 子どもの遊び場（児童遊園）	担当;健康推進課
事業内容	身近にある青少年の健全な遊び場、幼児の安全な遊び場として、欠くことのできない公共空間として適切に維持管理します。また、公園と同様、震災時における近接家屋の延焼遅延、震災後の緊急避難場所及び救急活動の接点としての役割も果たします。	
今後の方向	今後も子どもの遊び場（児童遊園）の整備と安全管理に努めます。	
事業名	③ 家庭児童相談事業	担当;健康推進課
事業内容	子どもの生活習慣、しつけの問題、家庭における人間関係、学校生活、引きこもり、不登校など児童の養育に関連する様々な問題について相談を受け付けます。その際、案件によっては、家庭訪問、千葉県及び児童相談所等関係機関へ連絡をとり対応します。	
今後の方向	千葉県長生健康福祉センター内に家庭児童相談員が配置されており、今後も家庭児童相談事業の充実に努めます。	
事業名	④ スクールカウンセラー配置事業	担当;学校教育課
事業内容	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を活用し、児童生徒の問題行動や悩み、相談等の解決に資するとともに、教師・保護者への指導・援助等を行います。また、児童生徒が抱える多様な悩みや相談、不登校、暴力行為等の問題行動について、専門的立場から生徒教師・保護者のカウンセリングを行い、指導、助言、援助します。	
今後の方向	千葉県スクールカウンセラー配置事業により、各中学校にスクールカウンセラーを配置しており、今後も事業の充実に努めます。	

事業名	⑤ 公民館・文化会館等の活動の推進	担当;生涯学習課
事業内容	児童の健全育成に向けて、読書、絵本の読み聞かせ、書道、夏休み教室など、様々な活動に努めます。	
今後の方向	今後も公民館・文化会館等の活動の推進に努めます。	

事業名	⑥ 図書室活動の推進	担当;生涯学習課
事業内容	図書の貸し出し等、運営管理を始め、児童の健全育成に向けて「おはなし会」などの実施に努めます。	
今後の方向	文化会館図書室の主催事業として、おはなし会、学校出張おはなし会、ブックスタートなどを実施しており、今後も活動の推進に努めます。	

事業名	⑦ 子ども読書活動の推進	担当;生涯学習課
事業内容	千葉県との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ「子ども読書推進計画」の作成、子ども向けの図書資料整備や環境整備、図書ボランティア・読み聞かせボランティア・ブックスタートボランティアとの連携によるサービスの提供、おはなし会、図書室の情報提供推進など、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、子ども読書活動推進計画さらには総括的な施策の推進に努めます。	
今後の方向	図書ボランティア、読み聞かせボランティア、ブックスタートボランティアと連携を図り、図書事業を推進しています。 さらに、おはなし会などの読み聞かせ事業に力を入れており、今後も子ども読書活動推進に努めます。	

事業名	⑧ 歴史資料室活動の推進	担当;生涯学習課
事業内容	中央公民館に設置している歴史資料室で、美術、郷土文化・歴史における住民の学習機会や発表の場の提供に努めます。	
今後の方向	今後も事業の推進に努めます。	

事業名	⑨ 不登校対策の整備	担当;学校教育課
事業内容	不登校児童生徒の早期発見・早期対応を始め、より一層きめ細かな支援を行うため、適応指導教室を中心とした不登校対策を充実し、学校、家庭、関係機関が緊密に連携した地域ぐるみの活動に努めます。	
今後の方向	今後も対策の推進に努めます。	

子どもの年齢（歳）		0	3	6	12	18
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て			少年期	
		0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	
① 児童・生徒のための放課後の居場所づくり						
② 子どもの遊び場（児童遊園）						
③ 家庭児童相談事業						
④ スクールカウンセラー配置事業						
⑤ 公民館・文化会館等の活動の推進						
⑥ 図書室活動の推進						
⑦ 子ども読書活動の推進						
⑧ 歴史資料室活動の推進						
⑨ 不登校対策の整備						

第3節 経済的支援の充実

【現況と課題】

近年、理想の子どもの数よりも、実際の子どもの数が少ないという家庭が増加しています。その最大の原因として経済的負担の大きさをあげる人が多くなっています。このため、経済的支援策等の充実による、子育ての経済的負担感の軽減に努める必要があります。

【基本施策】

子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

【施策の方向】

事業名	① 保育料の減免	担当;健康推進課
事業内容	保育所入所等に要する費用については、長生村が定める保育料基準額表により保育料を徴収しています。ただし、ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等、生活保護法による被保護世帯等については、保育料の減免を行い経済的支援に努めます。	
今後の方向	保育料の減免は、2人以上同時入所、ひとり親世帯、災害、疾病、第3子以降、その他の経済的な理由等により村長が保育料の納入が困難と認めた者が対象です。今後も減免を行い経済的支援に努めます。	

事業名	② 児童手当の支給	担当;健康推進課
事業内容	家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする児童手当を、中学校修了までの児童を養育している方に支給します。	
今後の方向	今後も国の制度に基づき児童手当の支給を実施します。	

事業名	③ 子ども医療費助成	担当;健康推進課
事業内容	県の子ども医療費助成制度は、子どもの保健対策を充実し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費を県と市町村で助成する制度です。本村では、入通院ともに乳児から中学3年生までを助成の対象としています。 また、平成26年8月から所得制限を廃止しました。	
今後の方向	千葉県補助金基準に準じ、子育て支援の充実に努めます。 また、経済格差を無くし、全ての家庭で平等に受診できるように努めます。	

事業名	④ 奨学資金貸付制度の設置	担当;社会福祉協議会
事業内容	教育を受ける機会を確保するため、経済的な理由によって就学が困難な生徒・学生に対し、奨学資金貸付制度により支援します。	
今後の方向	今後も支援に努めます。	

事業名	⑤ 就学援助制度	担当;学校教育課
事業内容	要保護・準要保護世帯で、経済的な理由により就学困難な児童生徒について、就学に必要な費用の援助を行うことで、就学環境を支援します。	
今後の方向	今後も支援に努めます。	

子どもの年齢(歳)		0	3	6	12	18
ライフステージ	妊娠・出産期	子育て			少年期	
		0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~18歳	
① 保育料の減免						
② 児童手当の支給						
③ 子ども医療費助成						
④ 奨学資金貸付制度の設置						
⑤ 就学援助制度						

第2章 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

現在、親子の健康の確保・増進を目指し、必要な保育指導、健康診査、健康づくりが進められています。生活習慣病、子どもたちの「孤食」等が増える中で、各成長段階での正しい食事と予防が求められています。

また、思春期の保健対策、救急医療を含む小児医療対策等が必要とされています。

第1節 子どもや母親の健康の確保

【現況と課題】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における、健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。

また、母親の育児の孤立化を防ぐために、妊娠中からの仲間づくりや、安全な妊娠・出産に向け、妊婦はもちろん家族全体で好ましい生活習慣に気を配ることが必要です。

【基本施策】

国や県の母子保健対策の趣旨を踏まえ、乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制の整備を図るとともに、安全・快適に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康の確保に努めます。

【施策の方向】

事業名	① 母子健康手帳等の交付	担当:健康推進課
事業内容	妊娠、出産、子どもの成長記録として全ての親子が活用できるよう、母子健康手帳を保健センターで随時窓口交付します。交付に際しては、母子健康手帳の使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、妊婦乳幼児健康診査受診票の使い方の説明、子ども医療費助成制度及び児童手当の手続きの案内に努めます。	
今後の方向	上記事業内容に加え、妊娠届出時の相談受付と状況確認、乳児家庭全戸訪問事業の説明を実施します。	
事業名	② 妊婦健康診査の実施	担当:健康推進課
事業内容	妊婦が定期的に健診を受けやすくし、安全なお産を迎える為、妊娠中必要とされる14回分の健診助成券を母子健康手帳交付時に配布しています。	
今後の方向	妊婦健診の活用について、母子健康手帳の交付時に説明し、診査の充実に努めます。	
事業名	③ ママパパ教室の開催	担当:健康推進課
事業内容	安全な妊娠・出産の経過と、母性・父性の育成により健やかに子どもを生み育てることができるように支援することを目的として、保健センター等でママパパ教室の開催に努めます。	
今後の方向	「ママパパ教室」を年3コース、1コース3日で行っています。妊婦の仲間づくりと夫の参加を促すため2回目は土曜日に開催しています。3回目は、赤ちゃんに触れ合いをもつため離乳食教室を同時開催しています。今後も内容の充実に努めます。	
事業名	④ 新生児・妊産婦訪問指導	担当:健康推進課
事業内容	新生児を持つ親が、不安や悩みなく子育てに取り組むことができるよう、妊娠や新生児期の不安の高い時期に、保健師等による家庭訪問を行います。また、里帰り希望のある方の対応に努めます。	
今後の方向	生後28日までの新生児全員について保健師が訪問しています。今後も内容の充実に努めます。	

事業名	⑤ 乳幼児訪問指導の実施	担当;健康推進課
事業内容	育児不安がある親や各種健診、相談後に継続個別事後指導が必要な乳幼児に対し定期的に訪問、電話相談等を実施し、保健指導を行います。また、乳幼児健診の未受診児に対し、保護者等へ健診の必要性について理解を促し、受診勧奨に努めます。	
今後の方向	上記事業内容の通り行われており、今後も内容の充実に努めます。	
事業名	⑥ 乳幼児健康診査の実施	担当;健康推進課
事業内容	乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、治療のために、3～6か月児、9～11か月児、1歳6か月児、3歳児等を対象にした健康診査を行っています。また、事後対策としては、要継続指導児を把握し、適切なフォローを行うとともに、未受診児に対しては、電話・文書・訪問等にて勧奨し、発達確認に努めます。	
今後の方向	上記事業内容に加え、4・7・12か月児を対象に健康診査を実施しています。今後も内容の充実に努めます。	
事業名	⑦ 乳幼児の育成指導事業の実施	担当;健康推進課
事業内容	乳幼児健康診査や健康相談の結果、経過観察と診断された乳幼児とその保護者に対して、その乳幼児の健やかな発達への支援を目的とした乳幼児の育成指導事業として、保健センター等で各種教室・相談の実施に努めます。	
今後の方向	乳幼児健診時に村の子育て相談やしゃぼんだまクラブにつなげ、今後も乳幼児の育成指導事業の充実に努めます。	
事業名	⑧ 歯科健康診査等の実施	担当;健康推進課
事業内容	1歳6か月児、2歳児歯科健診、3歳児健診時に歯科医師による歯科健康診査、また歯科衛生士による個別指導を実施しています。口腔衛生状態の悪い幼児等を対象に、保護者の歯に対する関心を深め、生活習慣のひとつとして、歯みがきの定着を図ります。 また、希望者にフッ化物歯面塗布を行います。	
今後の方向	歯科衛生士による染出しとブラッシング指導を実施しており、今後も内容の充実に努めます。 また、フッ化物歯面塗布を推奨します。	
事業名	⑨ フッ化物洗口事業の実施	担当;健康推進課
事業内容	永久歯の虫歯を予防し、8020運動を促進します。 また、保育所の年長児から中学卒業までフッ化物洗口を行います。	
今後の方向	永久歯のう蝕の状況をみながら、予防効果を検証します。	
事業名	⑩ 子育て教室の開催	担当;健康推進課
事業内容	幼児をもつ親等を対象に、育児についての知識の普及と育児不安や負担の軽減を図ります。親相互の交流や親子の触れ合いなどを通し、親の主体的な活動を尊重して自主力を高めることを目的とし、子育てについての座談会や親子体操等を内容とする子育て教室を保健センター等での開催に努めます。	
今後の方向	乳児健診時に4か月児の親子の交流会を実施し、今後も内容の充実に努めます。	
事業名	⑪ 予防接種の実施	担当;健康推進課
事業内容	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童生徒を対象とした、法律による予防接種の実施に努めます。	
今後の方向	国の「予防接種に関する基本的な計画」に基づき、適正かつ効率的に予防接種を実施し、接種率向上のための取り組みを進めていきます。	
事業名	⑫ 保健衛生推進員(母子保健関係)の活動	担当;健康推進課
事業内容	村が行う保健事業の充実及び地域における地区組織活動の育成を図るため、保健衛生推進員が乳幼児健診や新生児訪問等母子保健に関する活動に努めます。	
今後の方向	乳児家庭全戸訪問事業や、ちびっこクッキング、3歳児健診の協力を努めます。	

事業名	⑬ 母子保健事業の情報提供	担当;健康推進課
事業内容	住民へわかりやすい情報提供を行うため、母子保健事業の年間計画等の周知に努めています。	
今後の方向	保健センター行事予定表を作成し、健診時や窓口、自治会で配付します。	
事業名	⑭ 外国人親子の支援	担当;健康推進課
事業内容	外国人親子同士の交流及び日本の生活の中で子育てを支援する事業の展開に努めます。	
今後の方向	各種サークル(おしゃべりひろば、さくらんぼ倶楽部)への参加を促したり、個別面接で対応します。	
事業名	⑮ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業	担当;健康推進課
事業内容	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問して、子育て支援の情報提供、養育環境の把握、子育ての悩みに傾聴し、支援が必要な家庭に適切なサービスが結びつくようにし、地域の中で子育てができる環境整備を図ります。	
今後の方向	保健衛生推進員及び保健師により生後4か月までの子の家庭訪問を行い情報提供、養育者の傾聴を行うことで子育て支援の充実に努めます。	

子どもの年齢(歳)		0	3	6	12	18
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て			少年期	
		0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	
① 母子健康手帳等の交付						
② 妊婦健康診査の実施						
③ ママパパ教室の開催						
④ 新生児・妊産婦訪問指導						
⑤ 乳幼児訪問指導の実施						
⑥ 乳幼児健康診査の実施						
⑦ 乳幼児の育成指導事業の実施						
⑧ 歯科健康診査等の実施						
⑨ フッ化物洗口事業の実施						
⑩ 子育て教室の開催						
⑪ 予防接種の実施						
⑫ 保健衛生推進員(母子保健関係)の活動						
⑬ 母子保健事業の情報提供						
⑭ 外国人親子の支援						
⑮ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業						

第2節 食育の推進

【現況と課題】

朝食欠食等の食生活の乱れや肥満者の増加に見られるような、心と身体の問題が子どもたちに生じています。このため、乳幼児期からの正しい食事の摂り方、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

また、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進めることが必要です。

【基本施策】

食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や、食を通じた家族との良好な関係づくりが促進されるよう、必要な対策に取り組み、村の健康増進計画でも食育の推進に取り組みます。

さらに、長生村の地元産物や子どもたちが自ら作った米・野菜等を、学校給食の材料として使用したり、伝統的な料理を広める機会をもつことで、豊かな食文化を継承していくことに努めます。

【施策の方向】

事業名	① 離乳食指導	担当:健康推進課
事業内容	1歳未満の乳児のいる母親等を対象に、離乳食の進め方や与え方を理解し、離乳食の大切さについて認識を深めてもらうため、保健センター等で離乳食指導に努めます。また、乳児健診時に栄養相談や個別相談が行われる場合もあります。	
今後の方向	「ママパパ教室」において、参加者との交流を図るため同日開催しています。	
事業名	② 保育所給食の推進	担当:健康推進課、各保育所
事業内容	「・入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤、・おいしい・楽しいという情緒的機能、・食事を大切にする考え方を教える教育的機能」等の役割をもつ保育所給食の推進・充実に努めます。 また、自校給食方式により3歳未満児の完全給食と3歳以上児の副食給食及び給食時を楽しくすること等、今後も保育所給食の充実に努めます。	
今後の方向	給食献立及び給食時を楽しくすること等、今後も保育所給食の充実に努めます。	
事業名	③ 学校給食の推進	担当:学校教育課、各学校、産業課
事業内容	児童生徒の発育や健康を支える学校給食では、自校給食方式の特色を生かしながら、望ましい食習慣の形成や食事マナーの指導等を推進します。また、バランスのよい食事の提供や郷土色を取り入れた地元産の食材の使用等、地産地消に努めます。さらに、児童生徒の家庭に対しては、献立表や給食だよりを発行・配布するなど情報の提供に努めます。	
今後の方向	今後も学校給食内容の充実に努めます。	
事業名	④ 保健衛生推進員(食生活改善推進員)の活動	担当:健康推進課
事業内容	生涯を通じた健康づくりの一貫として、自治会より推薦された方が、食生活改善活動を展開します。バランスのとれた食生活の推進に努めます。	
今後の方向	「ちびっこクッキング」(年長組)や「親子料理教室」の時の協力や3歳児健診時に手作りおやつを配布しており、今後も活動の充実に努めます。	

子どもの年齢(歳)		0	3	6	12	18
ライフステージ	妊娠・出産期	子育て			少年期	
		0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~18歳	
① 離乳食指導						
② 保育所給食の推進						
③ 学校給食の推進						
④ 保健衛生推進員(食生活改善推進員)の活動						

第3節 思春期保健対策の充実

【現況と課題】

思春期は、身体的・心理的・社会的な成長が著しく、子どもから大人への移行期でもあり、自己を確立しながら独立していく時期です。その過程で、悩みや不安などを持ちやすく、精神的にも不安定になりやすい時期であり、不安や悩み・ストレスが、不登校等の問題行動に結びつくことがあります。適切な対応が必要となります。

また、この時期は、性についての関心が高まる時期です。思春期における心身の健康は、本人はもちろん、次世代にも影響を及ぼす問題となるため、正しい知識を身に付け、責任ある行動をとれるよう育成することが重要となります。

【基本施策】

思春期の子どもに対して、性についての正しい知識の普及を図るとともに、専門機関等への相談を勧めます。

【施策の方向】

事業名	① 心の健康に関する情報提供・知識の普及	担当;健康推進課
事業内容	精神疾患の増加に伴い、心の健康が健康課題の重点として認識される中、心の健康づくりについて有益な情報提供や正しい理解の周知に努めます。 また、「千葉いのちの電話」のPRにも努めます。	
今後の方向	今後も情報提供及び健康教育内容の充実に努めます。	

事業名	② 保護者への情報提供	担当;各学校、健康推進課
事業内容	思春期の子どもへの関わり方について、関係機関と連携して保護者に対し、学級担任・養護教諭・スクールカウンセラーから情報提供を行い、思春期教室の開催に取り組みます。	
今後の方向	今後も情報内容と思春期教室（小学6年～中学2年）の充実に努めます。	

事業名	③ 性についての正しい知識・男女の相互理解の普及	担当;各学校、健康推進課
事業内容	性に対する意識や性行動の実態について、関係機関と連携し、各学校からの聞き取りを行いながら、その現状把握に努めます。 また、教職員対象の性教育研修会への積極的な参加を呼びかけ、現在の性感染症の実態や具体的な指導事例等についての研鑽を深めます。さらに、命の大切さについての啓発を行うとともに、男女の相互理解・協力の推進に努めます。	
今後の方向	今後も情報提供や内容の充実に努めます。	

事業名	④ 未成年者の健康影響についての教育推進	担当;各学校、健康推進課
事業内容	小中学校において、未成年者の喫煙・薬物乱用・飲酒による健康被害、がん予防について保健指導を通じて、具体例をもとに認識を深める授業展開に努めます。	
今後の方向	今後も未成年者の健康影響についての教育の充実に努めます。	

子どもの年齢（歳）		0	3	6	12	18
ライフステージ	妊娠・出産期	子育て			少年期	
		0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	
① 心の健康に関する情報提供・知識の普及						
② 保護者への情報提供						
③ 性についての正しい知識・男女の相互理解の普及						
④ 未成年者の健康影響についての教育推進						

第4節 小児医療の充実

【現況と課題】

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、小児医療の充実・確保に取り組む必要があります。

【基本施策】

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、地域医療体制の整備を検討していきます。

【施策の方向】

事業名	① 地域医療体制の整備	担当;健康推進課
事業内容	多様化する医療ニーズに対応するため、医師会及び歯科医師会の協力を得ながら医療機関との連携に努め、地域医療体制の整備に努めます。	
今後の方向	今後も地域医療体制の整備に努めます。	
事業名	② 休日・夜間医療体制の整備	担当;健康推進課
事業内容	すでに行われている休日・夜間当番医療体制、子どものかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法の情報提供を充実し、周知を図ります。	
今後の方向	今後も休日・夜間医療体制の整備を図るため、関係各機関との更なる連携に努めます。また、「#8000」やインターネットからの子どもの救急についての普及に努めます。	
事業名	③ 第二次救急医療体制の整備	担当;健康推進課
事業内容	長生郡市において、24時間小児科医が対応する第二次救急拠点病院や小児科医を置く病院が輪番で受け入れをする体制がないため、今後小児救急に関する体制の整備を検討します。 また、妊娠中毒症や超未熟児等の周産期医療のため、※NICU病床の整備や搬送体制の充実を図るよう関係機関との連携に努めます。	
今後の方向	今後も第2次救急医療体制の整備を図るため、広域的な連携整備に努めます。	

※NICU； 新生児集中治療室=Neonatal Intensive Care Unitの略。小さく生まれたり、予定より早く生まれたり、病気をもっていたりなど、様々な理由から専門的な医療機関での集中的な治療や管理が必要な赤ちゃんに対してケアを行うところです。主に呼吸循環管理を必要とする最重症の赤ちゃんの治療にあたる施設です。（資料:花ママ.Com〈インターネットHPより〉）

子どもの年齢（歳）	0	3	6	12	18
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て			少年期
	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	
① 地域医療体制の整備					
② 休日・夜間医療体制の整備					
③ 第二次救急医療体制の整備					

第3章 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

中学生、高校生等これから親になっていく世代が、子どもを生み育てる意義や、子どもや家庭の大切さが理解できるように、家庭、学校、地域の教育環境の整備が求められています。

第1節 次世代の親の育成

【現況と課題】

男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ、効果的な取り組みを推進することが必要です。

また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域の環境整備を進めることが必要です。

【基本施策】

男女が協力して家庭を築くことや子育ての楽しさや子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について各分野が連携しつつ、効果的な取り組みを推進します。

【施策の方向】

事業名	① 学校教育における男女共同参画の推進	担当;学校教育課				
事業内容	小中学校においては、社会科・道徳・特別活動等を中心に、児童生徒の発達段階に応じて、男女相互の理解を深める等の指導を推進します。					
今後の方向	継続的に実践し、男女共同参画社会に関する子どもたちの理解が深まるよう努めます。					

事業名	② 男女の出会いの場づくり	担当;社会福祉協議会				
事業内容	結婚願望はあるが、出会いの機会に恵まれない男女に対し、出会いの場の提供・相談などの支援に努めます。					
今後の方向	「結婚相談所」を設置しており、今後も出会いの場の充実に努めます。					

子どもの年齢（歳）		0		3		6		12		18		～40	
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て						少年期		青年期			
		0～2歳		3～5歳		6～11歳		12～18歳		18歳～			
① 学校教育における男女共同参画の推進													
② 男女の出会いの場づくり													

第2節 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【現況と課題】

本村の小中学校における教育の方針として、「人間尊重の視点から、教育内容の充実に努める」とともに、「学校施設の整備を行い、より良い教育環境づくりに努める」ことを推進しています。

今後も、この方針を継承しつつ、さらには児童生徒の「生きる力」を育み、たくましく豊かな人間の形成を目指していく必要があります。

また、幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期にあたります。幼児の自発性を重視しながら、しつけや心の教育にも配慮した保育所や学校それぞれの特色ある教育課程の編成や、教育内容の充実に努める必要があります。

さらに、教職員の資質の向上に努めるとともに、幼児教育の質的变化に伴う施設の整備、より充実した教育を行うための環境整備を図る必要があります。

【基本施策】

次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。

【施策の方向】

(1) 確かな学力の向上

事業名	① 学校基礎学力向上の推進	担当;学校教育課
事業内容	授業時数の確保や個に応じた指導の充実を図るとともに、指導と評価の一体化や補充学習を取り入れることで児童生徒の基礎基本の定着が実現できるよう努めます。	
今後の方向	今後も基礎学力の向上に努めます。	
事業名	② 総合的な学習充実支援事業	担当;学校教育課
事業内容	小中学校において、専門的な知識や技能を有する人材活用を意図的・計画的に取り入れることで、児童生徒により実感のこもった体験活動の場を設定します。	
今後の方向	社会人講師を活用しています。今後も学習内容の充実に努めます。	
事業名	③ 国際理解教育の拡充	担当;学校教育課
事業内容	外国人と触れ合う機会を設け、外国語や外国の文化に触れ、慣れ親しませる機会を提供し正しい国際理解の素地を養うことに努めます。	
今後の方向	小中学校にALT(外国語指導助手)を配置し、今後も国際理解教育の充実に努めます。	
事業名	④ 情報教育の充実	担当;学校教育課
事業内容	児童生徒のスキルアップだけでなく、ICTを活用した効果により興味関心の深まる授業の構築を目指します。	
今後の方向	小中学校とも国の整備水準達成済みです。今後もパソコン教室・普通教室への情報教育環境の充実を図ります。	
事業名	⑤ 福祉教育の推進	担当;学校教育課
事業内容	障がいに対する偏見を取り除くため、心の教育に努めます。特に、青年層のやさしさや思いやりを育むため、学校における福祉教育の充実に努めます。	
今後の方向	今後も福祉教育内容の充実に努めます。	
事業名	⑥ 障がい児教育(学級)の充実	担当;学校教育課
事業内容	ノーマライゼーションを基本とし、障がいのある児童生徒が小中学校において、障がいの種類や程度に応じて、適切な教育が受けられるよう、教育環境の充実に努めます。	
今後の方向	特別支援教育の充実に向け、今後も障がいをもつ児童生徒の状況に応じて学級の増設等に努めます。	
事業名	⑦ 子ども読書活動の推進	担当;生涯学習課
事業内容	児童生徒の読解力・表現力の向上を目指し、読書活動の時間を設けたり、読み聞かせのボランティアの活用を促進します。図書の計画的な購入等を実施し、子どもの読書活動の推進に努めます。	
今後の方向	今後も子ども読書活動の推進に努めます。	

子どもの年齢(歳)	0	3	6	12	18	～40
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て			少年期	青年期
	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	18歳～	
① 学校基礎学力向上の推進						
② 総合的な学習充実支援事業						
③ 国際理解教育の拡充						
④ 情報教育の充実						
⑤ 福祉教育の推進						
⑥ 障がい児教育(学級)の充実						
⑦ 子ども読書活動の推進						

(2) 豊かな心の育成

事業名	① 道徳教育の充実	担当;学校教育課
事業内容	道徳の授業時数の確保を行うと同時に「心のノート」を活用し、児童生徒の実生活に即した題材を提示し、道徳教育の充実を図ります。また、「心のノート」を保護者にも見てもらうなどの工夫をし、学校と家庭の連携を重視した双方向型の指導を推進します。	
今後の方向	今後も道徳教育の充実に努めます。	

事業名	② 多様な体験活動の推進	担当;生涯学習課
事業内容	青少年健全育成団体を中心として、地域と学校行政が連携・協力することで、キャンプ大会やスキー交流会・その他スポーツイベントなどを実施し、多様な体験活動を推進します。	
今後の方向	今後も体験活動内容の充実に努めます。	

事業名	③ 生徒指導、いじめ・不登校対応、問題行動及び非行の防止	担当;学校教育課
事業内容	生徒指導は、全職員が一体となって取り組むことから、各学校の指導理念についての共通理解を図り、全職員が協力して指導できる体制を整えます。一方で、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら地域ぐるみの取り組みに努めます。	
今後の方向	学校長と教育長の連絡会議を年に3、4回実施しており、上記事業に関し教育指導における課題を提起しています。家庭教育指導員が月2回相談を受け付けています。今後も取り組み内容の充実に努めます。	

子どもの年齢（歳）	0	3	6	12	18	～40
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て			少年期	青年期
		0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	18歳～
① 道徳教育の充実						
② 多様な体験活動の推進						
③ 生徒指導、いじめ・不登校対応、問題行動及び非行の防止						

(3) 健やかな体の育成

事業名	① 運動部活動の支援	担当;学校教育課
事業内容	外部指導員や学校部活動支援員等の外部人材や地域との連携を強め、運動部活動の充実を図ります。	
今後の方向	外部指導者を活用し、部活動の強化を図っており、今後も活動の充実に努めます。	

事業名	② 小児生活習慣病の予防	担当;学校教育課、健康推進課
事業内容	肥満、偏食、朝食の欠食などの解消に向けた食習慣の改善や栄養・適正体重などに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、体を使った遊びによる運動不足の解消を呼び掛け、健康教育等の充実を図ります。また小学4年生・中学1年生を対象の予防健診と事前事後指導について継続して行うことにより、小児生活習慣病の予防に努めます。	
今後の方向	小児生活習慣病健診の結果を踏まえ、各学校との連携により実施しています。また、「すくすく教室」を実施しています。今後も小児生活習慣病の予防に努めます。	

事業名	③ 口腔の健康管理	担当;学校教育課、健康推進課
事業内容	歯科検診や健康教育、フッ化物洗口等を通して、むし歯予防等の口腔の健康管理の取り組みに努めます。	
今後の方向	上記事業内容について、今後も口腔の健康管理に努めます。	

子どもの年齢（歳）	0	3	6	12	18	～40
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て			少年期	青年期
		0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	18歳～
① 運動部活動の支援						
② 小児生活習慣病の予防						
③ 口腔の健康管理						

(4) 信頼される学校づくり

事業名	① 学校運営の充実	担当;学校教育課
事業内容	開かれた学校づくりを推進するため、地域や学校の実態に応じ、PTA等家庭や地域の人々の協力を得て、学習指導の充実を図ります。 また、組織マネジメントを軸に教員の適材適所を判断し、個々の個性、長所を生かせる体制づくりに努め、学校運営全般の活性化を目指します。	
今後の方向	今後も学校運営全般の充実に努めます。	
事業名	② 学校支援ボランティアの活用	担当;学校教育課
事業内容	児童生徒の教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が幅広く連携することが大切なことから、保護者、地域人材、さらには各種団体等の教育力を生かし、学校支援ボランティアの有効活用に努めます。	
今後の方向	今後も学校支援ボランティア活用の充実に努めます。	
事業名	③ 少子化に伴う施設の有効活用	担当;学校教育課、関係各課
事業内容	児童生徒の少子化による在籍数の減少に伴い、教室に余裕が生じることから、空き教室を始めとする学校施設を地域に開放する等、開かれた学校づくりの一環として、学校施設の有効活用に努めます。	
今後の方向	余裕教室が生じた場合、関係機関と連携・検討し、学校施設の有効活用に努めます。	
事業名	④ 学校評議員制度の活用	担当;学校教育課
事業内容	学校評議員制度を活用し、地域及び家庭と学校との連携・協力に一層努めます。	
今後の方向	幅広い分野からの意見を取り入れ、家庭や地域と連携して特色ある教育活動に努めます。	
事業名	⑤ 学校施設の整備	担当;学校教育課
事業内容	子どもに安全で豊かな環境を提供するために、必要に応じた校舎の改修など、学校施設の整備に努めます。	
今後の方向	今後も学校施設整備の充実に努めます。	
事業名	⑥ 教職員の研修の充実	担当;学校教育課
事業内容	時代のニーズと各学校の実態に応じた研修課題を設定し、全職員の共通理解のもと、計画的・組織的・継続的な研修活動を推進します。 また、関係機関との連携を図りながら、教職員が主体的に取り組める研修機会を充実させます。	
今後の方向	教育研究協議会等を設置しており、今後も教職員の研修の充実に努めます。	
事業名	⑦ 安全管理の推進	担当;学校教育課、関係各課
事業内容	児童生徒に安全な環境を提供できるよう地域の関係機関及び関係団体と連携しながら、安全管理に関する取り組みを進めます。	
今後の方向	不審者対応マニュアルによる予行演習を行っており、今後も学校の安全管理の推進に努めます。	

子どもの年齢(歳)	0	3	6	12	18	～40
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て			少年期	青年期
		0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	18歳～
① 学校運営の充実						
② 学校支援ボランティアの活用						
③ 少子化に伴う施設の有効活用						
④ 学校評議員制度の活用						
⑤ 学校施設の整備						
⑥ 教職員の研修の充実						
⑦ 安全管理の推進						

(5) 幼児教育の充実

事業名	① 認定こども園への移行	担当;健康推進課、関係各課
事業内容	保護者のニーズを踏まえ、幼児教育の充実、利用者の利便性に配慮し、幼児期の特性と幼児の発達段階に応じた保育と教育の実践が図られるよう、認定こども園への移行に取り組めます。	
今後の方向	平成27年度から保育所検討委員会を立ち上げ、協議を始めます。	

事業名	② 職員の資質の向上	担当;健康推進課
事業内容	認定こども園への移行に備えて、保育所職員の研修等、村外の幼稚園への授業参観や研究協議などの相互研修や関係機関での幼児教育関係の研修会等に積極的な参加に努め、職員の資質向上に努めます。	
今後の方向	認定こども園への移行に備えて研修の早期開始に努めます。	

事業名	③ 教材・教具の整備及び施設の整備維持管理	担当;健康推進課
事業内容	入所児童が、身近な環境に自ら関わって生活に取り入れていこうとする態度を養う観点から、教具や身近な用具、遊具の整備に努めます。 また、幼児教育の質的な変化や新たな施策に対応するため、適切な施設の整備、維持管理に努めます。	
今後の方向	今後も教材・教具の整備及び施設の整備、維持管理に努めます。	

事業名	④ 保育所と小学校の連携	担当;各学校、健康推進課
事業内容	定期的に連絡協議会等を開催し、保育所（認定こども園）と小学校との交流を深めます。さらに、小1プロブレムへの対応に備え、円滑な移行が可能となるよう、目頃からの連携強化を図ります。	
今後の方向	保育所年長児童が小学校への体験入学を実施しており、今後も保育所と小学校の連携に努めます。	

子どもの年齢（歳）		0		3		6		12		18		～40	
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て						少年期		青年期			
		0～2歳		3～5歳		6～11歳		12～18歳		18歳～			
① 認定こども園への移行													
② 職員の資質の向上													
③ 教材・教具の整備及び施設の整備維持管理													
④ 保育所と小学校の連携													

第3節 家庭や地域の教育力の向上

【現況と課題】

育児不安や児童虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されています。このため、公民館等の社会教育施設を始め、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことが必要です。

また、子育て経験者等を養成・配置し、子育てについての相談体制の整備を図ることで、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に子育てサークル活動へ参加ができるようになり、地域において子育てを支援するネットワークの形成を推進していくことを検討します。

さらに、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断して行動し、より良く問題を解決する力や他人を思いやる心や感動する心等を育むことで豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を育みます。このような「生きる力」を学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ、社会全体で醸成していくことが必要です。

【基本施策】

子どもを地域全体で育てる観点から、家庭、学校、地域との連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

【施策の方向】

(1) 家庭教育の支援の充実

事業名	① 子育て学習講座事業の推進				担当;生涯学習課			
事業内容	子育てやしつけなど、家庭教育のあり方を見つめ直してもらうため、親子が他の友達と楽しく遊ぶ機会を提供することで家庭教育の再生に努めます。							
今後の方向	「親子体操教室」を開設しており、今後も子育て学習講座事業の推進に努めます。							
事業名	② 健診時の遊びの提供				担当;健康推進課、生涯学習課			
事業内容	乳幼児健康診査時に、お話しボランティアによる絵本の読み聞かせ、手遊び等の紹介、保育士による遊びの指導を取り入れ、母親等が遊びを通して子どもとのかかわりを学ぶ機会の提供に努めます。							
今後の方向	7か月児健診時にブックスタートを実施しており、今後も健診時の遊びの提供の充実に努めます。							
事業名	③ 子育てサークル活動への支援				担当;健康推進課			
事業内容	地域の子育て支援を目的に、子育てサークル活動への支援に努めます。							
今後の方向	おしゃべり広場として、保健センター和室を開放し、母子の交流の場として提供しています。自主グループやリトミックに場所を提供し、今後も子育てサークル活動への支援の充実に努めます。							
子どもの年齢（歳）		0		3	6	12	18	～40
ライフステージ		妊娠・ 出産期	子育て			少年期	青年期	
			0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	18歳～	
① 子育て学習講座事業の推進								
② 健診時の遊びの提供								
③ 子育てサークル活動への支援								

(2) 地域の教育力の向上

事業名	① 地域活動推進用機材の貸出	担当;生涯学習課
事業内容	触れ合いと相互理解を広げる活動の促進を図るために、地域活動推進用機材を自治会等各種団体へ貸し出し、活動支援に努めています。	
今後の方向	プロジェクター・テント・机・イスを自治会、子ども会等の地域団体及びボランティアグループ、子育て支援グループ、学校、福祉団体等に貸し出し、活動を支援しており、今後も地域活動推進用機材の貸し出しの充実に努めます。	
事業名	② 学校施設の開放	担当;学校教育課
事業内容	スポーツの振興と住民の健康増進を図るため、教育委員会の所管する学校体育施設(小中学校)の開放に努めます。	
今後の方向	グラウンド及び体育施設の開放(小中学校)を実施しており、今後も学校施設の開放の促進に努めます。	
事業名	③ スポーツ大会等の開催	担当;生涯学習課
事業内容	子どもから高齢者まで、だれもがスポーツを楽しみ、生活の中に取り入れられるよう、各種大会やスポーツ教室等の充実を図り、様々なスポーツに触れ、人々との触れ合いの中で豊かな心と健康の増進に努めます。	
今後の方向	青少年健全育成団体による各種スポーツ大会、スポーツ推進委員による軽スポーツ体験会などを実施しています。今後も誰でもスポーツを楽しめるよう大会等の充実に努めます。	
事業名	④ ジュニアリーダーの育成	担当;生涯学習課
事業内容	中学生の青少年健全育成事業への参加や小中学生の研修会への参加等を通じ、ジュニアリーダーの育成確保に努めます。	
今後の方向	ジュニアリーダーの育成により、自主的な地域活動やボランティア活動の充実を図ります。	
事業名	⑤ 小・中学校PTA連合会・連絡協議会の開催	担当;生涯学習課
事業内容	教育力の向上と地域コミュニティづくりを目的として小学校・中学校のPTA関係者が一堂に会し、様々な教育上の問題についての情報提供・研修会を実施します。	
今後の方向	今後も各学校間の密な連携のもと、小・中学校のPTA連合会・連絡協議会の充実に努めます。	
事業名	⑥ 体育協会活動の充実	担当;生涯学習課
事業内容	住民の体力づくりと健康の維持増進を図り、スポーツを通してのコミュニティづくりを推進するため、体育協会活動の充実に努めます。	
今後の方向	千葉県及び関係団体との連携を密にして今後も体育協会活動の充実に努めます	
事業名	⑦ 地域活動への支援	担当;生涯学習課
事業内容	ボランティアの積極的な活動が展開されている「子ども会」はじめ地域活動を奨励するために地域組織の育成、指導者の発掘・養成、PR活動の推進、生涯学習相談の実施、活動内容・活動場所の提供、支援・協力等事業の推進に努めます。	
今後の方向	指導者、世話人を発掘、養成し、また活動の場が提供できるよう地域活動への支援の充実に努めます。	

子どもの年齢(歳)		0	3	6	12	18	～40
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て			少年期	青年期	
		0～2歳	3～5歳	6～11歳			
① 地域活動推進用機材の貸出							
② 学校施設の開放							
③ スポーツ大会等の開催							
④ ジュニアリーダーの育成							
⑤ 保・小・中学校PTA連合会・連絡協議会の開催							
⑥ 体育協会活動の充実							
⑦ 地域活動への支援							

第4節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現況と課題】

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータソフト等が販売されていることに加え、インターネットを始めとしたメディア上の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されています。このため、家庭、学校、地域、関係機関が連携して有害環境対策を進めていく必要があります。

【基本施策】

子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るため、家庭、学校、地域、関係機関の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。

【施策の方向】

事業名	① 子どもや保護者に対する教育・啓発の推進	担当;生涯学習課
事業内容	子どもが犯罪被害に巻き込まれることがないよう、インターネットを始めとするメディア上の子どもに関する情報を活用するとともに、メディアの問題性や特性の理解を促すために、子どもや保護者に対する各種啓発活動に努めます。	
今後の方向	今後も子どもや保護者に対する教育・啓発の推進に努めます。	

事業名	② 企業等への有害環境改善の働きかけの推進	担当;学校教育課、生涯学習課
事業内容	地域、警察、関係団体ボランティア等と連携して情報を提供し合い、有害図書・ビデオ・ソフト等の存在を把握し、関係者の理解を求め、環境改善に努めます。	
今後の方向	関係機関との連携を密にして、今後も実態把握、パトロール等の有害環境改善の充実に努めます。	

事業名	③ 環境浄化活動の促進	担当;総務課
事業内容	街頭補導等による青少年の非行防止や有害環境の排除、浄化を進める防犯指導員の活動に対し必要な支援に努めます。	
今後の方向	防犯指導員によるパトロールを実施しており、今後も環境浄化活動の促進に努めます。	

子どもの年齢（歳）		0	3	6	12	18	～40
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て			少年期 12～18歳	青年期 18歳～	
		0～2歳	3～5歳	6～11歳			
① 子どもや保護者に対する教育・啓発の推進							
② 企業等への有害環境改善の働きかけの推進							
③ 環境浄化活動の促進							

第5節 子どもの権利づくりの推進

【現況と課題】

子どもの人権や意見、自己決定権を尊重し、全ての子どもの幸せを目指す「子どもの権利条約」（1989年=平成元年、国連で採択）では、子どもの最善の利益を保障するため、子どもと家庭に対して保護と援助が与えられなければならないとしています。このため、あらゆる機会を通してこの条約の理念の普及に努めるとともに、子どもの視点を大切に、子どもの利益が最大限尊重される社会を創っていく必要があります。

【基本施策】

子どもの人権を尊重するとともに、子どもたちの意見や要望を生かすことのできるまちづくりの推進に努めます。

【施策の方向】

事業名	① 子どもの権利条約に関する啓発普及の促進	担当;学校教育課
事業内容	小中学校において、人権教育の全体計画及び指導計画を作成し、児童生徒の人権意識の醸成に努めます。 また、「子どもの権利条約」の内容についてパンフレット等での普及・啓発を図り、子どもの人権を尊重する地域社会の構築に努めます。	
今後の方向	今後も子どもや保護者に対する教育・啓発の推進に努めます。	

事業名	② 子どもの声を生かしたまちづくりの推進	担当;企画財政課、建設課
事業内容	まちづくりに、子どもの意見や要望を反映できるよう、企画や意見の発表の場を提供できる環境整備に努めます。	
今後の方向	今後も子どもの声を生かしたまちづくりの推進に努めます。	

子どもの年齢（歳）		0	3	6	12	18	～40
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て			少年期	青年期	
		0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	18歳～	
① 子どもの権利条約に関する啓発普及の促進							
② 子どもの声を生かしたまちづくりの推進							

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育て家庭の日常生活の基盤として、良好な住宅と居住環境、安全な道路交通環境、バリアフリーが組み込まれたまち並み、安心できる公共施設など、暮らしやすい「まちづくり」が求められています。

第1節 良好な住宅と居住環境の確保

【現況と課題】

良好な居住環境を形成するためには、開発活動を適正に誘導する必要があります。

既成市街地においては、火災や地震などの災害発生時に被害が拡大しやすいため、建築物の不燃化・耐震化に努めるなど災害に強いまちづくりを進めるとともに、利便性や居住性の高い住宅の供給を促進することが課題となっています。

一方、障がい者などに配慮された住宅のバリアフリー化を促進する必要があります。

また、環境への負荷の少ない住宅の普及・啓発など良質な住宅ストックの形成が必要です。

【基本施策】

適正な土地利用や秩序ある建築の誘導を行うとともに、耐震対策など老朽木造住宅の更新やバリアフリー住宅を促進することにより、子育てがしやすい居住環境の形成をめざします。

【施策の方向】

事業名	① 居住環境の整備					担当：建設課、総務課	
事業内容	快適で潤いのある道路、水路、憩いの場、レクリエーションの場等の公園、防災機能を備えた空間など、子育てを含めて安心できる居住空間の整備に努めます。						
今後の方向	今後も居住環境の整備に努めます。						

子どもの年齢（歳）		0		3		6		12		18		～40	
ライフステージ		妊娠・ 出産期	子育て			少年期		青年期					
			0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	18歳～						
① 居住環境の整備													

第2節 豊かなまちづくりの推進等

【現況と課題】

整備された道路交通環境、公園や公共交通機関、公共建築物等のバリアフリー化等、安心して生活・外出できる、豊かな「まちづくり」を推進する必要があります。

【基本施策】

子どもや子ども連れの保護者等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備や安全・安心に利用できる公園や公共施設等のバリアフリー化等を進める必要があります。

また、子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要です。

【施策の方向】

(1) 安全な道路交通環境の整備

事業名	① 地域道路の整備と幅の広い歩道の整備				担当;建設課
事業内容	狭あいな道路の改良や歩道設置に努めるとともに、高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づき、幅の広い歩道の整備に努めます。				
今後の方向	道路整備計画に基づき、今後も地域道路の整備と幅の広い歩道の整備に努めます。				

事業名	② 都市計画道路の整備				担当;建設課
事業内容	都市計画決定に基づき、車両交通を円滑に処理し、かつ歩行者、自転車の利便性・安全性を高めるため、都市計画道路網の整備に努めます。				
今後の方向	千葉県と協議、要望等を行い都市計画道路の整備に努めます。				

事業名	③ 交通安全施設の整備				担当;建設課
事業内容	交通量の多い交差点及び交通事故が発生しやすい場所については、道路改良を含め、信号機設置場所、歩行者の待避場所の確保などを関係機関に積極的に働きかけます。				
今後の方向	交通安全施設の整備に努めるよう、関係機関への要望・協議を実施します。				

子どもの年齢(歳)		0	3	6	12	18	～40
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て			少年期	青年期	
		0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	18歳～	
① 地域道路の整備と幅の広い歩道の整備							
② 都市計画道路の整備							
③ 交通安全施設の整備							

(2) 安心して外出できる環境の整備

事業名	① 子育て世帯にやさしい公共施設等の整備	担当;関係各課				
事業内容	公共施設等に、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、乳室の設置など、子育て世代が安心して利用できる施設の整備に努めます。					
今後の方向	保健センターには一部設置済みで、今後も可能な範囲で整備に努めます。					

事業名	② 子育て世帯への情報提供	担当;健康推進課、関係各課				
事業内容	「子育てバリアフリーマップ」の作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供に努めます。					
今後の方向	子育てガイドブックを配布しています。今後も子育て世帯への情報提供の充実に努めます。					

子どもの年齢（歳）		0		3		6		12		18		～40	
ライフステージ		妊娠・ 出産期	子育て			少年期		青年期					
			0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	18歳～						
① 子育て世帯にやさしい公共施設等の整備													
② 子育て世帯への情報提供													

(3) 安全・安心なまちづくりの推進等

事業名	① 公園の安全確保	担当;建設課
事業内容	犯罪発生のある公園については、防止対策として樹木のせん定を実施して見通しの良い環境づくりを進めます。 また、清掃や草刈りも行い環境整備にも努めます。さらに遊具の安全確保に努めます。	
今後の方向	今後も公園の安全確保に努めます。	

事業名	② 道路の安全確保	担当;建設課
事業内容	交通弱者である歩行者・自転車が安全に通行できるよう、道路交通環境の整備に努めます。	
今後の方向	通学路の歩道の整備、外灯の設置、自転車歩行者専用道路の維持補修等、今後も整備の充実に努めます。	

事業名	③ 街灯設置の促進	担当;建設課
事業内容	犯罪を防止し、安全に暮らせるまちづくりを推進するため、街灯の設置促進に努めます。	
今後の方向	今後も設置促進に努めます。	

子どもの年齢（歳）		0	3	6	12	18	～40
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て			少年期	青年期	
		0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	18歳～	
① 公園の安全確保							
② 道路の安全確保							
③ 街灯設置の促進							

第5章 仕事と家庭の両立の推進

保護者等が積極的に子育てに取り組んでいけるように、働き方の見直しや子育て支援等、仕事と家庭の両立の支援が求められています。

第1節 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

【現況と課題】

平成19年12月、国により「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)についての憲章と行動指針が決定されました。

「仕事と生活の調和」とは、仕事も生活も大切にすることです。どちらかを犠牲にすること無く、仕事の質、生活の質の両方をより高めることを目指す取り組みです。

そこで、全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに「働き方の見直し」を進めることが必要です。また、固定的な性別役割分担意識、働きやすい環境を阻害する職場の慣行等を解消することが必要です。

【基本施策】

多様な働き方の実現及び働き方の見直し等において、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について国、千葉県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

また、「仕事の質」と「生活の質」の両方を高めながら働き続けられる就労環境の整備を促進します。

【施策の方向】

事業名	① 男女の働き方の意識の是正	担当;総務課、産業課
事業内容	固定的な性別役割分担意識、職場における慣行等を解消するため、研修会・講演会への参加促進やパンフレットの配布に努めます。	
今後の方向	関係機関との連携により、今後も意識の是正に努めます。	

事業名	② 就業条件・環境の整備	担当;産業課
事業内容	家事・育児・介護は家族全員が協力して行うべきものですが、現実には女性の負担が大きく、就業の継続や社会参画を困難にしています。そこで男性も家庭生活を担うことで、男女がともに職業生活・家庭生活の両立ができるように、男女雇用機会均等法等法制度の周知・啓発に努めます。	
今後の方向	関係機関との連携により研修会・講演会、パンフレットの配布等により、今後も就業条件・環境の整備に努めます。	

事業名	③ ハローワーク等関係機関との連携	担当;産業課
事業内容	関係機関と連携した地域住民の雇用の推進及び労働条件の改善に努めます。	
今後の方向	ハローワーク茂原や千葉県が実施する雇用促進事業の支援、パンフレットの配布など、今後もハローワーク等関係機関との連携に努めます。	

子どもの年齢（歳）	0		3	6	12	18	～40
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て			少年期	青年期	
		0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	18歳～	
① 男女の働き方の意識の是正							
② 就業条件・環境の整備							
③ ハローワーク等関係機関との連携							

第2節 仕事と子育ての両立の推進

【現況と課題】

保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について国、千葉県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進することが必要です。

【基本施策】

男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう、多様な保育サービスの実施・充実を図るとともに働き続けられる環境整備の推進に努めます。

【施策の方向】

事業名	① 民間保育サービスの活用				担当;健康推進課	
事業内容	村は、公的保育サービスにより仕事と子育ての両立の推進に努めていますが、保護者の事情に配慮した民間サービスも支援することによって、その活用に努めます。					
今後の方向	今後も必要な民間保育サービスの活用に努めます。					

事業名	② 仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進				担当;関係各課	
事業内容	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等について企業・事業主等への啓発に努めるとともに、住民に対する広報に努めます。					
今後の方向	今後も講演会や講座への参加、パンフレットの配布、男女雇用機会均等法などの法制度の周知・啓発に努めます。					

子どもの年齢（歳）		0		3		6		12		18		～40	
ライフステージ	妊娠・出産期	子育て						少年期	青年期				
		0～2歳		3～5歳		6～11歳		12～18歳	18歳～				
① 民間保育サービスの活用													
② 仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進													

第6章 子どもの安全の確保

交通安全の整備・啓発、犯罪被害からの防備連携、そして被害を受けた子どもなど、子どもたちを取り巻くあらゆる危機被害に対する備えと対応が求められています。

第1節 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現況と課題】

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

【基本施策】

子どもを交通事故から守るため、関係機関と連携して学校や地域における交通安全教室の開催や指導体制の充実、交通安全意識の啓発に努めます。

【施策の方向】

事業名	① 交通安全教育の推進					担当;建設課	
事業内容	子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき、段階的かつ体系的な実施に努めます。						
今後の方向	今後も交通安全教育の推進に努めます。						

事業名	② チャイルドシートの正しい使用の徹底					担当;建設課	
事業内容	チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び使用方法について普及・啓発活動を推進します。						
今後の方向	今後もチャイルドシートの正しい使用の徹底に努めます。						

子どもの年齢（歳）		0		3		6		12		18		～40	
ライフステージ		妊娠・ 出産期	子育て			少年期		青年期					
			0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	18歳～						
① 交通安全教育の推進													
② チャイルドシートの正しい使用の徹底													

第2節 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現況と課題】

子どもを犯罪等の被害から守るため、家庭、学校、地域が協力して各種施策の推進を図ることが必要です。

【基本施策】

子どもを犯罪等の被害から守るため、住民の自主防犯活動の促進を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。

【施策の方向】

事業名	① 自主防犯活動の促進	担当;総務課
事業内容	住民の自主防犯活動を促進するため、犯罪等に関する情報提供の推進に努めます。	
今後の方向	警察、学校、自治会等との連携を強化し、情報の提供・共有化を図ることや防災無線等で防犯を促すことにより、今後も自主防犯活動の促進に努めます。	
事業名	② 関係機関・団体との情報交換	担当;各学校、総務課
事業内容	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換に努めます。	
今後の方向	学校内での児童生徒に対しての犯罪被害に関する教育を行うことや、自治会等を通じて防犯に関する情報を回覧する等、今後も関係機関・団体との情報交換に努めます。	
事業名	③ パトロール活動の推進	担当;各学校、総務課
事業内容	学校付近や通学路、また危険箇所におけるパトロール活動の推進に努めます。	
今後の方向	防犯指導員や教師、PTA等の関係機関と協議しながら、今後さらなるパトロール活動の推進に努めます。	
事業名	④ 防犯講習の実施	担当;各学校、総務課、保育所
事業内容	子どもが犯罪等に遭わないようにするために、防犯講習の実施に努めます。	
今後の方向	学校内における実践的な危機管理講習の実施や保育所児童を対象に不審者訓練を実施しており、今後も防犯講習の充実に努めます。	
事業名	⑤ 「子ども110番」等防犯ボランティア活動の支援	担当;総務課、生涯学習課
事業内容	防犯指導員やPTA等の防犯活動の支援や子どもたちの緊急避難場所となる「子ども110番」ステッカーの貼り付けを依頼する等、防犯ボランティア活動の支援に努めます。	
今後の方向	防犯指導員やPTA等に防犯パトロールの際に必要な資機材・装備品を配布することや「子ども110番」のさらなる増設を推進する等、今後も防犯ボランティア活動の支援に努めます。	

子どもの年齢（歳）	0	3	6	12	18	～40
ライフステージ	妊娠・出産期	子育て			少年期	青年期
		0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～18歳	18歳～
① 自主防犯活動の促進						
② 関係機関・団体との情報交換						
③ パトロール活動の推進						
④ 防犯講習の実施						
⑤ 「子ども110番」等防犯ボランティア活動の支援						

第7章 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待において保護を必要とする子どもや家庭、ひとり親や障がい児童を持つなど支援を必要とする家庭に対し、福祉、医療、保健、教育、警察など地域の関係機関の協力体制のもと、細やかな対応が求められています。

また、家庭児童相談員との連携、相談体制の充実も求められています。

第1節 児童虐待防止対策の充実

【現況と課題】

児童虐待により被害を受けた子どもの精神的ダメージを癒し、立直りを支援するため、子どもへのカウンセリング、保護者への助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援が必要です。

【基本施策】

被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立直りを支援するため、関係機関と連携し相談体制の確立に努めます。

【施策の方向】

事業名	① 虐待防止対策連絡協議会の設置	担当;福祉課
事業内容	児童虐待の防止と虐待に対応するために児童福祉や母子保健担当課等を中核に関係機関等とその専門職員等と連携し、「虐待防止対策連絡協議会」を設置しています。	
今後の方向	虐待防止対策連絡協議会をさらに充実するように努めます。	
事業名	② 虐待の発生予防	担当;健康推進課
事業内容	児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や養育者が精神的・肉体的に最も支援を必要とする出産直後の時期を中心に母子保健事業の強化に努めます。	
今後の方向	新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診において育児負担の状況把握をしており、今後も虐待の発生予防に努めます。	
事業名	③ 虐待の早期発見・早期対応	担当;健康推進課
事業内容	児童からのサインに常に気を配りながら、虐待の早期発見・早期対応に努め、その事実を確認した場合は、早急に関係機関へ連絡し、児童生徒への被害が最小限となるよう取り組みます。 また、全職員で情報を共有するとともに対応できる体制づくりに配慮します。	
今後の方向	関係機関が協力しながら、民生委員児童委員からの情報、乳幼児健診未受診者への連絡に加え、乳児家庭全戸訪問事業を通じ、今後も虐待の早期発見・早期対応に努めます。	
事業名	④ 虐待に関する相談体制の充実	担当;健康推進課
事業内容	被害を受けた子どもの早期発見と早期対応による立直りの支援のため、担任、養護教諭、保育士、保健師、カウンセラー等が相談にあます。また、家庭児童相談員に連絡したりするなど、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努めます。	
今後の方向	情報の提供・共有等関係機関と連携をとっており、今後も相談体制の充実に努めます。	

子どもの年齢（歳）		0	3	6	12	18	～40
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て			少年期 12～18歳	青年期 18歳～	
		0～2歳	3～5歳	6～11歳			
① 虐待防止対策連絡協議会の設置							
② 虐待の発生予防							
③ 虐待の早期発見・早期対応							
④ 虐待に関する相談体制の充実							

第2節 ひとり親家庭の自立支援の推進

【現況と課題】

離婚等の増加により母子及び父子家庭が急増しています。このような中、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るために、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」や「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保及び経済的文援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

【基本施策】

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に子育てや生活支援、経済的支援等、総合的な対策に努めます。

【施策の方向】

事業名	① 就業機会の拡充	担当;産業課
事業内容	関係機関との連携により、パンフレット等による周知啓発、情報提供を行い、就業機会の拡充に努めます。	
今後の方向	情報の提供により、就業機会の充実に努めます。	

事業名	② ひとり親家庭等の自立、就業支援	担当;健康推進課
事業内容	現行制度として、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成制度などがあり、自立・就学・相談支援を推進しています。 また、母子家庭・父子家庭の親の就労を支援するため、各種制度・支援をパンフレット、リーフレットを配布して周知に努めます。	
今後の方向	各種制度の周知を実施しており、今後もひとり親家庭等の自立、就業支援の充実に努めます。	

事業名	③ 児童扶養手当の支給	担当;健康推進課
事業内容	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給しています。	
今後の方向	本制度の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づき、児童扶養手当を支給します。	

事業名	④ 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	担当;健康推進課
事業内容	母子家庭・父子家庭・寡婦及び親のいない20歳未満の児童の経済的自立を支援するため、低利の各種生活資金の貸付を実施しており、今後も国・千葉県の指針に基づき資金の貸付を実施します。	
今後の方向	本制度の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づき、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を実施します。	

子どもの年齢（歳）		0	3	6	12	18	～40
ライフステージ	妊娠・出産期	子育て			少年期	青年期	
		0～2歳	3～5歳	6～11歳			
① 就業機会の拡充							
② ひとり親家庭等の自立、就業支援							
③ 児童扶養手当の支給							
④ 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付							

第3節 障がい児施策の充実

【現況と課題】

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要です。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進することが必要です。

【基本施策】

ノーマライゼーションの理念のもと、療育体制の強化や、障がい児や保護者を支援する体制の強化に努めます。

※ノーマライゼーション：障がいを持つ人や適応力の乏しい高齢者の生活を、できる限り健常者の生活と同じように営めるようにすること。（資料：[現代政治用語辞典]〈現代政治用語辞典HPより〉）

【施策の方向】

事業名	① 障がい児への経済的支援	担当；福祉課
事業内容	障がいのある児童の健康・福祉の推進を図るため、国・県の指針に基づき、障害児福祉手当の支給等、経済的な支援を行う事業です。 ・障害児福祉手当の支給 ・特別児童扶養手当の支給 ・重度障害児医療費の助成	
今後の方向	国・県の指針に基づき、障害児福祉手当の支給等、経済的な支援を行うとともに、本制度の周知に努めます。	
事業名	② 障害児介護給付及び通所支援、計画相談支援事業	担当；福祉課
事業内容	在宅の障がい児が指定事業所及び基準該当事業所において居宅介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービスを受けられます。 また、指定相談支援専門員を配置し相談支援体制を整備します。その費用の一部を負担する事業です。 各種支援において日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施しています。	
今後の方向	今後も障害者総合支援法、児童福祉法による推進に努めます。	
事業名	③ 乳幼児の発達支援及び広汎性発達障がい児への対応	担当；福祉課、健康推進課
事業内容	発達障がいと疑われる児童に対し、検診事後教室を開催し療育の場を提供したり、家族支援や日常・サービス等様々な相談を実施しています。 また、該当する児童生徒に対し、指導コーディネーターの派遣や心の教室相談事業など教育的支援を進めています。	
今後の方向	基幹相談支援センターや児童発達支援センターと連携を図り、広汎性発達障がいの相談については専門機関などを紹介したり、乳幼児の発達障がいの相談については関係機関と連携し対応したりすることで、今後も乳幼児の発達障がいへの対応充実に努めます。	
事業名	④ 日常生活の支援	担当；福祉課
事業内容	身体に障がいのある児童の日常生活を支援するため、補装具の給付と修理を行い、健康の保持、生活の安定を確保します。 また、在宅の重度障がい児の日常生活において、便宜と能率の向上を図るため、ネプライザー（吸入器）、たん吸引器、入浴補助用具浴槽や便器等の日常生活用具の給付に努めるとともに、本事業の周知に努めています。 ・身体障害児補装具給付事業 ・重度障害児日常生活用具給付事業	
今後の方向	本事業の周知に努めており、今後も国・千葉県指針に基づくとともに、障がい児の状況を踏まえながら、必要な給付に努めます。	

事業名	⑤ 特別支援教育の推進	担当;学校教育課、福祉課、健康推進課
事業内容	「特別支援教育ガイドライン」を基に、特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるとともに、「特別支援教育介助員」の計画的な配置、「特別支援教育研修会」の開催による教職員の専門性の向上、情報の共有化、関係機関との連携による特別支援連絡協議会の開催、巡回相談の実施、専門家チームの設置、相談支援ファイルの活用等々に努めています。 また、特別支援学級へ入級する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用の一部を援助するため、特別支援教育就学奨励費を支給しています。 ・特別支援教育の推進 ・特別支援教育就学奨励費の支給	
今後の方向	本事業の周知に努めており、今後も特別支援教育の一層の充実と特別支援教育就学奨励費の支給に努めます。	

事業名	⑥ 障がい児の生活支援ネットワーク化の推進	担当;学校教育課、福祉課、健康推進課
事業内容	障がい児の在宅生活を支援する一環として、障がい児とその家族の状況把握や関係情報を収集と、関係機関・団体との情報の共有化と連携強化を図り、サービスの効果的な運用とネットワーク化に取り組んでいます。	
今後の方向	今後も障がい児とその家族の状況把握や情報の収集に努めるとともに、障がい児の生活支援ネットワーク化の推進に努めます。	

事業名	⑦ 自立支援医療(育成医療)給付事業の実施	担当;福祉課
事業内容	身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童及び確実な治療効果が期待できるものに対して、治療に必要な費用の一部を助成し、機能回復に努めています。	
今後の方向	本事業の周知に努め、今後も国・千葉県の指針に基づくとともに、身体障がい児の状況を踏まえながら、自立支援医療(育成医療)の給付に努めます。	

子どもの年齢(歳)		0	3	6	12	18	～40
ライフステージ	妊娠・ 出産期	子育て			少年期 12～18歳	青年期 18歳～	
		0～2歳	3～5歳	6～11歳			
① 障がい児への経済的支援							
② 障害児介護給付及び通所支援、計画相談支援事業							
③ 乳幼児の発達支援及び広汎性発達障がい児への対応							
④ 日常生活の支援							
⑤ 特別支援教育の推進							
⑥ 障がい児の生活支援ネットワーク化の推進							
⑦ 自立支援医療(育成医療)給付事業の実施							

各論Ⅲ 計画の推進

第1章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進状況の点検

各施策の推進状況については、毎年実施状況を把握し、点検を行うとともに事業の優先度を調整し、今後の取り組みに生かしていきます。

また、計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

第2節 計画の推進状況の公表

各施策の推進状況に関する毎年度の点検状況を、住民に対し、各市町村の広報紙等を活用して公表し、周知を図ります。

第2章 住民への意識啓発の推進

第1節 次世代育成支援に対する意識啓発の推進

次世代育成支援は、住民が総力をあげて取り組むべき大きな課題であるため、様々な広報活動や生涯学習等の学習機会を通じて、住民への意識啓発を推進します。

第2節 庁内推進体制の強化

次世代育成支援に関して、集中的・計画的な取り組みを効果的・効率的に推進するため、機能的な組織の編成について検討します。

資料編

第1章 審議・会議等に係る資料

第1節 健康づくり推進協議会(子ども・子育て会議)に係る資料

長生村健康づくり推進協議会設置条例

平成23年9月20日

条例第14号

(設置)

第1条 村民の総合的な健康づくり対策を推進するため、長生村健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第77条第1項に規定する合議制の機関を兼ねるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、村民の総合的な健康づくりのための方策を審議し、その結果を村長に報告し、必要な助言等を行うとともに、支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 小中学校の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年長生村条例第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成25年6月17日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

長生村健康づくり推進協議会設置条例平成23年9月20日 条例第14号

施行年月日切替 平成25年6月17日 平成23年9月20日

第2節 長生村健康づくり推進協議会委員名簿

No	該当する号	職名等	氏名
1	一号該当 (保健医療関係団体の代表者)	村医代表	津谷 恒夫
2		村歯科医代表	木島 武文
3	二号該当 (関係行政機関の代表者)	長生健康福祉センター長	井上 孝夫
4		国保運営協議会会長	片岡 啓治
5		民生委員児童委員協議会会長	中村 隆男
6		保健衛生推進協議会会長	小高 智恵子
7		保育所長会代表	酒井 和子
8	三号該当 (小中学校の代表者)	学校長会代表	富田 新平
9		養護教諭会代表	大隅 悠衣
10		栄養士会代表	北根 聡美
11	四号該当 (学識経験者)		葛 直樹
12			松崎 和恵
13			一藁 清江
14			植草 恵子
15			大西 雅美
16			東條 有希子
17			君野 ゆり子
18			大坂 久江
19			武井 一枝

事務局；健康推進課

第3節 策定経過

長生村健康づくり推進協議会

開催日時	議事概要
平成25年8月29日 平成25年度第1回協議会	- 子ども子育て時限三法が成立したのを踏まえて、本村では健康づくり推進協議会の中で協議してもらうということで、健康づくり推進協議会設置条例の一部改正について説明。 - 幼稚園と保育所の良いところを組み合わせた子育て支援ができれば良いのではないか。新たな子ども子育て支援ができることを期待している。 - ニーズ調査票の配布（0-小学3年生）、回収は保育所と学校を通して行、保育所未入所者は郵送による。 - アンケートの内容は、事務局に要望を提案し、調査票は事務局に一任で了承。
平成25年11月21日 平成25年度第2回協議会	- 子ども・子育て支援事業ニーズ調査について資料に沿って説明。 - 調査票の提出期限と無記名についての確認。
平成26年1月23日 平成25年度第3回協議会	- 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の結果(速報)について説明及び質疑応答。 - 村には幼稚園が無く保育所に通うのがあたり前の環境であるが、幼児教育について質問して欲しかった。→認定子ども園での教育というかたちで対応。 - 子ども会や自主的なグループ活動というのは？→保健センターで行っている子どもたちが参加しているグループ活動や小学校単位や自治会単位の子ども会の活動。 - 小児医療の回答で、やや不満と不満を合算すると20%近くになる。東千葉メディカルセンターが4月から出来るが、小児医療に関しては満足できる状況ではない。
平成26年3月27日 平成25年度第4回協議会	- 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の結果概要について説明及び質疑応答 - 現在、3歳未満児は入所要件にあたる方に限って入所を承諾。3歳以上児については幼稚園が村内に無いので、希望に添えるように対応している。 - 認定こども園を将来的に新設するために調査をしているのか、今の保育所で内容が充実している為このままで継続するのか→事務局としては、認定こども園化で幼児教育を取り入れ、3歳以上の子どもについては誰でも入所できるようにしたい。 - 認定こども園は3歳未満でも就労に関係なく入れるのか？→他の市町村では、就労していなくても入れる幼稚園の部分(3歳以上)に限って行っているところが多い。 - 教育プラス預かり保育の同じような施設が村にあれば一番良いのと思う。 - まさしくそれが認定子ども園ということではないか。現行の保育所をそれぞれ認定子ども園に移行していく方向で多数の同意を得たということでも了承する。 - 詳しい説明をすれば、保護者も安心して認定こども園に賛成できるのではないか。
平成26年6月26日 平成26年度第1回協議会	- 昨年度からの経過と子ども・子育て支援事業計画の概要、構成案、人口推計の説明。 - 一松保育所は築38年経過。今後児童数も減り、統廃合や場所の選定は長生村の実施計画に基づいて今後進めなければならない。現時点では全てを一箇所にしたという考えもあるが何とも言えない状況。民間のみに全てを委託する話は出ていない。 - 通園バスについては統廃合の話がまとまっていないのでまだ話が出ていない。 - 認定子ども園に移行する前の1年間の中で、計画を立てて今の保育士の幼稚園教育に向けての研修が必要。 - 認定子ども園になった場合は1号、2号、3号認定全部入れる。また、管外の幼稚園に関しては個人の自由なので今のところ村が関与するということはない。
平成26年7月24日 平成26年度第2回協議会	多古町の多古こども園と、山武市のしらはた子ども園を見学
平成26年10月30日 平成26年度第3回協議会	- 子ども・子育て支援事業計画についての説明と質疑応答 - 数値目標あるいは達成指標を、できれば達成年度目標として設定して欲しい→次世代育成支援計画の大きな事業については、毎年1回広報・HPで公表を行ってきた。今後も担当課で到達目標を定め、公表していく。 - 認定こども園設立基金を作ってみたらどうか。色々な事業の周知度が低い。村民一同が介する場所が無いせいもある。

第2章 法制度に係る資料

第1節 子ども・子育て関連3法

(1) 子ども・子育て支援法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

(3) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

要綱

第一 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い、次の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めること。

※ 関連法として五十五件を記す。

第2節 策定に係る法律

(1) 子ども・子育て支援法（再掲）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 次世代育成支援対策推進法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(3) 関係法律における児童の定義

	0歳	1歳	3歳	6歳	12歳	14歳	15歳	18歳	20歳
	小学校 中学校 就学始期 就学始期								
児童福祉法(第4条)	← 児 童 →								
母子保健法(第5条)	≪乳児≫	← 幼児 →		≪学齡児童≫	← 学齡生徒 →		← 生徒・学生 →		
母子及び父子並びに寡婦福祉法(第5条)	← 児 童 →								
学校教育法(第23条、第39条、第80条)			≪幼児≫	≪学齡児童≫	← 学齡生徒 →	← 生徒・学生 →			
少年法(第2条)	← 少年 → ≪触法少年≫								
刑法(第41条)	← 刑事未成年者 →								
労働基準法(第56条)	← 児 童 → ≪年少者≫								
児童手当法(第3条)	← 児 童 →								
児童扶養手当法(第3条)	← 児 童 →								
民法(第3条)	← 児 童 →								

第3章 その他

第1節 統計資料

図表 3-1 長生村の年齢階層別地区別人口の推移

			国勢調査（10月1日）			住民基本台帳人口（4月1日）				
			H12年	H17年	H22年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
実数 (人)	長生村計	計	13,891	14,477	14,752	15,026	14,966	14,996	14,934	14,833
		八積	6,022	6,263	6,481	6,295	6,281	6,305	6,251	6,251
		高根	4,370	4,660	4,727	4,964	4,945	4,926	4,962	4,927
		一松	3,499	3,554	3,544	3,767	3,740	3,765	3,721	3,655
	0-14歳	計	2,070	2,004	1,873	1,886	1,828	1,801	1,766	1,697
		八積	934	875	788	763	734	712	685	672
		高根	713	721	683	705	681	668	669	650
		一松	423	408	402	418	413	421	412	375
	15-64歳	計	9,092	9,224	9,025	9,365	9,335	9,241	9,040	8,852
		八積	4,092	4,076	3,988	3,959	3,932	3,904	3,815	3,772
		高根	2,830	2,987	2,964	3,162	3,168	3,118	3,092	3,007
		一松	2,170	2,161	2,073	2,244	2,235	2,219	2,133	2,073
	65歳以上	計	2,729	3,249	3,854	3,775	3,803	3,954	4,128	4,284
		八積	996	1,312	1,705	1,573	1,615	1,689	1,751	1,807
		高根	827	952	1,080	1,097	1,096	1,140	1,201	1,270
		一松	906	985	1,069	1,105	1,092	1,125	1,176	1,207
構成比 (%)	0-14歳	計	14.9	13.8	12.7	12.6	12.2	12.0	11.8	11.4
		八積	15.5	14.0	12.2	12.1	11.7	11.3	11.0	10.8
		高根	16.3	15.5	14.4	14.2	13.8	13.6	13.5	13.2
		一松	12.1	11.5	11.3	11.1	11.0	11.2	11.1	10.3
	15-64歳	計	65.5	63.7	61.2	62.3	62.4	61.6	60.5	59.7
		八積	68.0	65.1	61.5	62.9	62.6	61.9	61.0	60.3
		高根	64.8	64.1	62.7	63.7	64.1	63.3	62.3	61.0
		一松	62.0	60.8	58.5	59.6	59.8	58.9	57.3	56.7
	65歳以上	計	19.6	22.4	26.1	25.1	25.4	26.4	27.6	28.9
		八積	16.5	20.9	26.3	25.0	25.7	26.8	28.0	28.9
		高根	18.9	20.4	22.8	22.1	22.2	23.1	24.2	25.8
		一松	25.9	27.7	30.2	29.3	29.2	29.9	31.6	33.0

図表 3-2 世帯の種類と子どもの人数

区分		世帯数			子どもの平均人員（人/世帯）		
		H12年	H17年	H22年	H12年	H17年	H22年
一般世帯	親族のみの世帯	3,674	3,967	4,099			
	核家族世帯	2,573	2,903	3,102			
	夫婦のみの世帯	833	991	1,109			
	子どものいる世帯	1,740	1,912	1,993	1.63	1.60	1.59
	二親世帯	1,407	1,509	1,525	1.69	1.67	1.67
	ひとり親世帯	333	403	468	1.37	1.35	1.32
	父子世帯	61	69	89	1.30	1.32	1.33
	母子世帯	272	334	379	1.39	1.35	1.32
18歳未満の子どもがいる世帯	親族のみの世帯	1,462	1,432	1,362	1.77	1.71	1.69
	核家族世帯	879	923	930	1.75	1.72	1.72
	子どものいる世帯	879	923	930	1.75	1.72	1.72
	二親世帯	805	830	833	1.77	1.74	1.74
	ひとり親世帯	74	93	97	1.54	1.55	1.53
	父子世帯	10	13	14	1.60	1.62	1.36
	母子世帯	64	80	83	1.53	1.54	1.55
6歳以上～18歳未満の子どもがいる世帯	親族のみの世帯	913	898	876	2.04	1.98	1.89
	核家族世帯	526	559	592	2.04	2.01	1.94
	子どものいる世帯	526	559	592	2.04	2.01	1.94
	二親世帯	463	481	510	2.09	2.08	1.99
	ひとり親世帯	63	78	82	1.62	1.59	1.59
	父子世帯	9	11	12	1.67	1.73	1.42
	母子世帯	54	67	70	1.61	1.57	1.61
6歳未満の子どもがいる世帯	親族のみの世帯	549	534	486	1.33	1.26	1.32
	核家族世帯	353	364	338	1.33	1.27	1.33
	子どものいる世帯	353	364	338	1.33	1.27	1.33
	二親世帯	342	349	323	1.34	1.27	1.34
	ひとり親世帯	11	15	15	1.09	1.33	1.20
	父子世帯	1	2	2	1.00	1.00	1.00
	母子世帯	10	13	13	1.10	1.38	1.23

資料：国勢調査（各年10月1日現在）より作成。

図表 3-3 女性の年齢階層別の就業状況

①. 長生村の女性の配偶関係別 15 歳以上人口

		計	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳～
平成 12年	女性計	6,034	403	333	435	380	452	408	513	608	477	472	447	1,106
	有配偶	3,764	6	36	202	294	384	349	447	509	389	359	326	463
	無配偶	2,270	397	297	233	86	68	59	66	99	88	113	121	643
平成 17年	女性計	6,382	336	335	343	471	449	473	427	525	644	517	481	1,381
	有配偶	3,929	2	35	136	306	366	401	364	442	517	405	354	601
	無配偶	2,453	334	300	207	165	83	72	63	83	127	112	127	780
平成 22年	女性計	6,607	337	273	296	384	512	473	475	432	557	693	533	1,642
	有配偶	3,968	1	28	89	230	373	377	397	344	452	542	399	736
	無配偶	2,639	336	245	207	154	139	96	78	88	105	151	134	906

②. 長生村の女性の配偶関係別就業者数

		計	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳～
平成 12年	女性計	2,646	60	218	282	209	287	287	344	374	227	142	108	108
	有配偶	1,803	1	14	107	145	234	247	301	312	177	112	85	68
	無配偶	843	59	204	175	64	53	40	43	62	50	30	23	40
平成 17年	女性計	2,839	47	223	235	305	294	317	305	338	349	174	105	147
	有配偶	1,907	1	13	63	181	235	269	261	288	285	132	86	93
	無配偶	932	46	210	172	124	59	48	44	50	64	42	19	54
平成 22年	女性計	2,760	47	159	200	236	340	324	337	296	329	259	105	128
	有配偶	1,821	0	11	46	114	232	255	291	236	271	202	76	87
	無配偶	939	47	148	154	122	108	69	46	60	58	57	29	41

③. 長生村の女性の配偶関係別就業率

		計	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳～
平成 12年	女性計	43.9	14.9	65.5	64.8	55.0	63.5	70.3	67.1	61.5	47.6	30.1	24.2	9.8
	有配偶	47.9	16.7	38.9	53.0	49.3	60.9	70.8	67.3	61.3	45.5	31.2	26.1	14.7
	無配偶	37.1	14.9	68.7	75.1	74.4	77.9	67.8	65.2	62.6	56.8	26.5	19.0	6.2
平成 17年	女性計	44.5	14.0	66.6	68.5	64.8	65.5	67.0	71.4	64.4	54.2	33.7	21.8	10.6
	有配偶	48.5	50.0	37.1	46.3	59.2	64.2	67.1	71.7	65.2	55.1	32.6	24.3	15.5
	無配偶	38.0	13.8	70.0	83.1	75.2	71.1	66.7	69.8	60.2	50.4	37.5	15.0	6.9
平成 22年	女性計	41.8	13.9	58.2	67.6	61.5	66.4	68.5	70.9	68.5	59.1	37.4	19.7	7.8
	有配偶	45.9	0.0	39.3	51.7	49.6	62.2	67.6	73.3	68.6	60.0	37.3	19.0	11.8
	無配偶	35.6	14.0	60.4	74.4	79.2	77.7	71.9	59.0	68.2	55.2	37.7	21.6	4.5

④. 全国の女性の配偶関係別就業率

		計	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳～
平成 12年	女性計	46.2	13.6	65.2	65.1	53.7	57.7	66.3	68.5	64.6	55.6	37.2	24.3	10.0
	有配偶	47.4	24.1	37.6	42.5	42.2	52.4	64.2	67.2	62.8	53.2	35.8	24.5	14.6
	無配偶	44.5	13.5	68.7	82.5	79.3	77.7	76.9	75.2	73.0	65.4	41.7	23.7	7.3
平成 17年	女性計	45.5	14.5	61.4	66.1	57.5	58.9	66.7	70.4	66.2	57.9	39.1	25.4	9.7
	有配偶	47.3	23.7	36.9	46.0	46.4	53.0	64.6	69.7	65.3	56.1	37.5	25.3	14.0
	無配偶	43.1	14.5	64.2	78.6	76.3	74.3	74.1	73.4	70.1	64.5	44.0	25.6	6.9
平成 22年	女性計	44.7	13.3	60.3	67.1	60.6	60.4	65.1	69.3	68.1	59.7	44.0	27.0	9.2
	有配偶	46.8	21.9	38.4	49.5	50.6	54.4	62.4	68.7	67.7	58.6	42.4	26.2	12.8
	無配偶	42.0	13.2	62.5	77.1	75.5	73.5	71.9	71.1	69.6	63.6	48.8	29.1	6.8

資料：国勢調査

図表 3-4 年齢別子どもの人口の推移

		住民基本台帳人口（各年4月1日現在）									
		人 口（人）					構成比（％）				
		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
合計(総人口)		15,023	14,876	14,900	14,934	14,841	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1 歳 階 級	0歳	92	77	98	81	76	0.61	0.52	0.66	0.54	0.51
	1歳	112	95	82	102	87	0.75	0.64	0.55	0.68	0.59
	2歳	121	111	98	88	99	0.81	0.75	0.66	0.59	0.67
	3歳	95	125	113	101	91	0.63	0.84	0.76	0.68	0.61
	4歳	123	93	127	115	107	0.82	0.63	0.85	0.77	0.72
	5歳	107	124	94	133	117	0.71	0.83	0.63	0.89	0.79
	6歳	124	110	125	93	135	0.83	0.74	0.84	0.62	0.91
	7歳	126	126	107	127	94	0.84	0.85	0.72	0.85	0.63
	8歳	136	127	126	109	127	0.91	0.85	0.85	0.73	0.86
	9歳	135	136	128	126	108	0.90	0.91	0.86	0.84	0.73
	10歳	128	136	141	126	126	0.85	0.91	0.95	0.84	0.85
	11歳	159	128	132	141	129	1.06	0.86	0.89	0.94	0.87
1-2歳		233	206	180	190	186	1.55	1.38	1.21	1.27	1.25
3-5歳		325	342	334	349	315	2.16	2.30	2.24	2.34	2.12
6-11歳		808	763	759	722	719	5.38	5.13	5.09	4.83	4.84
12-14歳		428	436	426	424	401	2.85	2.93	2.86	2.84	2.70
0-15歳		1,886	1,824	1,797	1,766	1,697	12.55	12.26	12.06	11.83	11.43
15-17歳		462	458	446	430	434	3.08	3.08	2.99	2.88	2.92
0-17歳		2,348	2,282	2,243	2,196	2,131	15.63	15.34	15.05	14.70	14.36
15-64歳		9,365	9,255	9,154	9,040	8,859	62.34	62.21	61.44	60.53	59.69
65歳以上		3,772	3,797	3,949	4,128	4,285	25.11	25.52	26.50	27.64	28.87

※ 平成25年以降は外国人登録者を含む（法改正）。

図表 資料 3-5 計画期間における年齢各歳別・地区別人口の推計（人）

	H26.04.01の実績				計画策定対象の推計値(各年4月1日)											
	H26年度				H27年度				H28年度				H29年度			
	計	八積	高根	一松	計	八積	高根	一松	計	八積	高根	一松	計	八積	高根	一松
0歳	76	29	35	12	80	30	38	12	80	29	39	12	79	29	38	12
1歳	87	36	37	14	80	33	34	13	85	34	38	13	84	34	37	13
2歳	99	42	38	19	89	37	35	17	81	33	33	15	86	35	35	16
3歳	91	33	29	29	102	37	33	32	91	33	29	29	84	30	28	26
4歳	107	48	35	24	93	42	30	21	104	46	35	23	93	40	33	20
5歳	117	39	52	26	110	36	49	25	95	31	42	22	106	33	48	25
6歳	135	51	48	36	118	44	42	32	111	41	39	31	96	35	34	27
7歳	94	29	40	25	136	41	59	36	119	35	52	32	111	33	47	31
8歳	127	55	41	31	94	41	29	24	137	57	46	34	120	50	39	31
9歳	108	51	41	16	127	59	49	19	95	43	37	15	136	62	53	21
10歳	126	45	47	34	109	38	41	30	128	44	48	36	95	31	37	27
11歳	129	49	49	31	126	47	49	30	109	39	43	27	127	45	51	31
0-5歳	712	278	274	160	672	259	261	152	647	247	255	145	628	236	253	139
6-11歳	719	280	266	173	710	270	269	171	699	259	265	175	685	256	261	168
0-11歳	1,296	507	492	297	1,264	485	488	291	1,235	465	481	289	1,217	457	480	280
0-4歳	460	188	174	98	444	179	170	95	441	175	174	92	426	168	172	86
5-9歳	581	225	222	134	585	221	228	136	557	207	216	134	569	213	221	135
10-14歳	656	259	254	143	639	249	250	140	632	240	252	140	586	225	229	132
0-14歳	1,697	672	650	375	1,668	649	648	371	1,630	623	641	366	1,581	606	622	353
15-64歳	8,859	3,775	3,009	2,075	8,649	3,647	2,965	2,037	8,489	3,541	2,938	2,010	8,352	3,492	2,903	1,957
65歳以上	4,285	1,807	1,271	1,207	4,466	1,858	1,344	1,264	4,601	1,887	1,407	1,307	4,711	1,936	1,441	1,334
長生村計	14,841	6,254	4,930	3,657	14,783	6,154	4,957	3,672	14,720	6,051	4,986	3,683	14,644	6,034	4,968	3,642

	計画策定対象の推計値(各年4月1日)											
	H30年度				H31年度				H35年度			
	計	八積	高根	一松	計	八積	高根	一松	計	八積	高根	一松
0歳	77	28	38	11	76	27	38	11	70	24	36	10
1歳	83	33	38	12	82	32	38	12	75	29	35	11
2歳	85	35	35	15	84	34	35	15	77	31	33	13
3歳	89	31	31	27	88	31	31	26	82	28	30	24
4歳	85	37	30	18	90	38	33	19	85	36	32	17
5歳	95	30	42	23	87	27	38	22	89	27	40	22
6歳	107	39	37	31	96	33	38	25	91	32	32	27
7歳	96	28	41	27	108	31	49	28	93	26	40	27
8歳	112	46	37	29	97	40	28	29	94	38	30	26
9歳	119	53	47	19	112	49	47	16	89	39	35	15
10歳	137	44	54	39	120	37	50	33	98	30	39	29
11歳	95	32	39	24	137	45	62	30	109	35	46	28
0-5歳	621	233	251	137	603	222	251	130	569	207	238	124
6-11歳	666	242	255	169	670	235	274	161	574	200	222	152
0-11歳	1,180	436	469	275	1,177	424	487	266	1,052	375	428	249
0-4歳	419	163	173	83	420	161	177	82	389	148	165	76
5-9歳	529	196	205	128	500	180	199	121	456	162	177	117
10-14歳	595	233	231	131	590	239	220	131	538	225	208	105
0-14歳	1,543	592	609	342	1,510	580	596	334	1,383	535	550	298
15-64歳	8,247	3,455	2,880	1,912	8,134	3,415	2,852	1,867	7,760	3,285	2,766	1,709
65歳以上	4,775	1,966	1,461	1,348	4,839	1,996	1,481	1,362	4,939	2,054	1,513	1,372
長生村計	14,565	6,030	4,924	3,611	14,483	6,021	4,884	3,578	14,082	5,965	4,691	3,426

※ 年齢別・地区別人口は、年齢別の村人口の推計値を3階層別と5歳階層別の地区別人口の過去の実績の伸び率を将来に伸ばして推計した地区別人口の割合で按分して求めた推計値である。

第2節 用語解説

か 行

・核家族世帯

国勢調査に基づく、「夫婦のみの世帯」「夫婦と子どもから成る世帯」「男親と子どもから成る世帯」「女親と子どもから成る世帯」のこと。また、「核家族世帯以外の世帯」は、多世代世帯を指す。

・教育振興基本計画

教育理念及び施策を示したもの。

・高齢社会

総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合の基づき、この割合が7.0%を超えると高齢化社会、14.0%を超えると高齢社会、21.0%を越えると超高齢社会と定義している。

・子ども・子育て会議

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして設置する会議。地方自治体では、地方版子ども・子育て会議として設置されている。

本村では、健康づくり推進協議会が、「子ども・子育て会議」を兼ねています。

・子ども・子育て関連3法

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を総称した呼称のこと。

・子ども・子育てビジョン

平成22年に閣議決定され、子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、平成22年度から26年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んで策定されたもの。

・子どもの権利条約

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた国際条約のこと。わが国は、平成6年に批准しています。

・こども発達支援センター

心身に障害のある児童及び発達に不安または心配のある児童並びにその保護者に対し、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を実施し、併せて発達について必要な相談支援を行う施設のこと。

・コーホート変化率法

自然増減と社会増減の要因を区別せず、過去の人口動態から求めた変化率に基づき将来人口を推計する方法のこと。

- **国勢調査**

我が国の人口及び世帯の実態を把握し、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的としており、都道府県議会や市区町村議会の議員の定数の決定、地方交付税交付金の配分等に利用されている。最も基礎的な統計情報の一つ。

さ 行

- **児童虐待防止ネットワーク**

福祉・教育・保健・医療・警察等の関係機関が連携し、児童虐待の早期発見、対応、家庭への支援を行う組織のこと。

- **児童憲章**

昭和26年に制定された憲章であり、憲法に基づき、児童の福祉の定着がうたわれたもの。

- **三区分人口**

国勢調査に基づく、年齢世代別の人口区分を指し、15歳未満を「年少人口」、15~64歳を「生産年齢人口」、65歳以上を「老年人口」をいう。

- **次世代育成支援対策推進法**

平成15年に施行された法律であり、育児環境を整備を図るため、国・地方公共団体・地方自治体また企業において、行動計画の策定を求めるもの。

- **社会福祉協議会**

地域住民、民生委員児童委員、社会福祉施設、活動団体、ボランティア等の協力のもと、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織のこと。

- **住民基本台帳**

住民基本台帳は、氏名・生年月日・性別・住所などが記載された住民票を編成したもので、住民に関する事務処理の基礎となるもの。平成11年の改正住民基本台帳法により、行政機関等に対する本人確認情報の提供や行政区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、地方公共団体共同のシステムとして、各市町村でネットワーク化がされている。

- **小1の壁**

幼稚園、保育所時代の延長保育が、小学校進学後の学童保育ではより短時間預かりになることに起因する社会的な問題のこと。主に就労と育児の両立の支障とされる。

- **小1プロブレム**

入学したばかりの小学1年生が、社会的な行動（集団行動、授業中の態度等）になじめない状態が継続すること。

- **障害福祉計画**

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の事業量と確保対策を示す計画。一般的に、障害者計画とともに策定される。

- **少子化社会対策基本法**

平成15年に施行された法律であり、わが国の少子化に対する施策の在り方、方針を示したものの。

- **青少年相談員連絡協議会**

地域の青少年健全育成を図り、それに係る活動を支援・協議する組織のこと。相談員は、長生村の推薦の上、千葉県知事より委嘱される。

- **総合計画**

長期計画、振興計画とも。行政の最上位計画として位置づけられる、自治体の施策理念・方針を長期的に示したもの。

た 行

- **待機児童**

入所申請、条件を満たしているものの、定員超過等により、保育所に入所できない状態にある児童のこと。

- **男女共同参画計画**

就労や地域活動等の社会参加において、性差による機会の均等を促進する計画のこと。

- **地域福祉計画**

主として地域活動において、地域の福祉を醸成または促進する計画。

- **地産地消**

地域内での産物等を、地域内で消費すること。

- **地方裁量型**

認定こども園の認定区分の1つであり、幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプのこと。

- **特別支援教育コーディネーター**

特別支援学校や小中学校において、特別支援教育を中心的に推進する教諭のこと。

な 行

- **認定こども園**

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設のこと。

は 行

- **パートタイム**

パートタイム労働者とは、「1週間の所定労働時間が通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」（パートタイム労働法）を指し、一般的にこれ以外を「正社員（正職員・常勤・フルタイム正社員等）」としている。

- **パブリックコメント**

行政手続法に基づく意見公募手続を指し、国・地方公共団体・地方自治体において、広く村民意見を取り入れる手段として実施されており、一般的には行政計画の素案を公開している。

- **フルタイム**

「パートタイム」項を参照。

- **放課後児童クラブ**

学童保育とも。主に小学校に併設され、いわゆる「放課後児童（家庭事情により、放課後に家庭が保護者にいない児童）」対策として、児童の居場所及び健全育成を図っている。クラブ運営は公設民営や民設民営の形態があり、事業詳細が異なります。

- **保健衛生推進員**

長生村保健衛生推進員は、保健衛生の普及と健康意識の高揚を図るとともに地域ぐるみの福祉活動を推進し、住民の健康保持増進に寄与することを目的として、村在住の中から保健衛生に深い理解と熱意のある方を村長が委嘱します。

- **ママパパ学級**

本村では、「村内に住所がある妊婦とその夫」を対象に、産後や育児の不安を和らげる内容の他、食生活や口腔ケア等の講話などを行っています。

わ 行

- **ワーク・ライフ・バランス**

「仕事と生活の調和」を指し、就労時間以外（余暇）における地域活動や社会参加の促進の他、男女共同参加の理念に基づく就労や育児の支援を図ることとする理念のこと。

長生村 子ども・子育て支援事業計画

発行年月 : 平成 27 年 3 月

発行・編集 : 長生村役場健康推進課

所在地 : 〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷 1-77

電話 : 0475-32-2111 (代表)

ファクス : 0475-32-6802

E-mail : cho-hoken@vill.chosei.chiba.jp

ホームページ : <http://www.vill.chosei.chiba.jp/>
